

ば吾人の朋友なり、此の新宗教は創作改革的の者にして攻撃的の者に非ず、無政府論、又は革命的に何の關係もあつることなし、腕力に由て之を弘布するに非ず、機關、模範、教義の三者を以て弘布する者なり、若し他より攻撃せらるゝ時は、吾人の主義の許す限りあらゆる方法を以て辯護防衛し、且秘密なる妨害、或は公然たる犯罪に由て亡滅せらるゝも此の宗教は敢て畏縮せず、死に至るまで極致教に忠實なることは、吾人の標識なりとす、吾人の敵は諸宗教の儀式にのみ拘泥する教理論者及極致教に反對する者にして、殊に懶惰不正の徒なりとす、吾人は種々なる偽善、慘酷、悪事、犯罪等を甚しく嫌惡する者なり、吾人は學術上絶對的に弊害ありと決せざる中は、輿論を嚴禁する者に非ず、然れども吾人は喜て禁酒會に同情を表するものなり、

吾人は極端を愛する者に非ず、數多の場合に於ては、善徳は極端の中間に在る者なればなり、吾人は現世の後の事に關する智識を有することを主張せず、吾人は人力の及ばざる無限の勢力あることを信ず、然れども吾人は此の勢力の真正なる本質を知らず、吾人は神靈、全能、造物主と曰ふが如き語を用ふるを得、然りと雖も吾人は決して人類の如き神體の存在するを信せず、如何となれば此れ眞正哲學の許さざる所にして、其説たるや「アンスロポモルヒスム」(細注神は人形を有する者と曰ふ説)の説なればなり、吾人は如何なる男子をも、女子をも之を尊て神とせず、又神が人と爲ることを信せず、然りと雖も、人類中にも大に差別あること及或人は他の人よりは人類並に文明の爲に更に多く利益を興へしことを

に幾分の制限あり。

(九) グアテマラ共和國

諸教皆同等に行はるゝと雖、就中羅馬教殊に熾なり。

(一〇) ボリヅフィヤ共和國

羅馬教を立て、國教と定め、他教には、公然禮拜を行ふことを禁ぜり。

(一一) エクワドル共和國

憲法に據り、國教を羅馬教と定め、他の宗教を許さず。而耳ならず、國會議員選舉權資格の一に、國教崇奉を數へたるか如きは、他に比を見ざるの制なるへし。

(一二) ハイチ共和國

此國は名義のみ羅馬教を奉ず。

(一三) ウルグワイ共和國

國教は羅馬教なれども、他の宗教と亦全く信教の自由を有す。一八八五年の人口調査に據れば、國教徒十五万九千九百二十二、新教徒二千〇三十二人、無宗教者二千〇七十四人あり。

(一四) サン・ドミンゴ共和國

羅馬教を國教と定むると雖、他の宗教も亦制限を置て之を許す。國教の寺區五十四あり。

(一五) パラグワイ共和國

國教は羅馬教なれども、他の宗教も亦禮拜公行の自由を有せり。

サルヴァドル、ホンデュラス、ニカラガ、及コスタ・リカの各共和國の宗教事情は未だ詳にせず。

(一六) 英領各地

加奈太領地 加奈太には國教なく、諸派同等に行はる、中に新教各派最熾なり。一八九一年の調査に係る各教徒數は左の如し

羅馬教	一九九二〇一七	路陽派	六三九八二
メンヂスト派	八四七七六五	コングレグ	二八、一五七
アンスピテリ	七五五三二六	其他諸教派	一六〇七三九
英國教宗	六四六、〇五九	無宗教者	八九三五五
バプテリスト派	三〇三、八三九		

斷言す、然りと雖も、此事を斯る人物の特殊の功とすることを欲せず、特性を有する人の發達の善良なるは、其人の功に非ず、吾人は教義として之を尊ぶよりは、信者の眞模範たるべきの大價值ある者なりと信ず、然りと雖も、吾人は何人をも禮拜せず、又單一の物體をも禮拜せず、人間想像上神とせし物をも禮拜せず、吾人は如何にして萬物の發生せしか、又は元來發生せし者なるや否を知らず、故に吾人は現今存在する萬物の終局の目的如何を知らず、又斯る目的のあるや否やをも知らず、此等の論點は公然の問題なれば、學術に就て自由に討究すべし、吾人は人類の再生あるを信せず、吾人は又人類の不死不滅を信せず、吾人は死後存在の如き者果して幾何時間あるかの論點は、學術の判決に任す、吾人は死後人類の住所として天國あるを信せず、天文學は斯る信仰に反對す、吾人は地獄、地獄の支配者及び黃泉の存

此中、羅馬教は、最クエベック州に行はれ、此一州のみにて實に百二十九萬七千七百九十人あり、又英國教宗は殊にオンタリオ州に多く三十八萬五千九百九十九人は、全く此州の教徒なり。羅馬教に法老一人、大教正七人、教正二十三人、僧侶凡そ千五百人あり。英國教宗は教正十九人、僧侶凡そ千人あり。「プレスビテリアン」派には、法教師九百八十一人、寺院及傳教所二千三百五十八あり。「メリヂスト」派の法教師は千七百人、「バプチスト」派には凡そ五百人の法教師あり。是等の各教派は、皆各々其神學校一若くは一以上を有す。ベルムダス 一八九〇年に於て、人口概算一萬五千七百四十三人の内、一萬二千人は、全く英國教宗を奉ず。宗教上の支出は、歳出重要科目の一なり。

フオーランド諸島 人口凡そ千八百九十人、此内千三百二人は新教徒にして、二百五十一人は羅馬教徒なり。

英領ホンチラス 羅馬教、「ウエスレー」教等行はる。

ニューファウンドランド及ラブラドル 此地の宗教別人口は、羅馬教七萬二千六百九十六人、英國教宗六萬九千八百廿四人、「メンヂスト」教五萬三千二百七十六人、「プレスビテリアン」教千四百四十九人、其他諸教四千七百九十五人なり。(人口は一八九一年に二〇二、

在せるを信せず、然れども吾人は斯る教理、又之に類する者の稍眞理を含有することを承認す、吾人は此の世界に於て、萬物の曾て善且完全なりしことを信せず、吾人は人の過惡多きを知ると雖も、其過惡に由りて一切の惡事か世界に來りしを信せず、吾人は世界を修理すへき者に非ずと思考せず、吾人は萬物を其儘に採用し、若し能ふべくは之を改良することを試むべし、吾人は人、或は物をして完全無缺ならしむることを得べしと信せず、吾人は善事の相當の報酬を得、又惡事の適當なる處罰を受くること、思考せず、然れども、全軀に於て、善事を行へば眞結果を得、惡事を行へば最後に失敗することを得せんとす、一度爲せしことは、如何なる勢力にても之を排除すること能はずと雖も、唯一つ

○四〇人)

西印度 西印度は、政治上六部に分たる、中、宗教別人口の明瞭なるは、唯三部あるのみ。左に之を分載すへし。

バルバドース島 英國教宗徒十五萬六千五百三十九人、「ウエスレー」教徒一萬四千四百八十五人、「モラヴィアン」教徒六千八百人、羅馬教徒八百十六人、猶太教等の信徒二十一一人あり。猶太教等を除き他の四派の基督教徒は、昔年々官府の補助金を受く、是等の補助金總計一箇年一萬千七百七十五磅に上る、内一萬八百二十五磅は、全く英國教宗の受くる高なり。

ジャマイカ島 英國教宗徒四萬千八百七十二人、「バプチスト」教徒三萬六千三百八十八人、「メンヂスト」教徒二萬四千人、「プレスビテリアン」派の教徒一萬千三百七十七人、羅馬教徒九千三百人、蘇國教宗徒千六百人にして、其他の基督教徒は家族等の外に一萬五千人あり。(タックス諸島を合して、人口一八九一年に凡そ六三九、四九一人)

リールワード群島 英國教宗徒三萬三千八百八十八人、「ウエスレー」教徒三萬人、羅馬教徒二萬九千人、「モラヴィアン」教徒一萬七千人なり。(一八九一年に人口一二七、七三三人)

西印度の他の三部即ちバハマ群島、トリニダード島、ウインド

の方法ありて實際之を忘却するに至るべく、且或る場合に於て其の惡結果を避くことを得べし、吾人は義務、責任及此等の言語に由て表示せらるゝ者の、自由意志あるかあらぬか、又は如何なる意味の自由意志と、如何なる度に於ける自由意志のあるや否や等理論上の問題に少も關係せぬことを信ず、吾人は何處より來れるか、又何處に行くかを知らず、又吾人の知る所は、吾人は此の遊星上に在り、事物を現在の儘に考へ、而して万事万端最上の者を爲すべき必要あるを知る、若し能く之を爲す時は、吾人は受くべき丈の幸福を受くべし、吾人は「メルウイン」主義、或は此に類する理論を惡む者に非ず、斯る疑點をば全く學術の判断に委ぬる者なり、吾人は此の生活及び世界に對して過分の希望を有せず、故に終に際して失望せず、此の生命及世界の不可思議なる場合に遭

ウナード諸島並に英領ギヤナの宗教狀況は未だ之を悉せず。次項にシヨードルニア及屬國、ギヤナ、マルチニック、セント・ピール及ミケロン、の佛領各地又西班牙領キョバ及ポルト・リコの各宗教事情を掲ぐる順序なれども、是れ亦未だ之を悉せざるを以て暫く闕如に従ふ。

(一七) 蘭領西印度

シヨリナム 政府の行政規則に據れば、一切の宗教徒に十分の自由を與ふ。一八八八年には、「モラヴィヤン・ブレズルン」教徒百六十二萬九千六百六人、改革及路傍教徒一萬五千六百七十九人、羅馬教徒一萬三千人、回教徒千六百二十九人、猶太教徒千二百五十二人なり。キアラサオ殖民地 一八八八年に於て、羅馬教徒三萬六千八百五十五人、新教徒八千五百八十八人、猶太教徒千十八人あり。

亞細亞洲

(二) 支那帝國

元の世祖は、當時國內に行はるゝ佛教、道教、回教、基督教皆信したりしか、一日基督教の宣教師、帝に問うて、其雜信の理由を示されんことを乞ふ、帝曰ふ、四皆善長奉す可し、故に咸く信すと。想ふに、支那は古來より信仰上の制限を設けたることなし、歴代の皇帝概ね宗教に對して寛容の見を持つる、猶世祖の如し。嘗に宗教の自由を許したるのみならず、此宗教を以て却て治國の方便となしたり。現今行はるゝ宗教は、儒、佛(喇嘛を含む)、道を始め回教あり、新舊基督教あり、中に儒、佛、道の三教は、來歴古く因縁淺からざるの故を以て、國民の信奉するものと認めらる、而も是れ只單に斯く認めらるゝといふに過ぎず。

遇し、且世界の不易なる法則に依違するるとき、又吾人が善を爲せば、吾人のみならず人類及世界全體に於ける善長なる精神と全く一致する事を実際に信じて得る時のみ、吾人は祈禱をなすを可とす、祈禱にして、何事にも自然法則に反する時は吾人は之を不道理なりと思考す、一切の宗教的唱歌又は讚美歌も之に準ず、若し學校なき處ならば、極致教は之を設立せんと欲す、博物及歴史の普通なる智識を各人に普及することは、吾人の最も望む所なり、普通の智識は他の一切の智識の基礎なればなり、渾て人類に主要なる部分の身軀にも、精神にも調和したる教育は、吾人の謂ゆる教育の極致なり、然りと雖も此の教育は、開化人民の種々なる需用に應ずべき目的の爲め理論、工藝、實地或は之を混同して特別且熱心なる準備を爲すことを厭ふ者に非ず、吾人の戒むる所は教育の過度なるに在り、吾人は前人の已に定めたる事實を隠蔽する

儒教は、其倫理教の本分を以て行はれ、士君子、文人、讀書家と稱せらるゝ者は、皆此教を崇めて無上の寶典となし、政府又此を以て國脈の根幹となす、殊に教祖孔子の贊述せる祖先崇拜の禮は、汎く全國に行はる。

佛教は、一たひ唐宋の盛時謝してより、特に明の世宗大に道教を悦び佛教を斥して、京師の寺院を毀ちたる以來漸く衰運に傾き、本朝に至りては、最甚醜敗壞を極む。嘗て乾隆帝の發したる、新寺の創建及舊寺の修繕を禁したる布告並に僧侶となるもの年限、僧侶の徒弟養成及宣教上に殆ど禁止的の制限を附したる布告は、既に廢止せられたりと雖、僧侶は概ね無學無識經を解し人を導くの能なき

を好まずと雖も、或る事に付ては生徒の之を玩味するに足るべき適當なる時期の來らざる以前に、教ふべからざるものなることと考ふ。

政治に於ても、社交上に於ても吾人は秩序及自由の相互兩立すべき者たるを信ず、吾人は人類社會の各人等しく社交上、又は政治上の任に適當せる者と思考せず、吾人は身軀及心情の善惡の兩質共、勿論一代より後代に移傳せらるべき者たるを信ず、

吾人は社交、政治、學術、技術、工業、商業、其他開明世界の萬般の業務の極致に達せらるべき者と思ふ。即自己に適當なる業務にのみ心を専らにし、他事に關涉せずば開明世界の機關の極致の度に達せんとす、

吾人は現今開化の度にて、多數の者は猶未だ完全ならざることを信ず、然りと雖も、之に代ふるに明かに善良なる者を以てすること能はざる間は、不完全なるもの

のを變更し、或は之を廢棄せんとするは不得策なりとす、

吾人は完全に存在せる名譽と義務を毀損せずして避け得べき限りは、戰爭を尊重するものに非ず、

吾人は一般に平和及各國民の平和にして有益なる交通に付ては、何れの團體に對しても友情を表す、

極致教と稱する新宗教は、各國民の氣候、又は開化の程度如何に論なく採用し得られ、且採用すべき者たるを信ず、然れども邦國の異なる、時期の差あると共に、此の宗教も亦各自に差異あるべき者たることを信ず、特に其組織、祈禱、讚美、説教其他の形式は主要なる點に於て一致する以上は、國及時の異なると共に、多少變更あるべき者たることを信ず、勤勉なる勞働は其人の爲にも、又他人の爲にも人類の利益にして、苦痛に非ざることを信ず、

人類の完全即極致は只に智識上の事のみ

のみならず、教務上管長なく、理事なく、何等の政治機關を有せず、全く無制度の有様にして、空しく其境類に委せり。然れども、佛教の別派なる喇嘛教は、元朝以來漸く盛なり。

喇嘛教は、西藏より蒙古、滿州等に行はれ、其勢力も亦熾なり。法王ありて教徒を統ふ。西藏の如きは、喇嘛僧たるを以て最名譽とするの風あり、又宏壯なる寺院多く、其僧侶の多きこと世界第一とす。素と喇嘛には、紅黃の二大派あれども、今日は紅教の勢振はす、蒙古、西藏の喇嘛は皆黃教に屬す。

道教は、各省に行はれ、道觀(道教の寺院)亦頗る多し、其僧を道士と稱す。今日最盛に行はるは、主管者として、江西省の張天師を奉戴する一派なり、張天師は、派祖張真人の遺裔なりと云ふ。

回教は、天山以南より甘肅、陝西、山西、直隸の諸省に盛に行はる。此教徒は、最團結力に富み、相親み相扶け、婚を他教の人に通せず、亦深交を他教の人に加へず。嘗て屢反を企て、實に現政府の大患とする教派なり。

基督教の始めて支那に入りしは、久しき前の事にして、唐太宗の時波斯の僧阿羅本「ネストリヤン」派の教義を傳ひたるに基因す。新

過きす。羅馬教は、今帝の初に、支那全部の宣教區劃を五區に分ち、本部を上海、漢口の二所に置て、熾に布教に従事し、或は醫院を立て、或は育兒院を設け、貸財を惜まずして貧民を賑はすか故に、信徒の數頗る増加したり、其宣教師は、現時一百餘名に上り、多くは佛人なり。新教の傳道は、英米の宣教師之に當り、羅馬教と同一の方針を取り、大に慈善事業を興して、種々の利益を信徒の上に蒙らしむるを以て、布教日尙ほ淺きに拘らず、傳播殊に速なり、其教會堂の數の如きは、今日既に羅馬教を凌駕し、各省合して百五十箇所に建設せりと云ふ。

支那の宗門人別は、他の凡ての事項と同しく、現時其實數を得るの難きは勿論なり。且く西人の觀察に成れる概測に據れば、支那中部及南部に在ては、儒、佛、道の三教を奉する者多しと雖、人民の大半は佛教を奉す、回教徒は東北及西南部に多し、其數凡そ三千萬人、羅馬教徒は支那本部に於て凡そ百萬人、新教徒は凡そ五萬人、山間の人種中には尙ほ宇宙を崇拜する者多しとぞ。

(二) 朝鮮王國

一般に嚴重の儀式を設けて祖先を祭るは、支那と異なることなし。嘗

ならず、又實際的善行なるを信ず、萬事理論及實際に於て眞實善良なる者に到達せんと力むるは人類の極致にして、其の極致は吾人の鞏固なる信仰なりとす、吾人は自尊心の缺くべからざるを信ず、若し世界に我愆なからざるを得ざるならば、自尊心は眞正なる我愆なりとす、

愛は萬事に對して必要なるを信ずと雖も、神、或は同胞人類、又は兩者に對する愛のみを眞正宗教の完全たる主義とは考へず、是れのみにては不十分なる者と信ず、貨殖は數多の事件に付き有用なるを信ず、且金銭なき者に在ては、殊に必要なりとす、世界に金銀の存在せる限りは、固り之なかるべからず、然れども蓄財貨殖のみは目的に非ず、只正直なる生活を爲し、善事を爲し、種々なる人事の進歩を扶殖する方便と爲すに在り、吾人は人類の生を此世に受くるは、只に

て京城市内には、僧侶の住居並に殿堂の建設を禁せしか、地方に於て特に丘陵には、佛教及道教の寺觀頗る多し。上流社會には、儒教最尊信せらるゝこと、亦支那と異らす。羅馬教徒凡そ千五百人、新教徒三百人あり。

### (三) 波斯王國

波斯は、土耳其に似て、亦回教主義の國家なり。國法は總て經典「コーラン」の教理に基き、國王は教祖の代理人として人民に臨む。然れども王は僧侶に對しては唯市府の大寺院長を任するの權あるのみ。波斯の回教は、重に「シアー」派(Shi'a)を奉し、土耳其人の信する「サンニー派」(Sunni)とは稍其教義及沿革を異にす。國內に多くの「ムヂタヒッド」(Mutahidd)僧侶長(あれども、バクダッドの近傍なるクルベラに住する「ムヂタヒッド」は衆僧の長にして一教を統ふ、世人之を教祖の代人と曰へり。又波斯の僧侶は、甚だ強大なる權力を有して、社會の進歩に反對すといふ。

國內各教徒の數は、「シアー」派八百萬人、「サンニー」派八十萬人、「アルメニヤン」教四萬五千人、「チストリヤン」教二萬五千人、猶太教二萬五千人、波斯教(Parsi)或は Guebres 教、即ち火教の(と)九千

苦痛を感じ、又勞働するのみならずして、適宜に此の生を樂ましむべきことを信ず、身軀の勞働は、吾人終身必要なることを信ず、而して此の一事は新宗教の一部分なり、

吾人は通常強壯なる身軀に強壯なる精神の(渾て精神と曰へる語に由て表示せらるゝ者を包含す)寓することを信ず、嚴肅なる禮典及定期の祭日は合理の者にして、且有用なるを信ず、但此を以て宗教の本體なりと考ふべからず、只極致教の記號又は裝飾と看做すのみ、世間の出來事は吾人之を偶然と稱すと雖も、皆自然の法則、歴史上の法則、各個人の法則等一定の法則に従ふて生ずる者たることを信ず、然れども吾人は決して宿命論者に非ず、又寂靜教徒に非ず、吾人は自己の活動の實際的價值あるを信ず、吾人は男女共、母の胎内より生れて天死

人、羅馬教徒數百人(一八八一年の人口七、六五三、六〇〇人)而して「アルメニヤン」教以下の非回教諸派は、歐洲人の居住せる市府に於ては、十分の寛待を受くるも、他の地方に於ては、甚だ壓抑に苦しめり。

### (四) 暹羅王國

國人は専ら佛教を奉す。僧侶は全國の教育を掌れり。

### (五) 阿富汗斯坦王國

住民は、「キシルバッシュ」族及「ハザラ」族の過半を除き、皆「サンニ」派の回教徒にして、「ハザラ」族は「シアー」派を奉す。

### (六) ニポール王國

此國の征服者たる「グールカア」族は、古式の印度教を奉し、土族は佛教を信ず。オーマン王國並に貴族政の行はるゝアータン國の宗教事情は未だ詳にせず。

する者あり、或は天年を全する者ありと雖も、早晚死を免かれず、而して吾人は此の生より死に至るまでを、各人自己の一循環を終了せる者なりと信ず、吾人は死を恐れず、又生を恐れず、吾人は兒童を成るべく幸福且健康ならしむべきことを勉むべき責任あることを信ず、而して是即吾人宗教の特別な事業たることを信ず、

吾人は吾人の信ずる所の者に向て刻苦勉勵す、吾人は事物の善なる者を更に改良し、悪なるものを避け、且修理することを得る者は修理せんと欲す、吾人は吾人及他人の健康を保つ爲に、何事をも爲すべきことと信ず、而して成る疾疾病に苦しむ者を扶助看護し、以て回復せしめんことを力む、吾人は世上に許多の不可思議なる者あるを信ず、而して恐くは永久不可思議に終らんか、然れども學術は此等の事を研究

し、公に論議する権利と義務とを有する者なることを信ず、吾人は物に感激することは重大なる事にして、真正宗教の一部なりと信ず、即自然界の奇に對し、卓絶なる男女に對し、莊嚴なる技藝及美術に對する感激、且萬般の理想に對する感激、完全、眞實、正義、審美及神聖なることに對する感激、又は之に類する理想に對する感激の如き是なり、吾人は男子の性質善に進む時は、其行事も又善に進むべきを信ず、女子に於ても同一なり、吾人は個人自己の諸事に付き改良することとは、其他萬般の改良及進歩の基礎たるを信ず、吾人は善に進むの力の、吾人の断えず勞働するに由りて増加するを信ず、而して吾人は此世を辭する瞬間に至るまで此の勞働を繼續すべし、然らずば退歩の恐れあり、

(七) 英領各地

印度及屬地 印度(多少印度政廳の監督を受くる藩王所屬の地とも)の宗教中、最廣く行はるゝは、印度教にして、其教徒は、總人口の四分の三を占め、之に回教徒五千七百餘萬人を加ふれば、實に全國人口の百分の九十二に當れり。佛教徒は重に緬甸の地に多く、而して又基督教徒の數は、僅に二百二十餘萬に過ぎず。一八九一年の調査に係る宗教別人口は左の如し。

印度教	二〇七、七三一、七二七	シク教	一、四一六、六三八
回教	五七、三二一、一六四	波斯教	八九、九〇四
土人教	九、二八〇、四六七	猶太教	一七、一九四
佛教	七、一三一、三六一	其他諸教	四二、七六三
基督教	二、二八四、三八〇	總計	二八七、二二三、四三一
シク教	一、九〇七、八三三		

「シク」教(Sikh)は、印度人ナーナク(一四六九—一五三八)の開くところ、印度的回教なり。基督教は、新舊諸派行はるゝ中、羅馬教最多數の教徒を有し、英國教宗之に次ぐ、即ち前者は百三十一萬五千二百六十三人、後者は二十九萬五千十六人なり。

屬地にては、バルチスタンに回教行はれ、シッキムに佛教行はれ、ラッカチヤ島民は總て回教徒なり。

錫蘭 小乗佛教盛行はれ、其教徒、一八九一年に於て、八十七萬七千四百十三人。又同年印度教徒六十一萬五千九百三十二人、回教徒二十一萬九千九百九十五人、基督教徒三十萬二千二百二十七人あり。(此年人口三、〇〇八、四六六人)

パーレーン諸島 「サンニー」(Sunni)及「 Shiite」(Shiite)派の回教行はる。

サイプラス 希臘教最行はれ、教徒十六萬一千三百六十人を有す。此外回教徒四萬七千九百二十六人、其他の諸教徒三千八十四人あり。(人口は一八九一年に二〇九、二八六人)又一八八九年に於て基督教學校二百二十五、回教學校九十四あり。

北ボルネオ 島民の多くは回教を奉ず。此地に新教及羅馬教の宣教師二人あり、新教はサンダカンに教會及學校を設け、シグットに其支部を置く。

香港、海峽殖民地、亞丁及ペリム、カマラン島、ラブーンの各地宗教事情は未詳。

吾人は善に遷るの時期の人に依て異なるを信ず、或人は一瞬間、數時間、或は數日を要し、他の人に在ては數週、數月、或は數年を要す、是れ其人の稟賦及境遇の同じからざる故なり、  
 吾人は人の善に遷るの難易あるを信ず、或る人に在ては善に遷り、又善に止ること他の人よりは容易なる者あり、  
 吾人は此の真正宗教の私にも實行すべく、或は公に他人と協同して實行すべき者たるを信ず、  
 善事の爲、又は完全の爲に勞すること、吾人の中に働く所の絶對なる勢力の事業にして、即吾人の利益の爲に働くものと思ふことを得、  
 吾人は各自の自抑心なくば、人類間の一致調和なかるべきことを信ず、吾人は人類の利益を計る爲に、時としては財産、生命をも犠牲に供せざるべからざるを信ず、然りと雖も斯く剛毅なることを各人に希望せず、

吾人は自抑心の最大力を有する人の、他人を支配するに最も適したる者たることを信ず、  
 吾人は自己を改良する爲に多く克己の工夫を用ふる人の、道徳上に於ける價値の從て多きことを信ず、  
 吾人は自然界の事物の他に對して不正を爲し、或は健康及道徳上の威嚴を毀損せざる限りは有罪なる者と思ふせず、  
 吾人は人の心情及舉動の愈純粹なれば、其人の學術、技藝及生活の秘事を研究し、且人類の利益の爲めに勤勉することに愈適したる者たることを信ず、  
 吾人は真正の宗教の、死後に於ける未來の生命の希望なしに存立し得る者たることを信ず、而して吾人は真正宗教の斯る希望を排除する者なりと思ふせず、  
 吾人は曾て存在せし萬物の絶對的本原に祈禱をなすべき必要、常にあらざることを信ず、如何となれば、多數の人々は斯る高尚なる事を認識すること能はず、且

### (八) 佛領各地

安南 羅馬教徒四十二萬人あり。(人口五百萬人)  
 交趾支那 佛教徒百六十八萬八千二百七十人、羅馬教徒七萬三千二百三十四人あり。(人口概算一、九一六、四二九人)  
 東京 人口概算九百萬にして、羅馬教を奉ずる者四十萬人あり。  
 佛領印度、佛領印度支那並に東浦塞の宗教事情は未詳。

### (九) 蘭領東印度

蘭領印度行政規則の法文に據れば、諸教徒皆信仰の自由を有するものとす。此地回教最多く行はれ、土人及他の東洋人にして、基督教を奉ずる者は、一八八八年に於て、ジャバ及マデラに一萬二千二百九人、支部に二十三萬三千三百人あるのみ。又同年布教に従事する基督教諸派の宣教師七十三人あり、諸派の中改革教殊に昌にして羅馬教之に次く。又同年中、禮拜の爲めメッカに赴きし回教土人は、四千四百人を超ゆ。

### (一〇) 露領ボカール並にキイヴァ

中部亞細亞なる、露の此二の附庸國には、俱に回教行はる。次項に掲ぐ可き西班牙領比律賓諸島の宗教事情は未だ悉せざるを以て之を省く。

### (一一) 土領サモス公國

此國の住民、三十人を除けば、餘は悉く希臘教を奉ず。

### 阿弗利加洲

#### (一) モロッコ帝國

國帝は、國家の君主並に宗教の首長にして、其宗教の首長たるや、無上の權力を有し、而して其權力は、土耳其及他の回教諸國と同じく、宗教總理に屬する「ユーリヤ」(Ulama)の種類なる「コーラン」講道師の爲めに牽掣せらるることなし、國民は尊ひて「エミル・アル・ムーメニン」(Emir-al-Mumminin) 誠實なる信者の君主と稱す。君民共に「サンナイト」(Sunnite) 回教の「マハカイト」派 (Malekite) を奉ず。此派の他派と異なるは、重に祈禱式の點にあり。基督教徒は總人口殆ど九百四十萬人中僅に五千人に過ぎず。

賢人善人と雖も、其本原に近接し得ること至て稀なればなり、是故に吾人は上文に陳述せし意味に於て、萬物の絶對的本原の單獨なる者に祈禱することを許す、譬へば太陽に對し(太陽は實に吾人に生命を與ふる者なればなり)、地に對し、人種の思想に對し、己れの國民、家族、或は吾人一箇人の理想に對し、卓絶なる男女の精神に對し、道徳、學術、技藝に對して祈禱するを得、然れども以上の者は神の眞正なる天啓なることを推定し得る時に限る、然れども吾人は以上列舉せし者を以て、直に神即絶對勢力なるものとせずを欲せず、太古より多數の人々が神を宇宙の大建築者と稱せし如く、吾人も斯く稱することを得、之と同時に世人の記憶を乞はんと欲する者は、是れ謂ゆる「アンソロポモルヒスム」の説にして、神と曰ふ廣大無限の思想を狹隘なる人心の想像

に了解せしめんが爲めに設けし名稱なり、吾人の稱して神とするものは、神を稱ふる者に非ず、反て人類及吾人の稱する自然よりは無限に超絶したる絶對勢力なることを知る、吾人は又神を靈と稱することを許すと雖も、此の名稱も亦精密ならず、是れ只吾人の理解力に絶對物を近接せしむる種々の方策の一たるに過ぎず、約言せば人類の與ふる所の名稱は、一として此の無限の秘密を表示すること能はざる者なり、吾人今日存在する萬物は形を變ずと雖も、全く滅盡すべき者ならざることを信ず、吾人の太陽、地球、太陰も他日破壊する時來らん、然りと雖も、恐くは其物に新形状を附して存在を始めしむる爲ならんか、然りと雖も、此時の問題、即何時又如何にして此事あるかの如きは、吾人之を學術の判決に委せんのみ、  
(以上明治己亥九月上院記)

(二) 南阿弗利加共和國 (トランスヴァール)

此國には、和蘭改革教會最勢力を有し、一八八八年に其教徒四萬三千八百二十一人あり。此他和蘭教會の信徒一萬八千人、英國教宗徒六千五百八十一人、「ウェスレー」教徒三千八百六十六人、羅馬教徒三千人、其他の基督教徒千五百人、猶太教徒二千人あり。(人口は一八八九年に白人十一萬人、土人凡そ五十萬人)

(三) オレンジ自由國

全國に宗教會凡そ八十あり。政府は宗教の爲めに年に九千磅を支出す。和蘭改革教會最盛にして、教徒六萬八千九百四十人。其他の教徒は、英國「エビスコーバル」派千三百五十三人、「ウェスレー」教徒七百五十三人、羅馬教四百六十六人、路陽教三百三十二人、猶太教百十三人なり。(人口は一八九〇年に白人土人總計二〇七、二一九人) リベリヤ共和國の宗教事情は未詳。

(四) 阿弗利加中部及南部

中部蘇丹諸州 ホルミー王國、ウァダイ王國俱に回教國なり。

ダホメー 土人は尙ほ拜物教徒(Fetich-worshipper)たり。

埃及蘇丹、ルンダ並にコンゴ自由國の宗教狀況は不詳。

(五) 土領埃及

埃及には回教最行はる。其他「コプツ」(Cops)と稱する、基督教徒なる古代埃及人の子孫三十萬あり、重に天幕に住居せり。

(六) 佛領各地

アルジェリー 此地に行はるる回教は、佛國公認宗教の一として年々政府の補助を受く、其金額一八九一年度の歳出豫算に據れば、二十一萬六千三百四十法なり。

馬達加斯加爾 馬達加斯加爾人種の六分の五は、尙ほ偶像信者なれども、政府は基督教を認許且つ保護し、女王及政府重要の官吏等は、倫敦傳道教會の設立に係る寺院の信徒たり。此寺院は、「インデペンデント」派、「プレスビテリアン」派及「エビスコーバル」派の共同組織なり、傳道教會は、全島に於て、宣教師二十八人、土人宣教師七百五十人、土人説教師百人を有す。此他諸威の路陽派二十六人、英國「フレンド」教會十人、同「アングリカン」教會十人の各宣教師あり。



### 十四 宗教法案始末記

第十四回帝國議會に提出せられたる宗教法案は、當期の政府案中最も重大なるものなりき、當に斯の如くなりしのみならず、其政教二者の關係を定むるものとして、國法中重要な位置を占むるものなること亦論勿きなり、山縣内閣が有ゆる方法手段を盡して其通過に躍めたるも、最も痛痒を感ずる佛教社會亦種々の方法を取りて之に反對したることは、共に實に想像するに餘りありき、帝都の論壇は一時之が爲めに賑ひ、國國の教徒亦皆視線を其成行に注ぎぬ、中には諸宗教の性質及び其帝國に於ける經歷、實勢並に將來の影響等の諸事の事情に拘束せられざるの勇氣を愛し、各宗教一視同仁無甲無乙に之を遇するの宏量を稱して、之を歡迎する者ありたれども、一般には、斯の如き重大なる事柄を倉卒の間に決定するの無謀を憂慮し、其規定の結構先づ法を出

りて布教に従事す、羅馬教には僧侶凡そ四十人あり。全島の基督教徒は、新教各派凡そ四十五萬人、羅馬教凡そ五十萬人あり。各基督教は、學校、病院、出版業等の開明事業を以て、島民を益せり。(人口凡そ三百五十萬)

突尼斯 人口概算百五十萬にして、其大部は回教徒なり。此他猶太教徒四萬五千人、羅馬教徒三萬五千人、希臘教徒四百人、新教徒二百五十一人あり。

コモロ群島 人口凡そ四萬七千、重に回教徒なり。

ガブン、佛領コンゴ、ゴールド・コースト地方、マイヨット、ノッシ・ネー、レユニオン、セント・マリ、オボック並にセザガル、リヴェール・ヂ・シッド及佛領蘇丹の各宗教事情は都て未詳。

(七) 英領各地

喜望峯殖民地 此地の人民は、白色人と異色人とを問はず、和蘭改革教徒其多數に居る、其他諸派の教徒ありと雖、改革教徒に次て多數なるは英國教宗なり。一八九一年の調査に據り、宗教別人口を舉ぐれば、和蘭改革教三十萬六千三百二十人、英國教宗十三萬九千

して事を之に曲げんとする弊に陥りたるも、又之を縛せんとして菓子を與ふるが如き拙策を含めるとは、痛く思ひ嫌はれ、遂に否決の運命を見るに至りぬ、然れども宗教法は遂に無かるべからず、今此案の提出より其最後に至るまでの次第を記して、過去の事迹に鑑みんと共に、向後商量の一助となす、亦無用のことにあらざるべし

#### 法案の提出

宗教法案の、始め貴族院に提出せられたるは明治三十二年十二月九日のことにして、其院議に上れるは同じ月の十四日なり

#### 宗教法

##### 第一章 總則

第一條 公に宗教を宣布し又は宗教上の儀式を執行するを目的とする社團又は財團は本法に依るに非ざれば法人と爲ることを得ず

第二條 本法に於て教會と稱するは公に宗教を宣布し又は宗教上の儀式を執行するを目的とする社團法人又は財團法人にして寺に非ざるものを謂ふ

第三條 本法に於て寺と稱するは寺院を所有し教法を宣布し法儀を修行するを目的とする財團法人を

五十八人、「ウエスレー」派十萬六千三百三十二人、「インデペンデント」派六萬九千六百九十二人、「プレスビテリアン」派三萬七千二百二人、路陽教二萬二千七百七十八人、羅馬教一萬七千二百七十五人、「モラヴィアン」教一萬六千三百九十七人、「レーニシ・ミッション」教 (Rhenish Mission) 一萬四千二百七十二人、「バプテリスト」教六千九百五十四人、「ウエスレー」派以外の「メソヂスト」教五千三百九十人、回教一萬五千九百九十九人、猶太教三千九百人、無宗教七十五萬三千八百二十四人なり。傳教所都て六百二十一、派出傳教所千七百四十四人あり。和蘭改革教、英國教宗、「プレスビテリアン」派及羅馬教は、年々若干の補助金を受くれども、一八七五年の條例は、此補助金を漸次廢絶することゝ爲せり。

マヨリシアス 一八九一年の宗教別人口に據れば、印度教二十萬九千七十五人、羅馬教十一萬五千四百三十八人、回教三萬四千七百六十三人、新教七千三百七十七人あり。印度教徒は印度人に多し。政廳は羅馬教及新教に補助金を下附せり。

サンツバル 國教は回教にして、沿海地方及諸島の土人は、「シヤフ」派 (Shiah) の「サンニ」派を奉し、國王及王族は、「イバダ」派 (Ibadin) の分離教を奉す。此他英國教宗、「ウエスレー」教、「インデ

謂ふ。寺院は佛教の本尊を安置し教法を宣布し法儀を修行し僧侶の止住する建物とす。

第四條 前二條の目的を有する社團又は財團を總轄する社團又は財團は教會又は寺と爲ることを得ず。

第五條 本法に於て教派又は宗派と稱するは公に宗教を宣布し又は宗教上の儀式を執行するを目的とし教規宗制の定むる所に依り教會又は寺を總轄する宗教團體を謂ふ。

第六條 教派又は宗派に屬する宗教團體は教派又は宗派と爲ることを得ず。

第七條 教派宗派教會又は寺は本法に定めたる目的の外教規宗制教會規則又は寺規則に定むる所に依り公益事業を以て併せて其の目的と爲ることを得ず。

第八條 慣例の許す所に係るものを除く外宗教上の事項に關し公衆を會同するときは發起人は開會二十四時間以前に會同の目的、場所及年月日時を行政官廳に届出つべし但し主務官廳の認可又は許可を得たる宗教團體に於て公衆を會同するときは此の限に在らず。

第九條 宗教の宣布宗教上の儀式の執行其の他宗教

上の事項に關し安寧秩序を妨げ風俗を壞り又は臣民たるの義務に背く行爲ありと認むるときは主務官廳に於て其の變更若しくは取消を命じ又は之を禁止することを得。

第十條 剽奪公權者及停止公權者は宗教團體の事務担当者と爲ることを得ず又宗教上の事項に關し公衆を會同することを不得。

第十一條 教派宗派教會又は寺の禮拜の用に供する土地建物は差押ふることを得ず。

第十二條 左に記載する物には租税を賦課せず。

一 教派宗派又は教會の宗教の宣布又は宗教上の儀式執行の用に供する建物並其の構内地及其の構内地に存在する教師止住の用に供する建物。

二 寺に屬する寺院佛堂及其の境内地。

前項に依る地租の免除に付ては地租條例第十三條公立學校地の規定を準用す。

第十三條 前條の境內又は構内の取給、其の土地建物の使用の制限、租税を賦課せざるもの種類及區域は命令の定むる所に依る。

第十四條 教派宗派教會寺其の他の宗教團體は主務官廳の監督に屬す。

主務官廳は事務の報告を徴し其の状況を検査し其の他監督上必要な命令を發し又は處分を行ふ。

第十五條 教派宗派教會又は寺が法律命令に背き目的以外の事業を爲し又は認可若しくは許可の條件に違反したりと認むるとき又は公益上必要ありと認むるときは主務官廳は其の與へたる認可又は許可を取り消すことを得。

「ペンデント」教及羅馬教の傳教所あり。

ニヤツラランド 此地の一部は、英國宣教師の殖民したる所なり。

ナイチアール保護領 保護領の一部ソコト帝國には、回教上流社會に行はると雖、一般は尙ほ多神教を奉せり。

セント・ヘレナ 大衆保衛終焉の地として著名なる此孤島には、「エビスコーバル」教の寺院四箇寺、「バプテスタ」教三箇寺、羅馬教一箇寺あり。

西阿弗利加殖民地 コールド・コーストの教育事業は、「ウズレ」派、羅馬教及獨逸宣教師に依りて經營せられ。ラゴスには、回教徒一萬二千、基督教徒六千を除き其他は皆多神教徒なり。(人口凡そ十萬) カムピヤには、回教燬に行はれ、其教徒五萬三千人あり、新教徒及羅馬教徒は合せて二千三百八十五人に過ぎず。(人口一八九四年に五萬人) シルラ・レオチには、一八九一年に、新教徒四萬七百人、舊教徒五百七十一人、回教徒七千三百九十六人にして、餘は悉く多神教徒なり。(人口は一八九一年に七萬四千八百三十五人)

ズールーランド 基督教の傳教所十九あり。

ナタール、アムセンシオン島、バストーランド、ベチユアナラン

ド、英領東阿弗利加、大湖諸州、英領ザムベツヤ、トリスタン・ダゴナ、ソコト帝國を除きたるナイチアール保護領の各宗教狀況は未詳。

次項に出す可きトゴランド、カメルーン、獨逸西南阿弗利加、獨逸東阿弗利加の獨領各地の宗教事情も亦未詳。

(八) 伊太利領アビシニヤ及シヨア

「セム」種族は、アレキサンドリヤ教會に屬し、「モノヒサイト」宗徒たり、「ファラシヤス」人の宗教は、猶太教式に従へり。

濠洲及太平洋

(一) 濠洲英領各地

新南威耳斯 新教諸派燬に行はれ、中にも英國教宗最行はる。當地の英國教宗は、一人の教正總監 (Metropolitan) 之を支配す。此總監は、濠大刺利及タマスニヤに於て、英國教宗を統へ、濠大刺利に於てある教正之を指命し、カンターベリーの大教正之を認可す。此地英國教宗の僧侶三百三十三人あり。左に一八九一年の調査に係る宗教

第二章 教會及寺

第十六條 教會又は寺を設立せむとするときは教會規則又は寺規則を作り主務官廳の許可を受くべし

第十七條 教會規則又は寺規則の変更は主務官廳の認可を受くべし

第十八條 寺には住職を置くべし  
寺には寺規則の定むる所に依り副住職を置くことを得

住職副住職たるべき者は故障あるべき又は寺に住職と利益相反するときは副住職其の職務を代理す

第十九條 寺には參助役を置くべし但し特別の事情ある場合に於て主務官廳の許可を得たるべきは此の限に在らず

參助役の員數、任期、資格、選定方法、職務權限及解職に關する規定は宗制又は寺規則を以て之を定むべし

第二十條 住職の命令の定むる所に依り參助役の同意を経ることを要する場合に於て其の同意なくして爲したる住職の行爲は寺の行爲と看做さず

第二十一條 寺の財産の管理及處分に關しては命令の定むる所に依り主務官廳の認可を受くべし此の場合に於て認可なくして爲したる行爲は寺の行爲と看做さず

第二十二條 教會規則又は寺規則は民法第三十七條の定款又は民法第三十九條の寄付行爲と同一の效力を有す

第二十三條 民法及民法施行法中法人の理事に關する規定は本法に別段の定めあるものを除くの外之に住職及住職の職務を代理する副住職に準用す

第二十四條 民法第四十條第五十六條及第五十七條

に依り裁判所の爲すべき事項は利害關係人の請求に因り又は職權を以て主務官廳之を行ふ

第二十五條 寺設立の許可を得たる後指定の期間に寺院を開設せざるべき又は寺院滅失したる後五箇年以内に再建せざるべきは其の寺は解散したるものと看做す

第二十六條 教派又は宗派の認可消滅したる場合に於ては其の教派又は宗派に屬せし教會又は寺は三箇月以内に教會規則又は寺規則の変更の認可を請ふべし

前項の認可を請はず又は其の認可を得ざる教會又は寺は解散したるものと看做す

第二十七條 寺解散したる場合に於て其の寺に屬する寶物の處分は勅令を以て之を定む

第三章 教派及宗派

第二十八條 宗教團體にして教派又は宗派たりむべきときは教規又は宗制を作り主務官廳の認可を受くべし

第二十九條 教派及宗派には主務官廳の認可を得たる代表者を置くべし

第三十條 教規又は宗制に於て定めたる事項に關する争議にして勅令の定むる事項に係るものは宗教委員會之を裁決す

前項に依り宗教委員會に於て裁決すべき争議は民事裁判所に於て受理するの限に在らず

宗教委員會の審理裁決すべき事項は訴訟の全部又は一部の裁判の原由たるべき場合に於ては裁判所は宗教委員會の裁決ある迄訴訟の辯論を中止すべし

宗教委員會の組織權限及裁決の手續は勅令を以て之を定む

別人口を出す可し。

英國 教宗	五二〇、九八〇	バプチスト	一三、一一二
羅馬 教	二八六、九一一	路 教	七、九五〇
ウエズレー派及 其他のメンヂス トプレスビテリア ン派	一一〇、一一二	ユニテリヤン	一、三二九
コングレゲーション派	一〇九、三九〇	猶 太 教	五、四八四
ヨングレゲーション派	二四、一一二	其 他	六二、五七四

羅馬教の宗務は、シドニーの大教正の指揮を承けて、七人の教正之を掌る、僧侶二百九十五人あり。政廳は管て宗教の爲めに補助金を支出せしか、一八六二年條例を發して之を廢止せり、但し從來補助金を受けたる各宗僧侶は、今尚ほ年金を受く。

此地亦新教各派盛なり。最近の人口調査に據れば、總人口の殆ど七割五分は各派の新教徒、二割二分は羅馬教徒、五分は猶太教徒なり。一八九一年に於て、重なる宗派の信徒數は

エビスコーバ ル派	四一七、一八二	羅 馬 教	二四八、五九一
プレスビテリ アン派	一六七、〇二七	猶 太 教	六、四五九
メンヂスト派	一五八、〇四〇	佛教及儒教等	六、七四六

他の新教派

九四、六〇八他の諸教及未詳 四一、七五二

一八七五年以前は、政廳より、特に一年五萬磅の金額を、ツァクトリヤに於ける基督教擴張費として支出し、各宗派に配分せりき。

クァンストランド 一八九一年の宗教別人口に據れば、英國教宗十萬二千五百五十五人、羅馬教九萬二千七百六十五人、プレスビテリアン派四萬五千六百三十九人、路教二萬三千三百八十三人、「ウエズレー」派二萬九百七十七人、「バプチスト」派一萬二百五十人、其他の基督教二萬八千八百四十一人、回教及偶像教一萬七千四百三十四人等なり。一八六一年以前は、重なる宗教に土地を附與せしが、是等の土地は、今尚ほ免稅地として諸宗教に屬せり。

南緯太刺利 此地亦復新教各派振へり。一八九一年の調査に據り重なる宗教の信徒數を擧ぐれば

英國 教宗	八九、二七一	バイブル・クリ スチヤン派	一五、七六二
ウエズレー教	四九、一五九	コングレゲーション派	一一、八八二
路 教	二三、三二八	メンヂスト派	一一、六五四
プレスビテリア ン派	一八、二〇六	羅 馬 教	四七、一七九
バプチスト派	一七、五四七	猶 太 教	八四〇

第三十一條 宗教委員會の裁決は行政上の執行方法に依り之を執行す  
 第三十二條 第十七條の規定は之を教規及宗制に準用す

第四章 教師

第三十三條 本法に於て教師と稱するは公に宗教の宣布又は宗教上の儀式の執行に従事する者を謂ふ  
 第三十四條 刺奪公權者及停止公權者は教師爲ることを得ず  
 第三十五條 刑法第三百六十條の規定並刑事訴訟法第二百二十五條第一項第二號及民事訴訟法第二百九十八條第一項第二號に掲げたる者の懲罰に關する規定は之を教師に準用す  
 第三十六條 主務官廳は安寧秩序を害するを認むる者に對し教師たることを停止し又は禁止することを得  
 第三十七條 教師は政治上の意見を發表し其の他政治上の運動を爲すことを得ず  
 第三十八條 教派宗派教會又は寺に屬する教師たるの資格及選定に關する制限は勅令を以て之を定む  
 第三十九條 教派宗派教會又は寺に屬する教師には民事訴訟法第五百七十條第五號及第六號の規定を準用す  
 第五節 罰則  
 第四十條 第八條に違ふときは發起人を二十圓以下の罰金に處す  
 第八條の届出を爲すも實を以てせざる者は三十圓以下の罰金に處す  
 第四十一條 第九條の命令又は禁止に違背したる者は二年以下の輕禁錮又は三百圓以下の罰金に處す  
 第四十二條 第十條に違背して宗教團體の事務擔當者となり若し公表を會同したる者又は第三十四條に違背して教師の職務を行ひたる者は一年以下の重禁錮に處し十圓以下の罰金を附加す  
 刺奪公權者又は停止公權者なることを知りて之を教師に選定したる者罰則前項に同じ  
 第四十三條 第十四條に依る主務官廳の命に違背して報告を爲さざる者は其の宗教團體の事務擔當者を二十圓以下の罰金に處す  
 前項の報告を爲すも實を以てせざる者は三十圓以下の罰金に處す  
 第十四條に依る主務官廳の検査を妨けたる者罰則前項に同じ其の刑法に正條あるものは刑法に依る  
 第四十四條 宗教の宣布又は儀式の執行に詐偽又は誘惑の手段を用いたる者又は第三十六條の停止又は禁止に違背して教師の職務を行ひたる者は一年以上の輕禁錮又は二百圓以下の罰金に處す  
 第三十六條の停止又は禁止の處分を受けたる者なることを知りて之を教師に選定したる者罰則前項に同じ  
 第四十五條 第三十六條に違背したる者は一月以下の輕禁錮又は三十圓以下の罰金に處す  
 第四十六條 公然の演説を爲し文書圖畫を公布し又は雜劇偶像を作爲して教派宗派教會又は寺を誹謗又は凌辱したる者は一年以下の重禁錮に處し五十圓以下の罰金を附加す

附則

第四十七條 明治十四年内務省乙第三十三號達同年内務省戊第三號達同十五年内務省戊第一號達同

一八九五年に於て、此地寺院及禮拜堂の總數九百八あり。  
 西濠太刺利 新教各派最行はる中、英國教宗徒特に多く、其數總人口百に付四十九人七分五厘を占む、之に次て多數なるは羅馬教徒にして二十五人四厘を占む。一八九一年の宗教別人口は左の如し。

英國教宗	二四、七六九	馬教	一二、四六四
ウエスレテリ	四、五五六	其他諸派及	
プレスビテリ	一、九九六	所屬未詳	四、四二四
インデペンデ	一、五七三		
ント派			

英國教宗、「プレスビテリアン」派、「メンヂスト」派、「コングリーション」派、「バプテリスト」派、「インデペンデント」派、路傍教、「フレンド」派、「ユニテリアン」教等各派の新教派に行はれ、其教徒數一八九六年に總計五十四萬五千七百七十六人あり、中に英國教宗徒最多數にして、人口百に付四十人二分七厘（モオリ）人を除くを占め、之に次て多數なるは「プレスビテリアン」教徒にして、二十二七分八厘を占む。羅馬教徒は九萬八千八百四人、即ち人口百に付十四人七厘に當る。此他多神教徒三千三百九十一人、猶太教徒千五百四十九人、信仰を明言せざる者一萬五千九百六十七人あり。

英國教宗は、全地を六區に分ち、現今ウエスルリントン區の教正一宗を統ふ、寺院禮拜堂等四百十四、僧侶二百八十九人あり、プレスビテリアン」派には、寺院禮拜堂等三百一、僧侶百九十八人あり。カンタベリー及オタゴの殖民地を作りたる時に、英國教宗と連結せる團躰並に蘇國自由教會と連結せる團躰は、殖民會社より寄附金を受け、而して今尙ほ之を繼續せり。  
 タスマニヤ 政府は、年々諸宗教に七百四十五磅の補助金を下附す。一八九一年の調査に係る宗教別人口は左の如し。

英國教宗	七六、〇八二	フレンド	一一一
ウエスレテリ	一七、一五〇	羅馬教	二五、八〇五
プレスビテリア	九、七五六	猶太教	八四
インデペンデ	四、五〇一	他の宗教	九、八二八
バプテリスト	三、二八五		

乃ち知る新教諸派亦熾なり。

フアシー島 一八九一年に人口十二萬五千人、此内「ウエスレ」教の土人教會信徒九萬六千四百一十一人、羅馬教徒九千四百三十七人なり。「ウエスレ」教の寺院に、歐人宣教師十一人、土人の法

十七年大政官第十九號布達及従前の成規にして本法に抵触するものは神佛道の宗教團體又は其の宗教團體を維持する社團又は財團、寺院及宗教の用に供する建物に關しては其の效力を失ふ但し本法施行後一箇年以内は本法に依り認可又は許可を得ざるものに對し仍其の效力を有す

第四十八條 本法施行前より存在する寺院、祠宇又は佛堂にして本法に依り教會又は寺と爲らざるものに屬する財産の處分に關する規定は勅令を以て之を定む

第四十九條 沖繩縣の寺に關しては別に勅令を以て規定を設くる迄従前の例に依る

第五十條 民法施行法第二十八條の規定は寺院、祠宇及佛堂に關しては本法に依り其の效力を失ふ

第五十一條 従前の法令中寺に關する規定は本法施行後一箇年の後は本法に依り許可を得たるものに限りのを適用す

従前の法令中僧侶又は教師に關する規定は本法施行後一箇年の後は本法に依り認めたる教師に限りのを適用す

第五十二條 宗教の宣布又は宗教上の儀式の執行を目的とする社團又は財團にして本法施行前民法又は民法施行法に依り法人たるものは本法施行後一箇年以内は本法に依り教規宗制又は教會規則を作り主務官廳の認可又は許可を請ふべし

前項の認可又は許可を請はざる者は解散したるものと看做す

第五十三條 本法は明治三十三年七月一日より之を施行す

提出の理由

本案の議事開かる、や首相山縣侯立て演壇に進み、自ら提出の理由を説明して曰く

諸君、今回政府より提出致しました宗教法案に附いて一言理由を述べ置きます、宗教の事に關しましては從來各種の法律がありまされども大概各種の事項に附いて定めたる細則でございまして、未だ宗教大體に關する法律は缺けて居るのであります、憲法第二十八條に於きまして信教の自由は既に認められてあります上に、宗教と申すものは社會の風教に重大なる關係を有して居ります故に、茲に一の根本的の法律を設けまして宗教をして國家に對して相當の地位を保たしむるが今日の必要と考へます、曩に民法を發布致されました其條項中に於きましても祭祀宗教慈善の團體に關し法人の資格を認めてありますけれども、諸君も御承知の如く宗教と申しますものは他の法人と大に性質を異にして居りますものであり

教師六十七人、教會九百二、説教所三百九十一あり、又羅馬教には、歐人法教師三十一人、土人の法教師百八十一人、教會及禮拜堂七十六、説教所百四十三、教育所十四あり。

ニユーギニヤ モレスビー港に、基督教宣教師の居留地あり。

次項に掲ぐ可き佛領ニユーカレドニアの宗教事項は未詳。

(二) 太平洋洲

サモア王國 土人は總て新教及羅馬教を奉ず。學校は皆教會に附屬せり。人口三萬四千。

米領布哇 此には總ての宗教並び行はる、土人は概ね基督教を奉ず。一八九六年調査の宗教別人口は、新教二萬三千七百七十三人、羅馬教二萬六千三百六十三人、「モルモン」教四千八百八十六人、佛敎等四萬四千三百六十六人、所屬未詳一萬九百九十二人なり。

トンガ王國並に本洲に於ける英、佛、獨各領の宗教事情は未だ詳にせず。

### 列國宗教政策

#### 總叙

前篇世界の宗教現状を述ぶる際、自然列國が宗教に對して取る所の政策をも略叙せりき。今右の叙述に據りて、現時列國政教關係の一覽表を製するときは、則ち左の如し(表中塊地利、匈牙利、瑞典、諸國、英克倫、蘇格蘭及獨逸諸邦は各一國として算す、又制度の未詳なるは都て省く)。

	歐洲	米洲	亞洲	阿洲	濠洲及太平洋洲
合一制	國教主義 一五	教國主義 一〇			
分離制	放任主義 一〇	公認主義 一〇			

國教、教國、放任及公認の此政教關係上の四主義は、羅馬帝か三二二年ミラン(古名メヂオラナム)より基督教公許の勅令を發せし以來現今に至るまで、上下千七百載の間に顯はれたる種々の宗教政策

ます、故に民法施行法を制定するに當りましては殊更に之を取除いて特別の法規に譲つた譯であり、それ故に今日は寺院の如き教會の如き宗教團體の財産の管理方法に於きましては甚だ不十分であつて最も不便利な廉が尠からざることを存じます、今や百般の制度略、備り國家進運の機漸く熟せんとするに當りまして宗教法の設がないと云ふことは一の缺點と存じます、依つて本回政府より本案を提出致した譯であります、近來宗教法に關しましては世間それを論ずる者が多々あります、其説く所各、異同はありますけれども、之を要するに國家と宗教の關係を定め又は宗教團體の權利義務に關して適當の規定を設けて之を保護監督せねばならぬと云ふことに歸著致すと存じます、抑、信教の自由は憲法の保障する所であり、其故に其由來の如何を問はず又宗教の異同を論ぜず國家は信仰の内部に立入つて干渉せざることは勿論のこと

又は政教關係を網羅して遺さず。然れども昔時の國教主義及教國主義と現今の國教主義及教國主義とは、名目全く同なりと雖、内容甚だ異なり。現時の國教制及教國制（教國制はたゞ回教國に行はる）は、概ね良心自由異教忍容の開明思想と戻らざるの制度にして、唯舊に據りて稱呼を改めざるのみ。若し名に由りて實を見るべきは、相反せるの太甚なるに一驚を喚せすむはあらず。以下四主義の性質沿革を別叙し、終りに本邦の政教關係を窺ふ可し。

### 國教主義

國教主義は政教合一制の一種にして、國家と惟一教會との結合を國家的觀念を以て措きするときは、則ち此名を受く。此主義は其基礎を固うする爲めに、信仰を強制し、異教徒を虐遇し、致々として信教の統一を計るか故に、一見宗教の爲めに甚だ利益あるか如くけれども、然れども宗教的利益は、常に國家的利益に歩を譲らざるべからずして、到底教會は國家に吸収せられ、宗教は政治に隸屬するものたるを免れず。歐洲に於て、國家教會の關係極めて發生せしは、實に此國教制なり。則ち上古の末羅馬のコンスタンチン帝、其大帝國の領土統一を計る爲めに、基督教を特待せるに肇まる。帝か有名

であります、加之、努て其自由を保たしめなければならぬこと、存じます、併ながら其外部に現るゝ所の行爲に附きましては例へて申しますれば寺院教會の設立又は信徒の結集其他教規宗制等總て其外部に現るゝ所の形に至りましては國家は之を監督して社會の秩序安寧を妨げず又臣民の義務に背かないやうに致すと申すことは是れ國家の義務であるのみならず又其職責に屬するものと存じます、今回提出致しました宗教法案は宗教團體の保護監督等の完からんことを圖りまして監督の條規を制定致しすると共に教師に對する兵役の特典又は寺院教會の敷地に對しましては租税の免除等特別の規定を設けまして社會の風教を維持する上に於て一層の便利を與へたのであります、宗教法案を提出致しました大體の理由は右申述べた通であります、諸君に於きまして十分審議を盡されまして此法案の成立に至らんことを偏に希望致します

なる夫の三二五年のニケーア宗教會議の席上「爾曹は教會中の僧正なり、然れども教會外一切の僧正は則ち朕のみ」と述へ、又三三五年マイラントの宗教會議に於て「皇帝の欲する所は佛法として遵守せざるべからず」と宣へたるか如きは、能く帝國國教主義の真相を表はせり。想ふに嘗て帝政の盛時版圖益々擴張し來りし頃、皇帝の尊嚴と領土の統一とを保たむか爲め、皇帝崇拜の制を設け、古來の宗教に混和して、帝國の國教と定めむとせしに、人民は頗る之を喜ばず、終に實行を見る能はずして止みしか、今や帝は活潑有爲にして當時民間に勢力ある一新教を利用して、此舊政策を成就したるなり。爾來此制度は或は領土擴張の爲めに、或は君權の尊貴を潤色する爲めに、或は又國權の完全なる享有の爲めに歐洲諸國に行はれ、殆ど中古より延びて今世紀の末に臻れり。當初國教として採用せられたる宗教は、唯東西羅馬教のみなりき、宗教改革以後は更に新教を選ぶの邦國いでたれども、尙ほ多くの國家は依然舊教を用ひぬ。近世の國教制は、夫の中古の宗教統一信教強制といふか如き強硬主義を稍緩和せりといふの外、其未だ一般に良心自由及異教忍容の原則を認めざるに至りては、毫も異なることなし。基督教は、歐洲に在りては實に斯の如く國家の奴隸と爲りて、其光彩ある地位を贏ち得

演說中教師に對する兵役の特典とあるは、此法案と共に貴族院へ提出せられたる徵兵令中改正法律案に、此事の規定あるなり

質問

教派教會の法人格の事、僧侶教師の區別の事、僧侶を何と見るやといふ事、寺院解散後の墳墓の事、參助役の事、宗教委員會の事、曰く何に、曰く彼に、質問又質問政府委員をして幾んど應接に違なからしめたる此案の如きは、實に近來罕に見る所なりき、宗教の取締に關する規定の、外來傳教師の經營に係る宗教に對しては、空文徒法たるを免れざるべしとの質問は、最も留意すべくありしが、政府委員の答辯は質問者を満足せしむること能はざりき

侯爵黒田 長成 子爵曾我 祐準 子爵岡部 長職  
男爵本田 親雄 三好 退藏 松岡 康毅  
三浦 安 周布 公平 男爵吉川 重吉  
都筑 馨六 磯邊 包義 下條 正雄  
秘藏 八束 田中源太郎 鎌田勝太郎  
のち黒田侯は委員長に、曾我子は副委員長に選ばれる

特別委員修正案(本議案)

宗教法案の特別委員の手に在ること實に六旬餘、此間彼等は二十回の委員會を開き、細審精査し、文辭の齊整、條項の刪補等多少の修正を加へ、晦澁難解の原案を疏通して、やゝ讀むに堪ふるものとなし、漸く定例の會期終了に先立つこと繼に三日にして、議場に報告するに至りぬ、時に明治三十三年二月十七日なり、左に其全文を出す

宗教法

第一章 總則

第一條 本法に於て教派又は宗派と稱するは宗教を宣布し又は宗教上の儀式を執行するを目的とし法規、宗制の定むる所に依り教會又は寺を包括する宗教團體を謂ふ  
第二條 本法に於て教會又は寺と稱するは教會所又

たりしなり。今世紀の下半期に入りて佛蘭西、埃地利等は其國教制を撤去したれども、仍ほ多くの國家は依然國教制を維持せり。英露二國を始め、伊太利、西班牙、瑞典、諸國、葡萄牙、丁抹等の諸國は今日尙ほ國教を有す。然れども現時の國教制度は、二三の國を除くの外は殆ど皆良心自由及異教忍容の原則を認め、處罰、虐待、國外逐斥、權利の不同等の種々の強壓手段を以て、直接若くは間接に信教を強制したる舊時の制度と全く面目を異にす。又今日の國家の此制度を保存するの理由は、公共の生活と離るへからざる關係を有する大宗教の既得の地位に變動を與ふるを好まざるに在りて、此點に於ても亦舊時の理由と大に逕庭あり。要するに現時國教主義の國家は、舊時の國教制と近世發達の公認教制とを調和したる一種の折衷主義を執るものと謂ふ可し。蓋し本制の眞髓精核を維持せむことは、到底現代文化の許さざる所なり。

葡萄牙憲法(一八二六年四月公布)

羅馬正教ヲ以テ國教ト爲スコト故ノ如シ其他ノ宗教ハ外國人之カ爲メニ設タル堂宇ニ於テ其祭儀ヲ行ヒ敢テ寺院ノ外形ヲ示サ、ルトキハ其意ニ任セテ問フコトナシ(第一編第六條)

僧官議會ノ訓令羅馬法王ヨリ發出スル諸訓令其他總テ憲法ニ悖ラサル教會律典ヲ允否スル事但此等ニ發布文書ニ全國一般ニ關スル條規ヲ合メルトキハ國會ノ許諾ヲ待ツ(第五篇第二章第七十五條第十四號)

凡ソ國人ハ國教ヲ尊重シ及ヒ行儀ヲ破犯スノコトナクハ各自信奉スル宗教ノ爲メニ妨害ヲ受ルコトナシ(第八篇第四百四十五條第四號)

伊太利憲法(一八四八年三月公布)

第一條 羅馬加特力教ヲ以テ惟一ノ國教トス其他宗旨ハ法律ニ從テ之ヲ默許ス

第十八條 僧官ニ關スル行政上ノ權利及羅馬法王ニ關スル各種命令執行上ノ權利ハ國王之ヲ行フ

第二十八條 出版ハ自由トス但法律ニ於テ之カ弊害ヲ制止ス新舊約書及教法ノ問答禮拜ニ關スル書籍ハ教正ノ准許ヲ得ルニアラサレハ出版スルコトヲ得ス

丁抹憲法(一八四九年六月制定)

第三條 「エソリーズ、エヴァンゼリク、リユテリユス」教ヲ以テ國教トシ政府之ヲ保護ス

は寺院を備へ宗教を宣布し又は宗教上の儀式を執行するを目的とする宗教團體を謂ふ

第三條 教派、宗派、教會又は寺は本法に定めたる目的の外法規、宗制、教會規則又は寺規則の定めたる所に依り公益事業を行ふことを得

第四條 教派、宗派、教會又は寺に非ざる宗教上の結社を組織せむとする者は代表者を定め其の代表者より社員名簿を添へ社名、社則、事務所及維持の方法を具し主務官廳の認可を受くべし但し教派又は宗派に屬する信徒の組織せむとする結社に付ては其の派の管長又は代表者を經由すべし

第五條 慣例の許す所に係るものを除くの外宗教上の事項に關し公衆を合同するときは發起人は開會二十四時間以前に會同の目的、場所及年月日時を行政官廳に届出べし

宗教上の事項に關し會場を豫定し定期に公衆を合同する者は之を初期の開會二十四時間以前に届出るときは爾後の例會は届出を要せず但し届出事項に變更ありたるときは此の限に在らず

主務官廳の認可又は許可を得たる宗教團體に於て公衆を合同する場合は前二項の規定に依るの限に在らず

第六條 宗教に關する社團又は財團は左に掲ぐるものを除くの外法人たることを得ず

- 一 教會
- 二 寺
- 三 教派又は宗派に屬する財團
- 四 教派、宗派、教會又は寺を維持する社團又は財團

前項各號の社團又は財團にして法人ならむとするものは命令の定むる所に依り規則を作り主務官廳の許可を受くべし

第七條 前條第二項の規則は民法第三十七條の定款又は民法第三十九條の寄附行為同一の効力を有す

第八條 民法第四十條、第五十六條及第五十七條に依り裁判所の爲すべき事項は利害關係人の請求に依り又は職權を以て主務官廳之を行ふ

民法第四十條の場合に於て前項に依り主務官廳の爲すべき事項は教派又は宗派に屬すべき教會又は寺に付ては管長又は代表者主務官廳の認可を得て之を行ふ

第九條 教派、宗派、教會、寺、第四條の結社其の他宗教に關する事項は主務官廳の監督に屬す

主務官廳は宗教に關する事項に付其の状況を檢査し其の他監督上必要な命令を發し又は處分を行ふことを得

第十條 宗教の宣布、宗教上の儀式の執行其の他宗教上の事項に關し安寧秩序を妨げ風俗を褻り又は臣民たるの職務に背くものありと認むるときは主務官廳は其の變更若し取消を命じ又は之を禁止することを得

第十一條 教派、宗派、教會、寺又は第四條の結社が法律命令に背き認可若し許可の條件に違反したりと認むるとき又は公益を害すると認むるときは主務官廳は教規、宗制、教會規則、寺規則若し社則の變更を命じ又は其の一部若し全部の効力を停止し又は其の與へたる認可若し許可を取消すことを得

前項認可の取消は宗教委員會の議を経て之を行

第五條 國王ハ必ス「エゾリーズ、エヴァンゼリク、リユテリニス」教ヲ奉スヘキ者トス

第七十五條 國教ノ設立ハ法律ヲ以テ其取締ヲ定ム

第七十六條 國民ノ宗教及舉動ハ道德及ヒ國ノ安寧ヲ害スルニアラサレハ國民其信仰ニ由テ上帝ヲ拜スル爲メニ教會ヲ結フノ權アリ

第七十七條 何人モ己ノ信仰セサル宗教ノ爲メニ貨物ヲ寄附スルヲ要セス然レトモ政府ノ認可ヲ得タル教會社員タルコトノ證左ヲ立ルコト能ハサル者ハ法律ニ於テ定メタル國教ノ爲メニ各人ノ寄附スヘキ金額ヲ文部省ニ納ムヘシ

第七十八條 國教ニアラサル教會ハ別ニ法律ヲ以テ其取締ヲ命ス

第七十九條 教法ノ原由ノ爲メニ民權及ヒ政權ヲ褫フコトヲ得ス且ツ其原由ノ爲メニ國民ノ行フヘキ各種ノ義務ヲ辭スルコトヲ得ス

西班牙憲法(一八七六年六月公布)

第十一條 加特力使徒羅馬教ヲ以テ國教トス國民ハ該教及ヒ其教師ヲ維持スルノ義務ヲ有ス何人モ西班牙國領内ニ於テハ基

督教ノ道德ニ對シ尊敬ヲ缺カサル限リハ自己ノ宗教上ノ意見ノ爲メ或ハ法要施行ノ爲メ不利益ヲ被ルコトナシ然レトモ國

教ノ外ハ公然ナル儀式又ハ表信ヲ爲スヲ許サス

希臘憲法

希臘國ノ教道ノ主派ハ希臘加特力派ナリ但其他ノ教派モ亦之ヲ容忍シテ其教育ヲ保護スヘシ

諾威憲法

「ルテル」派ハ本邦ノ公教ナリ此教派ニ歸依スル住民ハ其子ヲシテ必ス此教派ノ教育ヲ受クシメサルヘカラス「エースイテ」ノオルデン」及「メンフォルデン」ハ國內ニ在ルヲ許サス並ニ猶太教徒ハ國內ニ入ルヲ許サス

### 教國主義

國家と唯一教會との結合を宗教的觀念を以て經營するときは、則ち教國主義又は宗教政治主義と名けらる、亦政教合一制の一種なり。其心の自由、宗教上の寛容を排斥すること彼の國教主義と致を一にす。此主義にては政治は宗教に服屬し、教會は國家を吸收す。此主義の下に率ゐらるゝ國家は、其帝國たるを王國たるを問はず、



第十二條 教派、宗派、教會又は寺の禮拜の專用に供する土地建物は差押ふることを得ず

第十三條 教派、宗派、教會又は寺の宗教の宣布又は宗教上の儀式執行の用に供する建物並其の敷地は勅令の定むる所に依り一定の區域を限り租税を免除す

前項に依る地租の免除に付ては地租條例第十三條公立學校地の規定を準用す

第一項に依り租税を免除する土地建物に係る登記には登録税を賦課せず

第二章 教派及宗派

第十四條 宗教團體にして教派又は宗派ならむるときは教規又は宗制を添へ主務官廳の認可を受くべし

本法施行前許可を得たる教派又は宗派は本法に依れる教派又は宗派とす

第十五條 教規、宗制には左の事項を記載すべし

- 一 宗教、教派又は宗派の名稱
- 二 布教の方法
- 三 事務所の所在地
- 四 管長又は代表者其他職員の資格、選任、職制、解職に關する規定
- 五 教師の資格、任免、等級、稱號及僧侶に關する規定
- 六 教會長又は住職の任免に關する規定
- 七 本分教會、本山、本寺、末寺の關係其他教會又は寺に關する規定
- 八 懲戒に關する規定
- 九 維持の方法
- 十 教區を定めたるものは其の區域

總て教會附屬の一侯國たるに過ぎず。羅馬法王と俱に羅馬教の代表者と目せらるゝアウガステンの説に従へば、俗界の國家は偏に娑婆の幸福を得むと欲するものなれば、人間各自の其利慾に汲々たるものと毫も異らずして、等しく共に罪業たるを免れざるなり、是故に此罪惡に陥らざらむことを求め、宜しく上帝の國家に從屬し、之が使役に服せざるべからず、教會は即ち上帝の創造せる國家にして、現に法王を以て之を表章せり、俗界の國家は教會の紹介により、且つ其權力を高等脱俗の目的の用に供するによりて、始めて其宿業の罪障を消滅することを得、是を以て國家は教會の代表者たる教師の委任及命令に従ひ、其力を宗教の爲めに盡し、殊に宗教の爲め必要なる外部の平和を保持せざるべからず、而して國家は之が爲め教會に向て規則の遵守を求むるの權ありと雖、其立法及行政は教會の法則に従て之を定め、殊に何人をも教會に反抗すること勿らしめ、就中異信者及叛宗者を廻心復歸せしむる爲め其強制權及刑罰權(死刑は之を許さず)を使用するの義務ありとせり。蓋し教國主義とは全く此觀念を實現せむとするものなり。抑、羅馬教會は羅馬帝國の國教として採用せられたる以來、國家の力に倚りて漸時發育を遂げ、羅馬没落以後は世間百般の事物一變せる中に、羅馬教は獨り泰然として其位置を保持し、且つ増上進するの有様にして、實に當時歐洲に於ける社會的將た精神の團結の中心たりき。西帝國の復興に際しては新に領地を得、又法王加冠の儀を擧めて彌、勢力を擴張し、帝國滅亡後は、法王は基督教的の世界統一君主國の觀念を代表せしを以て、嘗て皇帝か執て以て優勢を占めたる教會に關する各種の權利を自ら收むるに到れり。斯の如くして教國主義實行の素地を作り、遂に十一世紀の央グレゴリー七世の時より、十三世紀の終りポピヌス八世の頃に至る各時代の法王に依りて實行せられたり。

現時法王及羅馬教會が國家及教會の關係に於ける公然の意見は、中古の嚴峻なる教國主義にあらざれば、少くも新に緩和したる教國主義なること疑を容れず、謂ゆる山外主義(Distantism)の名は遠近に高し。是れ教國主義の異稱にして、彼等は今日仍ほ靈世間肉世間の兩域に亘りて法王の無上權を主張せり。夫の前法王ピオ第九世の代、一八六四年を以て公布されたる有名なる備條書に、羅馬教會に依らざる結婚、教育、信仰等の諸項を教會排斥條款中に掲げて、意氣太甚た揚げるか如き、亦以て其一端を知る可し、其實行を見ざるか如きは、是れ唯事情の悪しきに坐するのみ。

太古東方諸國に行はれたる祭政一致の制、又今尙土耳其、波斯の如

十一 其他重要なる事項

第十六條 教派及宗派には主務官廳の認可を得たる管長又は代表者を置くべし

第十七條 管長は教規、宗制に依り教師、教會長又は住職を任免し其他教派又は宗派の事務を執行す

第十八條 教規、宗制の變更は主務官廳の認可を受くべし

第三章 教會及寺

第十九條 教會又は寺を設立せむときは教規、宗制に依り教會規則又は寺規則を作り管長若は代表者を経由して主務官廳の認可を受くべし其の規則を變更せむときは亦同し但し教派又は宗派に屬せざる宗教團體は直に主務官廳の認可を受くべし

本法施行前許可を得たる教會又は寺は本法に依れる教會又は寺とす

第二十條 教會規則又は寺規則には左の事項を記載すべし

- 一 宗教、所屬の教派又は宗派の名稱
- 二 教會又は寺の名稱
- 三 布教の方法
- 四 教會所又は寺院の所在地
- 五 教會長、住職其他の職員の資格、選定、職務、解職に關する規定
- 六 教會又は寺、社員、檀越、信徒間の關係維持の方法
- 七 其他重要なる事項

教派又は宗派に屬する教會又は寺の規則には其の教派又は宗派の教規、宗制中前項各條に掲ぐる事項に關する規定あるときは其の部分に限り之を省

して其位置を保持し、且つ増上進するの有様にして、實に當時歐洲に於ける社會的將た精神の團結の中心たりき。西帝國の復興に際しては新に領地を得、又法王加冠の儀を擧めて彌、勢力を擴張し、帝國滅亡後は、法王は基督教的の世界統一君主國の觀念を代表せしを以て、嘗て皇帝か執て以て優勢を占めたる教會に關する各種の權利を自ら收むるに到れり。斯の如くして教國主義實行の素地を作り、遂に十一世紀の央グレゴリー七世の時より、十三世紀の終りポピヌス八世の頃に至る各時代の法王に依りて實行せられたり。

現時法王及羅馬教會が國家及教會の關係に於ける公然の意見は、中古の嚴峻なる教國主義にあらざれば、少くも新に緩和したる教國主義なること疑を容れず、謂ゆる山外主義(Distantism)の名は遠近に高し。是れ教國主義の異稱にして、彼等は今日仍ほ靈世間肉世間の兩域に亘りて法王の無上權を主張せり。夫の前法王ピオ第九世の代、一八六四年を以て公布されたる有名なる備條書に、羅馬教會に依らざる結婚、教育、信仰等の諸項を教會排斥條款中に掲げて、意氣太甚た揚げるか如き、亦以て其一端を知る可し、其實行を見ざるか如きは、是れ唯事情の悪しきに坐するのみ。

太古東方諸國に行はれたる祭政一致の制、又今尙土耳其、波斯の如

界することを得

第二十一條 社團たる教會は地域を區別して主務官廳の認可を受くべし其の區域を變更せむこと亦同し

第二十二條 法人たる寺には補助役を置くべし但し特別の事情ある場合に於て主務官廳の許可を得たるときは此の限に在らず

第二十三條 住職の命令の定むる所に依り補助役の同意を経ること必要とする場合に於て其の同意なくして爲したる行為は寺の行為と看做さず

第二十四條 教派又は宗派の認可消滅したる場合に於ては其の教派又は宗派に屬せし教會又は寺は其の認可許可を取消されたものと看做す

第四章 教師

第二十五條 本法に於て教師と稱するは教派、宗派、教會又は寺に屬し宗教の宣布又は宗教上の儀式の執行に従事する者を謂ふ

第二十六條 教師たる資格に関する制限は勅令を以て之を定む

第二十七條 教師は日本臣民たる者に限る但し特に認可を得たる者は此の限に在らず

第二十八條 剽奪公権者及停止公権者は教師たることを得ず

第二十九條 教師は政社に加入し公然政事に關係し其の他政治上の運動を爲すことを得ず

第三十條 主務官廳は安寧秩序を妨げ風俗を壞り又は臣民たるの義務に背くこと認むる者に對し教師たることを停止し又は禁止することを得

第三十一條 刑法第三百六十條の規定並刑事訴訟法第二百二十五條第一項第二號及民事訴訟法第二百九十八條第一項第二號に掲ぐる者の証言に関する規定は之を適用す

第三十二條 教師には民事訴訟法第五百七十條第五號及第六號の規定を適用す

第三十三條 第四章及第六章中教師に関する規定は教派又は宗派の管長又は代表者、教會長及住職に之を適用す

第五章 宗教委員會  
第三十四條 教派、宗派間の争論及教規又は宗制に於て定めたる事項に関する争論にして勅令の定めざるものは宗教委員會之を裁決す

宗教委員會の組織權限及裁決の手續は勅令を以て之を定む

第三十五條 宗教委員會の裁決は行政上の執行方法に依り之を執行す

第六章 罰則  
第三十六條 第四條に違ふときは代表者を三十圓以下の罰金に處す

第三十七條 第五條に違ふときは發起人を二十圓以下の罰金に處す

第五條の届出を爲すも實を以てせざる者は三十圓以下の罰金に處す

第三十八條 第九條に依る主務官廳の検査を拒み又は之に支障を加へたる者は三十圓以下の罰金に處す其の刑法に正條あるものは刑法に依る

第三十九條 第十條の命令又は禁止に違背したる者は二年以下の褫禁罰又は三百圓以下の罰金に處す

第四十條 第二十七條及第二十八條に違背して教師の職務を行はざる者は一年以下の重禁罰に處し十圓以下の罰金を附加す

第四十一條 第二十九條に違背したる者は一月以下の褫禁罰又は三十圓以下の罰金に處す

き回教國に行はるゝ制度は、蓋し此主義の前身なり。

放任主義

宗教に於ては、教會又は教社たるもの他の總ての團體と同しく國家の至高權に服従して、夫の中古の教國主義を棄却し、國家に於ては良心の自由並に信教上の結社集會の自由を認許して、また夫の中古の國教主義を抛擲す。前者は是れ宗教改革の贈品にして後者は近世市民權自由論の費賜なり。宗教は須らく教務の本分を守りて、妄りに政治の範圍を侵さず、國家は又宜しく自己の目的を誓ひて、敢て不當の干渉を試みず、政教二者各々其本色を保持して、彼此相混同せざるの狀態は、謂ふ所の政教分離にして、若し宗教を一箇の私事と看做して、此狀態を維持するときは、放任主義又は自由主義となり、若し又之に反して宗教を公益に關係ありとして、此狀態を執るときは、則ち公認主義又は護教主義となる。放任主義は宗教を度外視するに生じ、公認主義は此を重要視するに生じ、二のものは譬へば異父兄弟にして、俱に政教分離の母胎より出づ。放任主義の下に在りては、宗教上の團體は普通私設團體の一種に過ぎずして、夫の社交的俱樂部又は營利上の諸團體と同様に取扱はれ、

此より多くの義務を要求せらるゝことなき代りに、又此より多くの權利を附與せらるゝことなし。故に各教會は刑法其他公共の秩序に關する法律に違犯せざる限りは、各々其欲する所に從て、自ら組織し、自ら法規を定め、自ら收入を計り、又自ら教會内の風紀を維持するの自由を有す。然れども國家は教會懲戒法の執行、或は教會費の徵收に付き行政の保護を與へ、又は教師及教會の建造物に免稅する如き特權特許は、一切之を與へざるは本主義の面目とする所なり。要するに此主義は、宗教を人民各自の私事と爲し、其盛衰消長を以て念と爲さざるに在り。若し教國論者の眼より之を看るときは、宗教は蓋し其王公榮譽の地位より一朝新平民籍に引降されたるの感あらむ歟。

放任主義は、一七八七年の阿米利加合衆國憲法、特に一七九一年の補正憲法に於て明定せられたる所の主義なり。各州憲法に於ても亦皆此主義を取れり。然れども宗教の有する社會上精神上の實勢は、自然優遇すべきの必要あり、又教會の勢力より邦國の安泰を豫防するの必要もありて、此主義を實施するに方りては、其宗教を各人の私事として、之が經營措置を一人の勝手自由に委する主義の大眼目を維持する能はず、同盟政府に於ても、又各州政府に於ても主義

第四十二條 宗教の宣布又は儀式の執行に誰か又は  
隠微の手段を用たる者又は第三十條の停止又は  
禁止に違背して教師の職務を行ひたる者は一年以  
下の輕禁錮又は二百圓以下の罰金に處す

附則

第四十三條 第十四條第二項の教派又は宗派は其の  
教規又は宗制中本法に抵触するものあるときは本  
法施行後一ヶ年以内之を更正し主務官廳の認可  
を受くべし

第四十四條 明治十四年内務省乙第三十三號達、同  
年内務省戊第三號達、同十五年内務省第一號達、  
同十七年太政官第十九號布達及従前の成規にして  
本法に抵触するものは本法施行前に許可を得たる  
教派、宗派、寺院及宗教の用に供する建物に關し  
ては其の効力を失ふ但し本法施行後一ヶ年以内は  
前條第一項の認可を受けざる教派又は宗派及同條  
第二項の手續を爲さざる教會又は寺に對し仍其の  
効力を有す

第四十五條 沖繩縣の寺に關しては別に勅令を以て  
規定を設くる迄従前の例に依る

第四十六條 民法施行法第二十八條の規定は寺院、  
祠宇及佛堂に關しては本法に依り其の効力を失  
ふ

第四十七條 宗教に關する社團又は財團にして本法  
施行前民法又は民法施行法に依り法人たるものは  
本法施行後一ヶ年以内第六條第二項の手續を爲  
すべし

前項の手續を爲さざる者は解散したるものと看做  
す

第四十八條 本法は明治三十三年七月一日より之を  
施行す

修正案の由來、其原案との關係 異同、  
又委員會の實況等の事は、當日黒田委員  
長の報告演説に明かなり、俟曰く

宗教法案の委員會の経過及結果を御報告  
致します、我々委員は宗教法案外一件の  
審査を付託されましたから今日議場に報  
告致しますまでには前後十二回程の委員  
會を開きまして漸く報告することに相成  
つたのでございませう、其間委員諸君は非  
常に勉勵になりました、時に依りまして  
は晩くまで會議を致したこともありま  
す、一日の中に數回開いたこともありま  
した、此法案は昨年十二月中旬に委員に  
付託されました、其節から會議を開きま  
したのであります、で先づ政府委員の本  
案に對する大體の説明を承つて、それか  
ら其政府委員の述べた所に附いて種々大體  
の質問が委員中から起りました、其質問

と相容れざる幾多の單行規法を出すの已むを得ざるに到れり。或は  
國內殆ど皆教會財産の國稅、縣稅、町村稅を免除し、殊に多くの州  
には宗教々師に對し全く兵役並に陪審の義務を免除するあり、或は  
各州に於て、刑罰を設けて日曜日の勞働、諸興行、遊散及火酒販賣  
を禁止するあり、或は又州の多分は往時清教徒の意嚮に成りたる罪  
を禁するもの公認し、此を上帝其者に對する犯罪として刑法上の  
罰を科するあり。是等は宗派に特權特典を附與するものなるか、之  
に反して或は國家は個々の教會のみを承認して、國內にある總信徒  
を團結せしむべき大教會の組織を許さざるか如き、或は宗教團體の  
財産權特に不動産の取得權に制限を附すること大に世俗上の諸團體  
に過ぎ、又各州の法律中宗教上の遺贈に對し、某州には之を全く禁  
し、他の多くの州には條件の下に之を許すか如き、或は又教徒團體  
及其機關の法人格享有に付、或る一州には全く與へず、他の諸州に  
は一定の制限の下に之を與ふるか如きは、總て是れ宗教の組織、維  
持、行動等の諸點に箝制を加ふるものなり。之を要するに其特權を  
有せしむると、將た箝制を加ふるを問はず、主義を以て貫く能は  
ざるに至りては全く同一なり、米國主義は蓋し其外皮を放任制にし  
て、其中腹を公認制にするもの耶。

それ米國は新開草創の國にして、固より舊慣故例の纏綿を有せされ  
は、容易に放任主義を行ふべく、又其異種異様の民族より成れる點  
より觀るときは、此主義の必要極めて切なるに似たり、而して實狀  
仍ほ斯の如きものあるを免れず、若し此を直に數千年來固有の事情  
を以て發達し來れる舊邦に行はむとするものあらば、到底是れ能く  
すべからざる事に屬す。

第六條 亞米利加合衆國憲法(一七八七年制定)

第三節

前記載シタル元老院議員及代議院議員、州立法部議員  
及合衆國ト各州トノ行政官及司法官ハ總テ宣誓又ハ保實ヲ行  
ヒ此ノ憲法ヲ擁護スヘキヲ誓フヘシ然レトモ宗教上ノ定見ハ  
之ヲ合衆國ノ官職又ハ公信任ニ要スル條件ト爲スヘカラス  
憲法第五條ニ從ヒ議會發議シ數州立法部ノ追認ヲ經タル亞米利  
加合衆國憲法追加及修正箇條

第一條 議會ハ宗教ノ設定ニ關シ又ハ其自由ノ行爲ヲ禁スル法  
律ヲ制定スヘカラス言論出版ノ自由ヲ拘束スル法律又ハ平穩  
ナル集會ヲ爲シ及苦情ノ救濟ヲ政府ニ請願スルノ權利ヲ制限  
スル法律ヲ制定スヘカラス

が数日の長きに亘つて委しく此法案に附いての疑義を質すことになり、それから第二回の委員会の時には本員は故障がありまして曾我副委員長に代理を依頼致しました、其節の評議の模様を後に承りました所に依りますと、午前の中は普通の質問會を開いて、午後に至つて或る事項を質問するために秘密會議に付したと云ふことであります、それから大體の質問を一通終りまして逐條に就いて尙ほ疑義を質すことになりました、此逐條の質問も餘程時日を要したのであります、従つて委しく辯明もあり、又質問もありません、其逐條の質問が終つてから大體に附いて本案の可否を論ずる場合になつたのであります、然る處諸君も御一讀になつて御承知ではありませうが、政府提出の原案は餘程意味が不明瞭な條も多い、始と條を逐つて意味晦澁と云ふ嫌があります、それで此大體論のときにも餘程此法案の了解し難きことに附きて

### 公認主義

國家が教會敎社の或る者を公の社團と看做し、特別權利を留保して之に自主權を許與し、而して國家事件と教會事件とを區劃して、宗教の勢力をして政治の吟域を侵さしめざるの制は、通例公認主義といふ。蓋し宗教團體の此の地位は、全く國家の認可に基くか故なり。國家が教會敎社の或る者にかゝる特別なる地位を附與し、此を私人組合は若くは私法人と別異ならしむる所以のものは、斯の如き教會敎社は、素と國家が獎勵し及經營する目的と同一なる目的を有し、且つ此目的を達するに必要な事情を備ふるものと爲すに出つ。故に此地位を附與せる教會敎社に對しては、國家は或る範圍まで其財產能力及其制度實行上特別なる保護を與ふるを常とす、是れ此主義は一に又護教主義と稱せらるゝ所以なり。此地位を有する教會敎社は、既に法律に據りて其信仰及教儀の範圍、並に之に付教會の自由行動に須要なる諸般の設置に關して自主權を有するが故に、從て彼等が自ら制定したる宗制又は教憲上の統治機關は、國家に對して國法上最高の統治者たる地位を有するものと謂ふ可し。放任主義は、中古の國教及敎國の政教一致の二主義に對し、正反對の地位に立つ、

議論があり、之を今日作り直して相當の修正案を出さうと云ふには餘程又時日も要することであり、議會の會期も段々迫つて來ることであるからして容易に修正をすることは、難い、それで委員中には此修正と云ふものは唯政府案の意味を明にするに止らず神佛兩教及外國教に對する所の取締に致してもそれ〴〵各別に規定を致さなければならぬと云ふ説もありました、さう云ふ風に此法案の根本に斧を入れて改竄すると云ふとになれば、僅に餘る所の日子では到底十分な修正は出來ない、それ故に此議會に是非とも是は通さなければ差支へると云ふ程のことになければ次の議會まで政府に於て能く審査してさうして提出になつても晚からぬことである、今日までが斯の如き法案がなくとも差支もなく參つた次第であるからして唯或る一種の宗教に對する取締だけのことであれば今さう急速に極める必要もなからう、殊に或る宗教に對

此公認主義は、國內宗教全般に對して、總て寛容の見を持つるか故に、無論夫の政教一致制と異り、然れども人民に偉功を奏したる宗教、又は國家社會に深縁を有する教會に對しては、特別の地位を許し、保護誘掖を與ふるが故に、また夫の放任主義と異り、要するに此主義は中古の政教一致と近世の放任主義との此兩極端の中間に立て、折衷の說を取るものなり。現時國教制度の邦國が其偏頗を避くる爲め、又放任制度の邦國が其調和を計る爲め、各、此主義に傾くの實況あるは争ふべからざる事實にして、是れ主として此主義の有する其豐富なる含蓄に歸せすむはわらず。

今世紀に入りて佛蘭西、埃地利及獨逸諸邦の多分は、皆其從前執り來れる國教主義を撤去して、易ふるに公認主義を以てせり、白耳義、利蘭、瑞西聯邦等の現制も亦此主義に屬す。特に此主義は獨逸に於て著しく發達せり、而して普魯士、巴威里、瓦敦堡、撒遜等に行はるゝものは、沿革上の理由に依り異様の觀を呈し、此主義を取るの傍ら仍ほ舊形體の幾分を温存せらるゝの狀あり、即ち是等の諸邦に於ける新教會と國君との關係は、古來の遺習を踏襲し、國君に教長の權柄を歸せり。想ふに歐洲諸國に於て、各國各、其古來の因襲あるに拘らず、能く巧に舊制を撤し、政教分離の新理論を實行し得たる

する取締と云ふものは政府原案の通で十分取締が附くかと申して見れば甚だ不完全な所もある、僅々二三箇條ぐらゐるしか外取締に對する取締の附いて居らぬことである、それで斯う云ふ國家重大の法案を作るのはさう急速に致さぬ方が宜しいと云ふ説もあつたので、併ながら又一方の論者は宗教法と斯様に題して見れば何の宗教の教義にでも立入つて宗教と云ふものの可否を論ずるやうに見えるけれども、全體此法案と云ふものはさう云ふ性質のものではなく宗教の團體を法人にするとかしないとか云ふ法人組織に附いて重に規定してあるものであるからして、教義等に立入るやうな宗教の根本を動かすやうな法律ではない、それで諸君は非常に此法案をむづかしいものやうに思はれて居るけれども能く之を調査したならばそれ程の困難もなく相當の修正が出来得ることもあらう、又或る宗教等に對する取締が餘程困難であると云ふ、

所以のものは、時運の然らしむる所なるべきも、亦此穩和なる主義に負ふ所多しと謂ふ可し。

巴威里憲法(一八〇八年制定)

第四章 國民ノ權利及義務

第九條 信仰ノ自由ハ何人ト雖モ之ヲ有ス私宅ノ禮拜ハ如何ナル宗門ト雖モ之ヲ禁セス

王國內ニアル三派ノ耶蘇教徒ハ皆同一ノ民權及政權ヲ有ス

耶蘇宗ニ非サル教徒ト雖モ信仰ノ自由ヲ妨ケラル、コトナシ但シ法律ヲ以テ規定シタル程度ニ限り公權ヲ有ス

各種ノ宗教及團體ハ設立規則ニ從ヒ其所有物又ハ權利ヨリ生スル利益ヲ享クルニ就テ同等ニ保護セラ、ルモノトス

僧侶ノ權力ハ其職掌ノ範圍内ニ於テ決シテ他ヨリ制限ヲ受ク

ルコトナシ政府ハ純然タル宗教ノ事務ニ干渉ス可カラス但シ保護及監督ノ爲メ僧官ヨリ布告スル法律命令ヲシテ先ツ國王ノ准允ヲ受ケシメタル範圍内ニ限ルモノトス

寺院及僧侶ノ行爲ニシテ民事上ニ關係アルモノ並ニ財産上ノコトハルテ國法ニ從ヒ普通裁判所ノ管轄ヲ受クルモノトス又租稅ヲ免カル、ノ權ナシ

れども、それは論者の言ふ如く實際困難のことではない、それで此大體の評議はただ其可否を決しませぬ内に一種の説が出来て見ても角も此原案では餘程分り悪いやうな箇條が多いからして、特別委員十五名の中から五名の委員を選んで、さうして修正起草のことを委託したならば其上で尙ほ議論もあらう可決するも否決するも兎も角も修正の出来た上のことであるからと云ふことになつたのであります、それから無記名投票を以て五名の起草委員を互選致しました、それには松岡康毅君に曾我子爵、吉川男爵、都筑君、並に穂積君、此五名の諸君が起草委員に當選になりました、さうして其五名の中で松岡君が委員長に互選せられました、それから此五名の諸君で爾來一週間ばかりの間、夜を日に繼いで日曜日も休まずに餘程の勉強で遂に修正案が出来ることになつたのであります、併ながら修正案が出来ましたけれども時に依つては五名の

其他宗教及教社ニ關スル國民ノ外部ノ關係ハ此憲法ニ附加シタル特別ノ勅令ノ定ムルトコロニ依ル

第十條 禮拜教育慈善ノ三目的ヲ以テ設立シタル講社ノ財産ハ同様ニ國家ヨリ特別ノ保護ヲ享ク如何ナル口實アリト雖モ國庫ニ之ヲ沒收シ又ハ關係人ノ承諾ナクシテ之ヲ賣却シ或ハ上ニ掲クル三目的ヲ變シテ國家ノ目的ニ使用スルコトヲ得ス其他ノ普通ノ講社ニ付テハ議會ノ承諾ヲ受クルニアラサレハ同様ノ處分ヲ爲スコト能ハサルモノトス

瓦敦堡憲法(一八一九年九月公布)

第五條 國王ハ耶蘇教ノ一ヲ奉ス

第二十七條 各人ハ王國內ニ於テ宗教ノ如何ヲ問ハス全ク本心ノ自由ヲ享有スヘシ

國民權ハ信奉スル宗門ノ如何ニ關係セサルモノトス

第七十條 王國內ニ現存スル耶蘇三宗門ハ各其教務公行ノ自由及教會教育、貧民救恤ノ爲ニスル資金ノ完全ナル享有ヲ擔保セラル

第七十一條 教會内部ノ事務ニ關スル規則ハ各教會憲法上ノ主治權ニ因リ之ヲ制定スヘシ

中で二三人闕席になつて居たことがあつて、どうも五名の委員の修正案として委員會へ報告することは出来難いことになつて、さう云ふ行違のため一旦提出になりましたけれども、それを又撤回になつて、さうして其五名の委員に於て更に評議がありました所が問もなく報告がありまして五名で評議をしたけれども何分急速に議了する見込が立たぬ、それで修正案と云ふことは出来ないと云ふ結局の報告を得たのであります、それから委員會に於きましては其先きの方針は如何致したらば宜しからうかと云ふことを段々熟議を致した、或は更に委員を選んで起草せしむるとか、或は今までの五名の委員と云ふもの、職を是で解いて特別委員會に於て審議を進行せしむるとか種々評議の末、今までの五名の委員の職任を解くことに致して最早起草委員と云ふものは解けてしまつて本委員會に於て審査を経ることに致しました、それで前に修正

案のやうなものが出来たと申しましたのは、それは重に松岡君、吉川男爵、それから穂積君、此三君の起草に係る所の案であるので都筑君の意見も少しく其中に加つて居る所もあつたかと思ひますけれども重に松岡君外二君の案が元になりました、それで其案を委員の案とせずして松岡君外二君の個人の修正案として本委員會に提出になりました、それから松岡君が其修正案に附いて大體の説明をされて、それに對する質問もあり續いて逐條の説明質問等もありました、それから都筑君からも一個の案を提出になりました、尤もそれは修正案と云ふ程のものではないので同君自らも言われましたが全く委員の参考に提出する、未だ修正案として出すだけの考ではない、若し評議の都合に依つて先に寄つて修正案として出すこともあるかも知れぬけれども先づ参考案として唯諸君の前に提出すると、それで此松岡君の案を元にして審査をするか或

第七十二條 教會ヲ保護監督スルノ大權ハ國王ニ屬ス

僧官ノ命令ハ之ニ依テ豫メ勅許ヲ經ルニアラサレハ之ヲ布告施行スルコトヲ得ス

僧官、僧正管轄區所屬ノ者ヲ教會固有ノ管轄内ニアラサル者ト一致セシムル爲ニ大僧正、僧正其他ノ教會事務所ヨリ僧官、

僧正管轄區ニ對シ發スル普通ノ命令、廻達及國家又ハ國民ニ關係アル其他ノ布達ハ官ノ認可ヲ受クヘシ之ニ反シ純然タル

宗務上ノ普通布令及公達ハ布告スルト同時ニ之ヲ官廳ニ届出

閱覽ニ供スヘキモノトス

僧正管轄區及州ノ宗門會議ニ於テ爲シタル決議ハ此規定ニ從フヘシ

王ノ諭令、勅狀及其他ノ布令モ亦此規定ニ從フヘシ

第七十三條 僧侶ハ國民タルノ行爲及關係ニ付テハ通常ノ裁判所ニ從フヘシ

第七十四條 僧職及教育ニ從事スル者老衰又ハ回復ヲ期スヘキヲナル疾病ニ因リ其職務ヲ奉スルコト能ハサルトキハ相當ノ終身恩給ヲ請求スルノ權ヲ有ス

第七十五條 新教ルーテル派教會ノ僧官ハ現行法律又ハ將來憲法ニ從ヒ發布スル法律ニ山リ王國宗門會議及宗門代議會ノ管理ヲ受クヘシ

第七十六條 國王若シ新教ニアラサル宗門ニ屬スルトキハ僧侶ノ權利ニ關シテハ古來因襲スル規則ヲ適用スヘシ

第七十七條 廢時瓦教堡公國ニ屬セシ新教々會ノ財産管理法ハ再ヒ之ヲ舉行ス而シテ委員ヲ置テ該國ニアリシ教會ノ所有地ヲ區別シ及新領ニ於テ同宗門ノ教會ニ屬スヘキ財産ヲ定メ且將來之ヲ管理スルノ方法ヲ議定セシムヘシ

第七十八條 加特力教會内部ノ事務ハ其地方ノ僧正並ニ教會本部ノ合議體之ヲ管理ス右ニ付僧正及教會本部合議體ハ加特力教ノ僧侶ニ屬スル一切ノ當然權利ヲ享有スヘシ

第七十九條 國王ハ加特力教ノ教會ニ對シ主權ヲ施行シ該教ノ僧官ヲ以テ組織シタル委員ヲ以テ其輔佐ニ充テ其意見ヲ諮詢シテ僧官ヲ授與ス

第八十條 加特力教ノ僧侶ハ「プロテスタント」教ノ僧侶ニ向テ保護セラレタル人身一切ノ權利ヲ享有スヘシ

第八十一條 加特力教ノ僧官錯誤ニ因リ其教位ヲ剝奪セラレ、コトナクシテ單ニ其教職ヲ免セラレタルトキハ之ヲシテ生活

は此都筑君の案に附いても多少吟味するかと云ふことに附いても評議があつたので、丁度此際は私は差支がありまして曾我子爵が代理をせられて居りまして、それで結局松岡君の案を元にしてさうして審査をすると云ふことになつた様子であります、それで此松岡君の案、即ち今日諸君に御報告致しました所の修正案と云ふのは重に松岡君外二君の起草に基いて居る案であるのであります、それで其案の第一條二條と云ふものを可決致して三條の所から私が又委員會に出席するやうになつた、それで即ち諸君の御手許に御返し申してあります所の此第一條は即ち原案の第五條に對するもの、それから第二條は今まで原案の主意で見ますと云ふと、教會に致せ、それから寺に致せ、此法律に依つて支配する所のものと法律の範圍外に屬する所のものと兩様になつて居つたのでそれを此度の修正案に於ては悉く寺でも皆宗教法の支配を受けるや

うになつた、原案でありますと「寺院は佛教の本尊を安置し教法を宣布し法儀を修行し僧侶の止住する建物とす」と云ふ第三條の二項で、それから第三條の本條の中にも寺と云ふものは教法を宣布しそれから寺院を所有し法儀を修行すると云ふやうなことが書いてあるので、是だけの條件を具備しなければ寺と云ふ資格が此法律に依つて得られない、それで若し此中の一つとか或は二つだけを備へて居るものは此法律ではどう認めると云ふ質問に對しては是は全く此法律の支配する限ではない、さうして見ると法律以外の寺と法律の範圍内の寺、例へば法内寺とか法外寺とか云ふ妙な區別が立つので、それでさう云ふことのないやうに今度は教派、宗派、教會、寺と云ふものを今度の修正案のやうに明瞭に修正になつた譯で、尙ほ此際諸君に申上げて置きますが、此修正案と云ふものは先刻も申しましたやうに松岡君外二君の重に起草せられた

ノ道ヲ得セシムルコトニ注意スヘシ  
 第八十二條 加特力教會ハ其教會ノ需用ト教育ノ費用ニ充ル爲ニ特別ノ資産ヲク又ハ足ラサルトキハ補助トシテ別段ノ資金ヲ受クヘシ但シ第七十七條ニ掲載シタル如ク委員ヲシテ此資産ト官ノ財産トヲ區別セシムヘシ  
 第八十三條 王國內ニアル新教ノ教會ニ關スル規律、教則ノ改良、其僧侶及教育ニ従事スル者ノ給養其他教會ノ需用ニ充ル爲ニ十分ナル歳入ノ管理ニ付テハ均シク之カ方法ヲ得セシムヘシ  
 第八十四條 各種ノ大小學校殊ニ國立大學ノ維持、改良法ニ付テハ將來モ亦至當ナル資給ヲ與フヘシ  
 (第七十條以下は第六章國家ト教會ノ關係の全文ナリ)  
 自耳義憲法(一八三一年二月發布一八九三年九月修正)  
 第十四條 信教ノ自由及禮拜公行ノ自由並ニ何事ヲ問ハス自己ノ意志ヲ表示スルノ自由ハ侵サル、コトナシ但シ以上ノ自由權ヲ行使スルニ因リテ犯シタル罪ヲ懲罰スルハ格別ナリトス  
 第十五條 何人ヲ論セス如何ナル方法ヲ以テスルモ宗教ノ事務及祭典ニ従事シ又ハ宗教上ノ休日ヲ守ルコトヲ強迫セラル、

コトナシ

第十六條 政府ハ各宗僧官ノ叙任就職ニ關涉シ又ハ僧官ノ其上官ト通信シ及其文書ノ公示ヲ禁止スルヲ得ス但シ僧官其上官ト通信シ其文書ヲ公示スルニ就キ出版及公布ニ關スル法規ニ對シテハ其責ニ任スルモノトス  
 民法上ノ結婚ハ常ニ宗教上ノ結婚ニ先立ツヲ要ス但シ時宜ニ因リ法律ニ於テ特例ヲ設ケタル場合ハ此限ニアラス  
 第十七條 宗教師ノ俸給及恩給ハ國庫ノ負擔ト爲シ其必要ノ額ヲ毎年ノ豫算ニ掲載ス  
 撤遷憲法(一八三一年九月制定)  
 第三十二條 王國ノ住民ハ完全ナル良心ノ自由ヲ有シ現行法律並ニ未來ニ規定セラルヘキ法律ノ範圍内ニ在テ信教ノ保護ヲ受クヘシ  
 第三十三條 公民權及民權ハ宗教ノ如何ニ關係ヲ有スル者ニアラス故ニ又宗教ハ公民及國民ヲシテ其義務ヲ盡シシムルニ於テ何等ノ妨ヲナスコトナシ  
 第五十六條 宗教ハ現ニ法律ヲ以テ許シタルモノ、ミナラス將來ノ法律ヲ以テ許スヘキ耶穌教ノ各宗派ニ限り自由ニ歸依ス

ものが土登になつて居りますから、詳しい説明は松岡君から諸君の間に對して御答があらうと思ひますから、極大要だけを報告致すことに致します、此第三條に「公益事業を行ふと云ふ」ことがありますが、此事に附いても多少議論があつたので一體、寺なり教會と云ふもの、本分は宗教の宣布等を主として居ること、其傍ら公益事業も行ふと云ふことに此總則の中に斯様に明記してあると何か外の公益事業までも獎勵してやらせるやうに見える、それで學校を立てるとか病院を立てるとか云ふやうなことが獎勵せられたるやうに見えるからして或は之を終の附則ありに於て公益事業を行ふことも出来ること云ふ位に軽く規定した方が宜からうと云ふ説もありました、けれども結局是は多數で此總則に設けて置くことになつたので、それから第四條に「宗教上の結社を組織せむとする者は云々」と云ふことがあります、是が原案には今までなかつたの

ルコトヲ得  
新宗派ヲ創設シ若クハ「イエズイット」宗其他ノ宗教ヲ國內ニ入ルコトヲ許サス  
第五十七條 國王ハ此法律ノ規定ニ依リ各教會ニ對シ國權ヲ施行シ監督保護ノ權ヲ有ス其他諸宗ノ寺院ハ總テ教部大臣ノ直轄ニ屬スヘキモノトス  
教會内部ノ事務ニ關シテハ各宗特別ノ憲法ヲ以テ定ムルヲ得國主若シ他ノ信者タル限ハ新教信徒ニ對スル寺院權ハ第四十一條ノ規定ニ從ヒ國務大臣ノ爲セル會議ニ於テ從來ノ慣習ニ由テ之ヲ施行ス  
(第四十一條第二項に曰く教部大臣ハ常ニ耶蘇新教ニ屬シ少クトモ内閣中同一宗教ニ屬スル他ノ二名以上ノ大臣ト合議體ヲナシ教部大臣其長タルヘシ從來ノ新教ノ事務ハ皆其擔任ニ係ルモノタリ又第五十七條ニ規定シタル總テ宗教ノ事務ハ此等大臣ノ權限ニ屬スルモノトス云々)  
第五十八條 寺院權ノ濫用ニ因スル訴願ハ内閣ニ至ル迄提出スルヲ得ヘシ  
第五十九條 教會、學校及其人員ハ國民トシテノ關係及行爲ニ

であります、重に是は外教に附いて斯の如き規定を設けたので、濫に結社等を設けて政府原案の主意を外れることのないやうに殊更に此結社に對する規定を茲に設けたのであります、それから第十條に「臣民たるの義務に背くものありと認むるときは」と云ふことがございます、是は原案では「背く行爲」と云ふことになつて居つた、若し是が「行爲」と云ふことであると安寧秩序を妨げ風俗を壞り又は臣民たるの義務に背くと云ふことが、さう云ふ行爲が現れて來なければ此法律に依つて取締ることは出来ないと云ふやうにどうしてもなる、それを其行爲に發する前も又後も等しく取締の出来るやうにしたいと云ふ説も段々出ました、例へば不穩な宗旨であつて、それが我國に於て宗教の宣布等をしやうとするものを其事前に取締ると云ふことが原案では出来ないこと云ふことから此行爲と云ふ字をどう云ふ風に修正したら宜からうと云ふことに附いては餘程説もありましたが、先「も

關シテハ國法ニ服從スヘキモノトス  
第六十條 總テ建設物ハ宗教、教育及慈善ノ目的タルヲ問ハス國家ノ特別保護ニ屬ス財産及收入ハ如何ナル理由ヲ以テスルモ國家ノ財産ニ編入シ又ハ當初本來ノ目的以外ニ使用スルコトヲ許サス唯本來ノ目的ニシテ最早達スル能ハサルコト明ナル場合ニ限り關係人ノ同意ヲ得テ類似セル他ノ目的ニ使用スルコトヲ得若シ其事業ニシテ一般ノ地方ノ建設物ニ關スルトキハ豫メ議會ノ認諾ヲ經ルヲ要ス  
瑞士憲法(一八四八年制定)  
第四十四條 公認シタル耶蘇教法ヲ自由ニ奉スルノ權ハ全聯邦ニ於テ保固トス  
然トモ各州並ニ聯邦ハ何時ニテモ國安ヲ保シ及ヒ各宗派ノ間ニ和平ヲ保存スルニ相當ナル處分ヲ爲スコトヲ得ヘシ  
第五十八條 「ゼスイット」派及ヒ之ニ黨スル教會ハ瑞士國何レノ地方ニ於テモ之ヲ承接スルコトヲ得ス  
和蘭憲法(一八四八年十一月公布)  
第六篇 法教  
第六十四條 凡ソ國民ハ自由ニ其信スル所ノ法教ヲ奉ス但刑



の「と云ふ位に致してはどうか、行爲と云ふよりは稍、事前事後に掛るやうに見える」と云ふ位のことからして「もの」と修正になつたと覺えて居ります、それから此十三條であります、此條が最も委員中に於て議論の多かつた條であるのです、是は即ち教派、教會、宗派、寺等の建物並に敷地に關する所の免稅の規定であります、初め此の原案に附いて松岡君等の修正になりましたのは「左に記載する所のものには租稅を賦課せず」と云ふのを左に記載する所のものに對しては租稅を免除することを得ると云ふことにして先きにズツと規定を設けたので、さうして此の原案の十三條にある所の種々な制限又租稅を賦課せざる所のものの種類及區域と云ふものは命令で以て極めると云ふ此規定を削除して、さうして十三條の中にそれを含蓄することになつた、租稅を免除することを得ると云ふことにして行政命令の運用に任せる」と云ふ説であつたので、併ながら却つてさうなると云ふと

免租地が大變に大きくなるやうな嫌ひがある、どの位まで免租になるか分らないと云ふ嫌がある」と云ふので、勅令の定むる所に依つて一定の區域を限つて租稅を免除すると云ふことに又修正になつたので、併ながら此免租のことに附いては餘程議論がありました、委員中に於て此條は全部削除する方が宜しいと云ふ説も随分ありました、一體此租稅の性質として成るべく此必要ならざるものには濫りに免租するると云ふことは宜くない、斯の如きものを大に免租すると云ふことになれば又他の稅源を求めてさうして人民の負擔を重くするやうになる、成るべく人民の負擔と云ふものは軽くされるだけはしなければならぬ、それに斯様な寺、教會等の敷地建物等に附いて一種の特典を與へると云ふことは租稅の原則にも背く譯である、殊に將來免租になる所の金額等も測り知られぬ程多額になるであらう、段々是から又教會や寺杯の新しい起るのも此免

法ヲ犯スヲ制シテ會社及社員ヲ保護スルコトハ此限ニアラス  
 第六十五條 凡ソ王國ノ各教會ハ同一ニ政府ノ保護ヲ受ク  
 第六十六條 各宗派ノ國民ハ皆同一ノ政權民權ヲ享有シ及ヒ爵位官職ヲ拜受スルヲ得  
 第六十七條 國家ノ平和ヲ保守スル緊要ナル制規ヲ除キ堂屋内及ヒ増垣内ニ於テ法教ヲ公行スルコトヲ得  
 前文ノ制規ヲ除キ凡ソ現今法律條例ヲ以テ許認セル場地ニ於テハ堂屋及ヒ増垣外ト雖モ法教ヲ行フコトヲ許ス  
 第六十八條 現今諸教會及ヒ該會僧侶ノ享有スル俸給恩賜金其他ノ收入ハ該教會ニ於テ之ヲ保護ス  
 現今ニ至ルマテ國庫ヨリ俸給ヲ享有セサル僧侶ニ俸給ヲ給シ俸給十分ナラサル僧侶ニ不足ノ俸額ヲ増與スルコトヲ得  
 第六十九條 國王ハ凡ソ教會ノ國法ヲ遵守スルコトヲ看守ス  
 第七十條 各教會ハ其管長ト相往來シ及ヒ政府ノ助成ナクトモ法教ニ關スル諸訓令ヲ公布スルノ權ヲ有ス但法律上ノ責任ハ此限ニアラス  
 第七十一條 信教及教會(第三十條及第三十一條)設立並ニ公私ノ

堂宇ニ於テ教務執行ノ自由ハ擔保セラル、モノトス公權私權ヲ享有スルコトハ其信奉スル宗門ノ如何ニ關係セサルモノトス但シ宗教自由權ノ執行ニ由テ公法及私法上ノ義務ヲ妨クヘカラス  
 第十三條 團體タルノ權ヲ有セサル教會、僧社ハ別段ノ法律ニ依ルニ非サレハ新ニ之ヲ設立スルコトヲ得ス  
 第十四條 基督教ハ教務執行ニ關シ國制ノ基礎タリ但シ第十二條ニ於テ擔保セラレタル宗教自由ノ權ヲ妨ケス  
 第十七條 政府ノ宗門ヲ管護スルノ權及之ヲ廢止シ得ルノ要件ニ付テハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム  
 奥地利國憲法(一八六七年十二月發布)  
 第六條 凡ソ臣民タル者ハ奥地利國版圖内所ニ居住ヲ定メ各種ノ不動產ヲ占有シ且之ヲ自由ニ處分シ及法律ニ定メタル要件ニ從ヒ職業ヲ營ムコトヲ得  
 社寺ニ對シテハ公益ノ爲ニ法律ヲ以テ不動產ヲ取得シ及之ヲ處分スルノ權利ヲ制限スルコトヲ得  
 第十四條 完全ナル信仰及思想ノ自由ハ各人ニ對シテ擔保セラル、モノトス

租の特典に與からんがために随分出来な  
いとも云へない、それで此條文の中に「公  
立學校地の規定を準用す」と云ふことが  
あるけれども、宗教のこと、此教育上の  
ことは自ら目的を異にして居る、宗教上  
のことは此十條にもありません通「安寧秩  
序を妨げ風俗を壞り又は臣民たるの義務  
に背くものありと認むるときは」とあり  
まして随分安寧秩序に關係を及ぼすこと  
もある、併ながら教育上のことは決して  
安寧秩序を壞ると云ふやうな慮はない、  
それで教育上のこと、此宗教上のことを  
同一視する譯にはいかぬ、併ながら從來  
官有地の分であつた所のものはそれは殆  
ど既得権の如きものであるからしてさう  
云ふ地所に限つては將來も免除すると云  
ふことが宜しからう、今まで宗教上段々  
歴史もあつて發達して來たものであるか  
ら、さう云ふ歴史上のことに對しては免  
除することが相當であらう、併しそれは  
例外として大體の原則は免除をしないと

云ふことに定めなければならぬと云ふ  
のが、之を削除する説の重なる點であつた  
ので、併しなからそれに反對の説は此度  
宗教法と云ふものを以て段々宗教上のこ  
とに干渉又束縛等も加へることになつた  
に附いては、それに對しては相當の特典  
を代りに與へなければならぬ、詰り干渉  
をすると同時に保護も適當に與へなけれ  
ばならぬ、それ故に限りなく免除すると  
云ふことは甚だ宜しくあるまい、けれど  
も相當の制限を以て免除すると云ふこと  
は適當のことに思ふと云ふ所から此勅令  
の定むる所に依つて一定の區域を限つて租  
税を免除すると云ふことになつたので、そ  
れから此第二章の「宗派及教派」と云ふ  
所でありますが第十五條に「教規宗制に  
は左の事項を記載す」と云ふやうな  
ことがあります、是も原案にはないので  
ございまして教規宗制にはどう云ふこと  
を記載するのであるか其事は法律に明  
にしてないといふ大に宗教社會に於ても感ふ

### 本邦政教の關係

佛教の我朝廷に入りしは、今より千三百四十七年前にあり（西曆五  
五二年）。當時保守思想を抱ける多くの廷臣は、國神の怒を懼れて之  
か崇奉を争ひ、朝廷亦唯臣下の私拜を聽すに止まりき。推古の朝

めて此を公許し、爾來其寺院は官立にして、其僧侶亦一種の官職位  
階を與へられ、殆ど國教として遇せらるゝの觀あり。此上古の末よ  
り中古の初運に至るの間に興りたる三論、法相、俱舍、成實、律、  
華嚴（以上寧樂の古宗）天台、真言（此二平安初代の宗）の八宗は、  
悉く勅許を蒙り、同等の優遇せられたるは、眞に本邦の特徴にし  
て、此を歐洲諸國に見るへからず。蓋し當時の朝廷は唯佛陀の慈仁  
に歸投し、道業絶群の高僧碩徳を尊敬するに在りて、宗派門流の別  
は毫も問ふ所にあらず。故に其僧官は宗派の別なく一切を統監し、  
其大寺は多くは歸依の僧侶の爲めに存して、専ら一宗派に屬せず。  
佛教の趣旨は、世道の上に一段の進路を開拓し、世俗をして此境に  
優遊せしむるにあれば、忠節孝順の本邦固有の美德と相戻らざるの  
みならず、其包容廣大なる教理は、亦國神の崇拜をいれて餘りあるを  
以て、大に上下の歸向を博し、傳播甚だ駁速なりき。中古の中央王權  
推移紀綱紊亂の世となりては、僧侶も亦其既得の地位權勢を利用し  
て、名利の競争に加はり、就中執政藤氏の香華院たる南都の僧徒と  
京城の鬼門を鎮する北嶺の僧徒は、殊に放縱を極めたり。舊宗派は  
斯の如くして肝要なる濟世利人の本務を忘れたるを以て、中古の終  
より近古の初葉に於て大忽佛、淨土、臨濟、一向、曹洞、日蓮及時

所であるからして、十五條に於て斯の如く列記して置く方が宜しからう、それ此五號にも教師の資格任免等級稱號等のこともありません、それから僧侶に關する規定も故らに此所に掲げてあります、それから本教會分教會のことも規定するやうにと云ふことが明記してあります、それから本山末寺の關係に附いても種々議論がありました、是は原案の意思も政府委員の云ふ所に據れば決して本山末寺の關係を絶つやうな破るやうな考ではないと云ふことでありますからして、それならば此法規宗制に斯う云ふことを規定するやうにと云ふのを此法律に明にして置く方が宜しからうと云ふので本寺末寺の關係と云ふものも之に規定せらるゝやうになり、それからして終ひに其他重要な事項と云ふ中には寺なり教會なりが、自から重要と認めらるやうな事項を記載して、さうして主務官廳を申出つると云ふ餘地をこゝに與へられて居る、それ

宗の救世の實務を主とする新宗教相次いで勃興せり。近古の後半徳川氏政柄を乘るに至りては、人心糾合の政略上の必要より、各寺院に裕祿を與へ、俗權（宗判制度）を頒ちて己か用を爲さしめ、又其鎖國主義の必要より、外來の基督教を嚴禁しぬ。佛教渡來後の神道は、一般には佛教的神道（兩部神道）として行はれ、又神官は、其固有の祭祀の務に服するの外、絶えて教導感化の事に與からず。中古王政の代には祭祀、神職は神祇官寺院、僧徒は治部省の支配に屬せしか、近古幕政以來は鎌倉、足利、徳川皆均しく寺社奉行を置きて寺院、僧侶及神社、祠官に關する事務を併はせ督せしむ。明治維新の當初、其復古の政と共に先づ神佛の區別を明にし、又祭政維一の古義を復興し、官制上神祇、祭祀、祝部、神戶、宣教等の神務を掌る官衙（元年正月神祇科、二月神祇事務局、閏四月神祇官、四年八月神祇省）は、或は諸官衙の最上位を占め、或は重要官衙の一たり、又宣教使（二年七月）を置き、大教宣布の任に當らしむ。この大教は、一般の宗教と異り、其要旨とするところ神明を敬し、人倫を明かにし、其心を正しくし、其職を效し、以て朝廷に奉事せしむるにあり。されど神道は、此制度の下に忽ち頭角を現はし、之に反して佛教は、全く従前と正反對の地位に据ゑられ、中古以來漸次

から二十條も矢張法規宗制と對するやうな工合に教會、寺は教會規則なり寺規則と云ふものを設ける、それに附いては「左の事項を記載すべし」と云ふことがあります、第一號の「宗教」と云ふものも是は如何なる宗旨であるかと云ふ宗教の名稱を掲げると云ふ主意でありますから宗教の名稱とは下に續く意味であります、それから第四章の「教師」と云ふことこの定義に附いては種々政府に確めました、が今までの案では教師と云ふのは餘程廣い意味で何もかも教師の中に合著して居る、此法律で支配する所は寺院に屬する者も又法律以外のものも皆此教師と云ふことは原案では總て網羅することになつて居たそれを今度は意味を狭く致して教師の定義をこゝに教師の章に於て列擧することになつた、それから又日本臣民に限ると云ふ條項も今度新たに設けた、併しなから特に認可を得た者は此限ではないと云ふことで、外國人に對する規程も是で明

有し來れる諸種の特權特典は、此際悉く停廢せられ、五年三月教部省神祇省に更はり、同四月神佛教導職宣教使に代はるに迫ひ、三條の教憲の下繼に神道的佛教として教導職を拜命するに到るまでは、常に悲惨の境遇に呻吟せり。而して終始渝りなきは、切支丹宗嚴禁の一事なりとす。然れども時勢の趨向一般の進運は、先づ國家の儀式典と純粹の宗教事項とを嚴に分つの必要あり。教部省の神祇省に代はれるは、蓋し此必要を充したるか如しと雖、而も教部省が神佛教導職を置き、又自ら教法の釐革を企つるか如きは、是れ祭政一致に易ふるに政教一致を以てするものに外ならずして、亦離分せしめざるへからず。而耳ならず海外との交際増、親密を加ふるに従て、外教に對する從來の態度を一變すへき必要あり。斯の如くして漸次國家事件を以て各種の宗教的關係より脱離せしむるの勢を馴致したり。十年一月教部省を廢して、其事務を内務省に屬す、是れ今日の社寺局の存する所以なり、先是切支丹宗嚴禁の制は、久しく勵行せられず、政府は既に暗黙の間に此を認許したるの觀あり。十七年八月には、彌、神佛教導職を廢し、獨り當年の管長を存置して、之に寺院の住職任免及神佛教師の進退に關する事務を委任す（大政官第十

かになつて居ります、それから教師が政治に關係することは、第二十九條に依て原案では政治上の意見を發表し、其他政治上の運動をしてはならぬと云ふことになつて居ります、尙ほどうも其政治上の意見を發表すると云ふだけでは餘程漠然としたことで、どの位までの程度を指すのでありますか、分り兼ねますが、第一政社に加入することが宜しくない、それから「公然」と云ふ字を入れて「公然政事に關係し」と云ふことになれば餘程其範圍も前よりは明かにならうと云ふことで斯う云ふことに修正になりました、それから三十三條に「教師に關する規定は教派又は宗派の管長 又は代表者 教會長及住職に之を準用す」と云ふことになつて居りませぬと、此管長、代表者、教會長、住職と此教師との區別等が不明瞭でありますから、傍ら教師の意義を明にするに斯う云ふ條が設けられた、それから終に此宗教委員會のことに附いて一言致して

九號布達)是に於て教部省以來執り來れる政教一致の主義は全く撤去せられ、爾來政教分離に向て益々歩を進め、遂に二十二年二月帝國憲法の發布に依り、信教自由の規定を見るに至りぬ。憲法第二十八條に曰く、「日本臣民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す」と。本條の精神は、法律規則を以て制限すべきの標點を明定するに在り。それ人の一定の教理を信奉するや、外形の行爲多くは之に伴ふ、是を以て帝國臣民たるもの若し國家の秩序及臣民の義務に反せざる限は、此點に於て全然行動の自由あり。其未だ行爲に表はれざる人心内部の信仰の如きは、素より國法の干する所にあらざるは論勿きなり。現時宗教に關する法令は、極めて不備の狀に在り。されど從來行政の慣行に據れば、神道佛教は特に之を公認し監督すと雖、亦敢て其他の宗教を禁制せず、唯是等の宗教にありては、一般の秩序警察に依り、其禮拜を保護し、之に伴ふ危害を防止するのみ。而して神社佛寺は公の禮拜所として之を保護し、若し之を犯し又は不敬の所爲あるものは之を罰す(刑法第二百六十三條及第四百二十六條第十一號)。又神佛各派の教規、宗制及神職、僧侶、教師の身分に關しては内務大臣監督の權を行ふ。

置きます、即ち此第五章の所であります、原案では斯う云ふ項がありましたのであります、此初の條は變りはありませんが、第二項に「前項に依り宗教委員會に於て裁決すべき争議は民事裁判所に於て受理するの限に在らず」とそれから「宗教委員會の審理裁決すべき事項は訴訟の全部又は一部の裁判の原由たるべき場合に於ては裁判所は宗教委員會の裁決ある迄訴訟の辯論を中止す」と云ふことがあつて其先きに「宗教委員會の組織權限及裁決の手續は勅令を以て之を定む」と云ふことに原案はなつて居つたのであります、で此真ん中の項を二つだけ削除するとになつたんであります、第一、此宗教委員會と云ふものは如何なるものかと云ふとを質しました所が、是は決して主務官廳の、例へば内務大臣なら大臣の諮問會の如き性質のものではない、單獨の裁決をする場所である、それで此二項三項に民事裁判所にも關係はない、又行政裁判

信教上の組合は、慣行に依り之を認め、一般の結社の自由の範圍に於て之を許す、神道佛教の外は行政の規則を以て之を規律せず。神佛各派の最高團體は、法令に依り一定の職務を有し、而して此職務は委任條件の下に自治權を以て團體の事務を統治する自治行政機關なるか如き觀ありと雖、而も此等の事務は本性上宗教其者の行爲に屬し、國家公共の事務といふことを得ざるか故に、直に目して自治行政團體と爲すを得ず。又現今の神佛各派の宗教團體は、個々の社寺に於ても、又一教一宗に於ても、均しく私法上の法人たる資格を有せず。蓋し各社寺は是れ人の集合體にあらず、又財産の集合體にあらず、而して其一教一宗たるもの亦一私人、若くは法人、若くは財産の集合體にあらず、唯是れ各教各宗の數多の神社佛寺に依りて組織せられたる一種の階級的組合にして、其組合は法律上の結果を生ぜざるものなり。歐洲の宗教團體は、國家の認許に依りて成立し、一方には固有の財産を有して民法上の法人を組織し、又一方には裁判管轄、若くは收稅權を有して團體の行政を自治し、以て公法上の法人を組織するを通過す。又米國にては、教會教社の創立は他の私立團體の設立に關する一般法規に従ひ、法人權を享有するを常とす。然るに現今の

所にも持つて行くものでない云ふことであるから、獨立のものであると云ふことを明にするために、政府案に於ては二項三項を設けたのであると、それで若し事柄に依て或は民事に行くか、或は行政裁判所へ行くやうなこともあるかも知れぬけれども、併しながら此宗教委員會で此所に定めてあるやうなことは、宗教委員會の方で必ず裁決をさすことにする、で此二つの項がないと云ふと、どうかして衝突の虞があるために、宗教委員會と民事裁判所と或は行政裁判所と衝突の虞があるから、此所に明かにして置くのである、それで斯の如き委員會と云ふやうな名稱で、斯う云ふ裁決をすること、が他に例があらうかと云ふことに對しては、高等文官の懲戒委員會と云ふものも既に今ある、さう云ふ例は決してないことではない、それで詰り行政裁判所なり民事裁判所の機能を割いて、さうして更に斯う云ふものを設けるのではない、全く

我神佛各派の宗教團體は、歐米の宗教團體と其選を異にし、公法上の團體にもあらず、又私法上の人格をも有せず。是れ主として法令の不備に歸せざるべからずして、此状態は早晩改良せられざるべからず。然るに三十一年六月公布の民法施行法第二十八條に據れば、『民法中法人に關する規定は當分の内神社、寺院、祠宇及び佛堂に之を適用せず』とあり。然らば神社佛寺のかゝる状態にあるは、眞に一時の事に過ぎずして、後々は民法中法人に關する規定を適用し、其人の集合體たるを財産の集合體たるを問はず、總て之を私法人として遇することなる歟。果して然りとせば、立法者の意全く宗教團體を私立會社と同視する米國の制を執るものなりと謂ふ可し。是れ邦家の大宗教を待つつの妥當の法なりや、蓋し疑なき能はず。人或は帝國憲法信教自由の規定を以て、夫の宗教上の設定に關する一切の立法を誡めたる米國憲法と同視し、是れ眞に政教關係上の自由主義なりと爲すものあり。論者は蓋し神佛二教に對して特別の取扱法を執る行政の慣行が、仍ほ此憲法條規と相戻らずして、裕然生存しつゝあるの事實を看過するものと謂ふ可し。之を要するに、本邦政教の關係は、神佛二教に對しては精神なき公認主義を執り、其他の宗教に對しては放任主義を取らざるものなりと謂

はざるべからず。

別物である、全く行政上の監督に屬して、さうして唯裁決をする所である、それから此委員會の裁決に對しては、内務大臣はそれを翻すことが出来るかどうかと云ふ間に對しては是はもう最上の判決であるからして内務大臣と雖も之を動かすことは出来ない、斯う云ふ委員會を別に設ける譯は、宗教上のことは行政裁判所なり民事裁判所と云ふ所では、其事情に通じ兼ねる所もあり、能く分り兼ねて居るからして、斯う云ふ單獨のものに設けた譯である、所が又一方にはどうも此一種の獨立の裁判所の如きものを委員會の名義を以て設けて置くことは如何であらうか、それよりは普通の諮問會に止めて置いて内務大臣は其決議を採用するとも、しないとも、それは内務大臣の考に任せると云ふ方が却て運用宜しきを得はしまいかと云ふ説がありました、特に外教に對する説に附いては随分重大の點もありますから、此委員會の裁決は動かす

べからざるものとするよりは普通の諮問  
 會のやうなものにして、それを採るべき  
 ものは内務大臣が採るやうにすれば、矢  
 張結果が同じやうになると云ふ説もあり  
 ました、けれども此宗教委員會に於ては  
 それぞれ専門の知識を集めて、さうして  
 組織するものであるからして内務大臣一  
 個で決定するよりは、此委員會で裁決す  
 る方が穩當でもあり、適當であらうと云  
 ふことで、宗教委員會と云ふものを認め  
 ることになつた、併ながら此政府案の二項  
 三項と云ふものは最早民事と行政裁判所  
 に關係ない以上は、却つて斯う云ふことが  
 あるために多少關係のあるやうな疑も  
 見えるから、寧ろ此二つの項は削除して  
 仕舞つた方が尙ほ一層宜しからうと、それ  
 で將來民事裁判所なり行政裁判所と權限  
 の争杯が起る場合があつても到底先きに  
 なくては權限争議の裁判所の如きものは  
 設けられる必要もあるから、さう云ふも  
 のが出来さへすれば、決して衝突の憂も

### 列國宗教交通

#### 總叙

根源同一なる基督教諸派を奉ずる歐洲諸國に於ても、宗派門流の見  
 を以て相争闘し國際紛議を醸したるの實例は、古來珍しからざるこ  
 となりしが、宗教三十年の役の結果一六四八年エストフアリアに和  
 議を講せられし以來は、漸次寛容主義に傾き、今の歐洲諸國は蓋し  
 宗教上一大親族を成すの觀あり。是故に列國宗教上の交通を窺ふに  
 方りても、歐洲諸國の關係よりは寧ろ是等基督教諸國と彼等の謂ゆ  
 る外教を奉ずる他の諸國との關係を述ふるを必要なりとすへし。以  
 下主には有賀長雄先生が嘗て行政學外政篇の講義に於て、露人公法大  
 家フリドリヒド・マルテンス博士の『開明國民の列國交際法』に依  
 りて講明せられたるものに基づき、歐洲と其の他諸國との宗教交通  
 を土耳其、波斯、支那及日本の四節に分ちて、其の大略を述ふへ  
 し。  
 博士云ふ。宗教上の寛容主義は、歴史上古より今に至り、宗教自身  
 に於ても、又國家に於ても、大體は此主義に向て進行し來れるを疑

ない譯である、旁く此不必要な項である  
 から此真ん中の二つの項は削除した方が  
 宜しからう、それから此委員は勅令で定  
 むることになつて居る、で此勅令にはどう  
 云ふ精神を以て委員の組織等を定むるか  
 と云ふことでありましたが、更に行政部  
 内の官吏から宗教委員會と云ふものを組  
 織する、それから其外は臨時に相當の宗  
 教上に明るい者を選んで或は委員にする  
 とか、或は参考のために召喚するとか、  
 まだ其邊の所は政府でもはつきり極つて居  
 らぬやうでありますが、大體さう云ふ有  
 様である、それで松岡君外二君の此案を  
 逐條審議致して此修正案の如く確定致し  
 たのであります、是は大體政府の原案の  
 續々悪い所を明かにし又章なり條項を大  
 分あつちこちへ變へた所があります、宗  
 教委員會の如き別の章になつて居るとか  
 其他是は御對照になれば自ら分ること、  
 思ひますから説明は省きます、それで一  
 通り逐條審議して此通議了致した跡で直

はす。然れども何れの場合に於ても、由りて以て政治上の利益を計  
 るの一事ありて、常に此主義を妨ぐ。而して國家に在りて、特に甚  
 しとなす。蓋し國家は宗教と異り政略なるもの存し、傳教を利用し  
 て自己の權威を他國民の間に擴張せむとするの慾望あるより、遂  
 に其教會を取立、其外國に在るものに向ては特に保護獎勵を加ふ。  
 國際上屢々困難なる關係を惹起するは、多くは此慾望より來る。現時  
 露西亞と土耳其との關係、又歐洲諸國殊に英佛二國と支那との關係  
 の如きは、明に此慾望の存在を認むることを得へし。

#### 歐洲諸國と土耳其との關係

基督教國と回教國との關係は、一五二八年佛國王フランシス一世土  
 耳其と交際を開くに拘まる。當時他の歐洲諸國と土耳其との交通は  
 皆佛國を介して之を爲す。此時よりの因襲にて今日に至りても尙ほ  
 歐洲西方諸國と土耳其との間には一種特別の條約成立せり。之に次  
 いて興れるは、露西亞と土耳其との國交開けたるに由る。即ち土耳  
 其は一四五三年に於て君士坦丁堡を略取し、嗣いて一七〇〇年カッ  
 ルに於て露國と締結したる條約に宗教上の約定あり。此條約は、其  
 後一七七四年及一八五六年の兩度の改正を経て、現行條約は一八五六

ちにそれを確定議にするか、どうかと云ふことに附いて委員会で説がありまして、今日御報告致して居る此通には其當時まだ整理して居なかつたんである、唯斯う云ふ主意を此所に加へるとか何所をどう云ふ風に變へるとか云ふことは餘程錯雜して居た、それで字句、それから意味の整理等はまた其時は出来て居らなかつた、それで整理が出来次第に更に三讀會の如きものを開いて大體の可否を論じて全部之を採るか採らないかと云ふことを決しやうと云ふことになりました、それから一昨日午後四時からして今の三讀會の議事に移つて、さうして大體の可否を論ずることになった、其時は委員中からして先刻申した所の免租の一條です、此事は随分外敷の取締にも關係のあることとして政府が認めて居る、随分此法案の中に於て政府が最も重きを置いて居る點である、然るに其點に已むを得ず反對をしなければならぬから松岡君其他の御盡力で

年以來のものなり。此條約に依れば、土耳其國內の基督教徒は露國此を保護することゝなれり。是れ實に露國か土耳其の上に壓抑を行ふの最好利器なり。

### 歐洲諸國と波斯との關係

現今歐洲諸國と波斯との條約には、基督教に改宗したる波斯臣民並に基督教を奉ずる居留外人に關する箇條は一も之れ有ることなし。是れ蓋し波斯の宗教其者か甚しく異教を排斥せざる爲めに、條約に於て宗教上特に波斯政府に義務を課するの必要なき由る。波斯は表面上基督教の傳播を禁ずれども、嘗て之か爲に窘迫を行ひたることなく、全く彼等の爲す所に放任せり、國內の基督教徒亦一般波斯臣民と同一の保護を享け、少しも不便を感せず。是を以て露西亞と雖、波斯に對しては其土耳其に於けるか如き、宗教關係より輸さしめたる夫の特別權利を有することなし。

### 歐洲諸國と支那との關係

昔時歐洲宣教師の支那に入るや、嘗に教法を持來るのみならず、併はせて學術技藝をも携へたるか故に、大に歡迎せられ、支那人は其醫道、天文、算數等の諸學に於て、西教師に負ふもの甚た多しと云ふ。此好ましき現象の顯はれたるは、大凡そ十六七世紀の間なり。蓋し當時の西教師たる純はら宗教上の目的の爲めに渡航し來りしなり。然るに本國政府之に乗して、其政略を支那に施すの具としたる以來は關係全く一變せり。彼等政府は特に其宣教師を保護するのみならず、基督教に改宗したる支那臣民に對しても尙ほ其保護を及ぼす。宗教の宣布が斯の如く政略の一機關となりしより、支那人の思想感情に激變を生ぜしめ、復己前の好意を見る能はず。爲めに度々國交上不祥なる事變生じ、遂には支那政府は國家の體面上最恥辱なる條約の締結を甘諾するの已むを得ざるに到りぬ。一八五八年（文宗咸豐八年五月、即ち我安政五箇國の條約の成りたる年）露西亞との間に締ひたる天津條約第八條の如きは、其一なりと謂ふ可し。其後此條文摸範となりて、英佛等諸國との條約にも、亦同様の約定顯はるゝに臻れり。則ち露約第八條に曰ふ。

支那政府ハ基督教ノ秩序及徳義ヲ進ムルノ徳アルコトヲ信シ基督教ヨリ起ル所ノ諸ノ拘束ニ從フコトノ爲メニ臣民ヲ窘迫セス且ツ彼等ヲ帝國內ニ於テ他ノ宗教ヲ信スル輩ト同様ニ保護スヘシ又支那政府ハ基督教ノ傳教士ヲ目シテ名譽ヲ知ルノ人民ニシ

大變原案よりは面目を改めて讀み宜い案にはなつたけれども、また其他にも多少不明な所もあるからして餘儀なく本案全部を否決すべきものと云ふ説があつた、併ながら多數を以て此御報告致した通に可決することになりました云々

右報告中に見ふる、都筑馨六氏の委員の参考にとて提出したる案とは、同氏の謂ゆる「其内部の組織が非常に違ひ、活動のやり方が非常に違ひ、又國家既往の關係も違ひ、又今日の勢力も違ひ、將來國家に及すべき影響も違ふ、其三つの違ふ宗教を一つの規程で拘束しやうと云ふのは餘程是は無理なことであつて、公平のやうであつて却つて大人には小さく子供には大きいと云ふ如く却つて不公平を來すであらう」とある見地より立案せられたるものにして、其特色は佛教、神道、耶蘇教と、各其異なる所に留意して、取締法を設くるに在り、夫の宗教といふ普通名詞に由りて施設を想定せる政府案並に

之を繼承せる修正案とは、固より選を異にせり、今彼此對照較量のため、左に其全文を録す

宗教法

第一章 總則

第一條 宗教の教旨にして安寧秩序を破り風俗を濫り又は臣民の義務を背くことを教唆する者認めたるときは其宣布を禁止し且つ之を爲めに結社若しくは寄進を爲すことを禁止す

第十二條 寺院を設立せんとするときは宗制を以て定めたる手續に従ひ主務官廳の認可を受くべし

テ一身上ノ利益ヲ計ルモノニアラスト爲スニ依リ之ニ許スニ支那臣民ノ間ニ基督教ヲ傳播スルヲ以テスヘシ是ヲ以テ支那政府ハ傳教士ノ諸開港場ヨリ内地ニ入ルコトヲ妨クサルヘク其内地ニ入ラントスルモノニハ人員ヲ限リ露西亞領事官又ハ國教官ヨリ旅行券ヲ交附スヘシ

字の意味は如何様にも解釋せらるべく、例之へは支那政府が基督教徒に向て發する所の政令は、正當のもの(即ち發令上十分權力あるもの)たるにも拘らず、尙ほ此を窘迫なりと爲すことを得べし、且つ事實に於ても、嘗て支那政府が基督教徒に向て發せむとしたる政令を窘迫なりとして發せしめざりしことあるに於てをや

第七條 宗教上の懲戒若しくは懲罰は日本臣民の身體財産自由若しくは宗教以外の名譽に對して之を加ふるを以て目的とすることを得ず

第八條 宗教上の結社は地域を區別し社員間に規約を定めて之を設立することを得但本條地域の區別及規約は主務官廳の認可を受くべし



しむ住職の職務権限及代理に關する規定並に其資格、任免及待遇等は本法中特に規定したるものを除くの外宗制を以て之を定むべし但宗派に屬せざる寺院に係るときは寺院規則を以て之を定むべし

第十四條 住職は左の資格を具備することを要す但宗制若しくは規則を以て他の資格を非せ要むることを妨げず

- 一、日本臣民たること
- 二、成年に達したること
- 三、中學校を卒業し又は主務官廳に於て之と同等以上の學力を有するものと認めたること
- 四、公權を剝奪若しくは停止せられたることなきこと

從來の慣例に基き宗制に依りて世襲の住職を認めたる場合に於ては主務官廳の認可を経て前項第二號及第三號の規定を適用せざることを得

尼僧の住職に關しては第一項第三號の資格に代ゆるに主務官廳の認可を以てす

第十五條 寺院には參助役を置くべし但主務官廳の認可を経て本條を適用せざることを得

參助役の員數、任免、任期、資格並に職務權限等は主務官廳の定むる所に依る

第十六條 寺院を廢止したる場合に於ては其財産の處分は宗制又は寺院規則の定むる所に依るべし

第十七條 寺院は宗派の費用を分擔するの義務あるものとす未寺は本山を維持するの義務あるものとす

第十八條 本法中特に規定したるもの、外宗派の事務を統轄處理する爲めに必要なる組織其他の規定並に同一宗派に屬する各寺院の間未其他の關係

應得之處分。又將前謀害奉天主教者之時。所充之天主堂・學堂・聖壇・田土・房廊等件。應賠償還交。法國駐劄京師之欽差大臣。轉交該處奉教之人。並任法國傳教士在各省。租買田地。建造自便。然此佛國宣教師は件の簡條を盾に執りて、爭ふべからざる支那政府所屬の物件をも横領するの暴を働きたり。

支那は歐洲諸國との間に、歐洲宗教の事より、實に前述の如き約を結び、又暴行を蒙り。之に由りて支那人の基督教を憎惡すること日に旺んにして、就中英佛兩國の宣教師は、從來支那政府の與へたる特權を濫用すること甚しければ殊に此を厭へり。嘗て恭親王が當時在京の英國公使アルコック氏に向ひ「君幸に阿片と傳教士とを持還りくれよ」と言ひたるは、素より一場の茶話に過ぎざるべしと雖、亦以て外教の爲めに蒙られる支那の困難を推想するに足る。最近獨逸宣教師襲殺事件より起れる獨逸帝國の行動の如何に暴なりしかは、何人も記する所なる可し。

茲に注目すべきは、獨逸露西亞のみは彼れか如き條約あるにも拘らず、傳教上他の歐洲諸國と異なる關係に立てる一事なり。露國は元來支那人の間に其國教即ち希臘教を弘めんとするの志望を有せず、之れ有るは唯管て康熙帝露より擡にしたる「コサツク」人の體格の雄偉なるを慶び、此を近衛兵と爲せしか、此兵士は依然露教を奉するを以て、之か爲めに露國は一七一五年(康熙五十四年)に於て、毎年露より一人の宣教師を支那に送ることを約したる事あるのみ。依て一七二七年(世宗雍正五年)より露の宣教師は常に北京に駐在せり。此兵士の子孫は、今日京北にあるもの百二十人、皆露教を守れり。又支那人にして此露教に改宗したるもの大約五百人ありといふ。

### 歐洲諸國と本邦との關係

等は宗制を以て之を定むべし但同一の教旨を尊奉する寺院若しくは信徒著しく少數なきときは本法施行前獨立の宗派と認めたる場合を除くの外主務官廳は本條の適用を拒否することを得

宗制は主務官廳の認可を受くべし其變更廢止も亦同し

宗派の分合は宗制を以て定めたる手續に従ひ主務官廳の認可を受くべし

第十九條 各宗派に宗務局を置くべし

宗務局は宗派の事務を統治し其宗派に屬する寺院其他の營造物管理者及信徒に對しては教令若しくは諭達を發し教師住職其他宗派に屬する役員を退任することを得但法令に依りて許可したる場合及主務官廳の命令若しくは委任に依る場合の外宗務局の行爲は宗教以外の事項に涉ることを得ず

第八條第二項の規定は宗務局に之を准用す

前項業務を執行する爲めに特に宗教局直轄の營造物を設け規則を定めて管理者を置くときは主務官廳の認可を経て其營造物を以て法人と爲すことを得此場合に於ては營造物の廢止及規則の變更は主務官廳の認可を受くべし

宗務局の組織權限は本法中特に規定したるものを除くの外宗制の定むる所に依る

第二十條 宗務局には主務大臣の認可を経たる管長を置き宗務局一切の事務に關する責任者とす

管長は男子たることを要す其他管長の資格に關しては第十三條第二項第十四條第一項及第二項を準用す

マルテンス博士の我日本に就きて語る所に據れば、日本人は大體に於て外教を拒まず、然れども深く隣國の實例に鑑み、意を外教上より其自國臣民に波及し來る所の關係を避くることに用ふ。而して實に是迄外國政府より度々日本臣民の基督教に改宗したるものに保護を及ぼさむと試みたりとも、日本政府は種々の口實を設けて巧に之を避けたり。又宣教師は特に免許を受くるにあらざれば内地に入らしめず。無論條約に於て夫の天津條約第八條の如き簡條は何れの國とも締結せしことなし。日本の最初の條約即ち一八五八年(安政五年七月)露西亞との間に結ひたる江戸條約の第七條には、唯

日本ニ永久又ハ一時住居スル所ノ露西亞人ハ其家族ト共ニ自國

止亦同し  
 第二十二條 神道教會は第六條第一項の規定に準據して之を設立するを得但教會規則を以て社員間の規約に代ふるものとす  
 第二十三條 教會には教會長を置き其教會の事務に關する責任者とす  
 第二十四條 第二項及第三項第十一條第一項第十二條第十三條第十四條第十五條の規定は神道教會及教會長に之を準用す  
 第二十五條 教會規則は教規に擬制することを得  
 第二十六條 教派の事務を統轄處理する爲めに必要なる組織其他の規定並に同一教派に屬する各教會間の關係は教規を以て之を定むべし  
 第二十七條 第十八條第一項但書、第二項及第三項、第十九條及第二十條の規定は之を教規教派事務局並に教務局直轄の常設物及副掌教派管長に準用す  
 第二十八條 耶穌教々會教區及教院  
 第二十九條 第二十一條の規定は公共禮拜の用に供する耶穌教の禮拜堂に之を準用す  
 第三十條 共同して耶穌教々神を禮拜するの目的を以て結合せんとするときは耶穌教々會の形式に據るべし  
 第三十一條 第二十二條及第二十三條の規定は第十一條を準用したる規定を除き之を耶穌教々會教會規則及教會長に準用す  
 第三十二條 耶穌教々會長に關しては本法施行後十年間は主務官廳の認可を経て第十四條第一項第一號の規定を適用せざることを得  
 第三十三條 同一教派に屬する多數の教會を統轄し

ノ法律及習慣ニ從ヒ生活スルコトヲ得ヘシ故障ヲ受クス且ツ公然敬神ノ禮ヲ行フコトヲ得ヘク日本政府ハ其宗教ノ標幟トスル所ノ物品ニ對スル禁令ヲ解クヘシ(邦文に曰ふ。日本ニ一時或ハ連條在留ノ魯西亞人家眷ヲ携ル事ヲ免シ且自ラ其宗旨ヲ念シテ修スル事ヲ得ヘシ長崎ニ於テ踏繪ノ仕來ハ既ニ廢セリ)宗法ヲ修スル事ヲ得ヘシ長崎ニ於テ踏繪ノ仕來ハ既ニ廢セリ)とあるのみ。即ち居留國臣民の宗教上の保護に就きて締結し、自國臣民の基督教に改宗したるものに就きては一言も及ぶことなし。又日本は宿習等を爲さざるの主義を、契約に依らず、事實に於て之を採れり。然るに茲に一の變例あり。日本政府は一八六九年(明治二年)細島に於て、日本臣民の基督教に改宗せしものを追放したる事あり。時に駐在外國公使は、深き注意を以て日本政府と談判を始めた。此時彼等使臣は、條約の面には固より何等の約定なく、且つ追放せられたるものは日本の臣民なれば、外國の敢て干與すべき限りにあらずと雖、然れども歐洲諸國は皆基督教を奉ずるものなれば、日本國にして是等基督教諸國と永く和好を保たむことを欲せらるゝならば、必ず基督教に向て尊敬を加へられむことを望まざるを得ず、若し將來斯の如き事を再びせられむ耶、歐洲諸國は其輿論に於て此を許さざるか故に、決して黙過せざるべしとの意を致し

其教派に屬する事務を處理する爲め一定の組織を必要なりとするときは一定の地方を區劃して教區の制度に依るべし教區の設立廢止其區域の變更並に教區制度及其變更は主務官廳の認可を受くべし  
 第三十條 教區を設けたるときは教區事務局長を置き長老を以て其事務に關する責任者とす  
 第三十一條 第二十五條及第二十八條の規定は教區事務局長及長老並に教區事務局直轄の禮拜堂に對しては之を準用す但第二十五條中第十九條を準用したる規定に關しては教區制度を以て事務局若しくは長老の職權を制限若しくは變更することを妨げず  
 第三十二條 信徒に對して施行する宗教上の懲罰の方法及其手續は教區制度又は教會規則を以て之を定むべし  
 第三十三條 耶穌教々會は第三十三條に該當するものを除くの外本法施行の際に於て現に帝國内に存在するものに限り尙ほ存続することを得但第三十三條に該當するものを除くの外明治三十三年一月一日の現在の人員を増加することを得ず  
 第三十四條 本法に於て耶穌教々會と稱するは専ら宗教に従事する者に於て宣誓に依り生活全體に關する一定の規則に従ひ社會を離脱して共同の生活を爲すの社團を指示するものとす  
 第三十五條 教院及其支部の規則並に設立廢止は主務官廳の認可を受くべし  
 第三十六條 教院には教院長を置くべし  
 第三十七條 第三十條第二十條及第二十八條の規定は教院及教院長に之を準用す  
 第三十八條 教院は左の目的を有するものに限り本法施行後新に認可することを得るものとす  
 一、慈善事業を目的とするもの

たり。爾後日本に於ては、復斯の如き事變あることなし。件の事變當時日本に在りて事實報道の任を執れるドートロイ氏の書簡今尙ほ現存すと云ふ。其文章は收めて外交集録一八六九年の部に在り。博士の引用せられたる日露條約第七條は、此條約の前月結はれたる日米條約第八條模範となりて英、蘭、露、佛順次に結はれたるものにして、其後他の諸國との條約も亦範を日米條約に取れり。是等の條約は、文章に具略の異りあれども、皆居留外人の奉教又は居留地の拜堂設置に關することのほか他の事なきに至りては、則ち一なり(英約第九條、蘭約第七條、佛約第四條、普約第四條、葡約第九條、白耳義、伊太利、丁抹、瑞典、諾威、西班牙及埃地利、匈牙利は各、第四條)。日米條約第八條は、最詳密なり、其文に曰く。  
 日本ニ在ル亞米利加人自ラ其國ノ宗法ヲ念シ禮拜堂ヲ居留場ノ内ニ置モ障リナシ並ニ其建物ヲ破壞シ亞米利加人宗法ヲ自ラ念スルヲ妨ル事ナシ亞米利加人日本人ノ堂宮ヲ毀傷スル事ナク又決シテ日本神佛ノ禮拜ヲ妨ケ神體佛像ヲ毀ル事アルヘカラス双方ノ人民互ニ宗旨ニ付テノ爭論アルヘカラス日本長崎役所ニ於テ踏繪ノ仕來ハ既ニ廢セリ  
 新條約の宗教條款は英、米、伊、露、丁、獨、白、秘、瑞、蘭、

二、看護事業を目的とするもの  
 三、高等女学校と同年以上の教育を女子に授くるを以て目的とするもの  
 四、其他勅令を以て特に許したるもの

第六章 教師教弟及僧侶(尼僧を含む)  
 第三十四條 教師教弟及僧侶の分限、其得喪資格、任免、及懲戒等に関する規定は本法中特に規定を設けたるものを除くの外制規を以て之を定むべし但本法に於て教師と稱するは認可を経たる制規に依り教弟若しくは僧侶中宗教を宣布し若しくは其宗教に於て特に重んずる儀式を執行し又は信徒の懺悔を聽聞するを得るものを指示し教弟僧侶と稱するは制規に因り専ら宗教に従事することを以て目的とする者を指示するものとす

第三十五條 左の資格を具備するものにあらずれば教師と爲すことを得ず  
 一、成年以上たること  
 二、中學校を卒業したること  
 三、公権を剥奪若しくは停止せられたることなきこと

本法施行後五箇年間は主務官廳に於て中卒卒業と同年以上の學力あるものと認むる者は前項第二號の資格を闕くことを得  
 本法施行前の慣例に基き宗制又は寺院規則に依り世襲の住職を認めたる場合に於ては主務官廳の認可を経て本法第一項第一號及第二號の資格を闕くことを得  
 尼僧の教師に關しては第一項第二號の資格に代りて主務官廳の認可を以てす  
 第三十六條 成年に達したるものにあらずれば教弟若しくは僧侶と爲ることを得ず但本法施行の際滿十

西、葡及埃匈との各條約悉く第一條第四項にあり。瑞西との條約には其第二條第四項にあり。米以下の各條約は、皆範を最初締結せる日英條約に取りたるものなり。即ち日英條約に曰く。

兩締盟國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ良心ニ關シ完全ナル自由及法律勅令及規則ニ從テ公私ノ禮拜ヲ行フノ權利並ニ其ノ宗教上ノ慣習ニ從ヒ埋葬ノ爲メ設置保存セラル、所ノ適當便宜ノ地ニ自國人ヲ埋葬スルノ權利ヲ享有スヘシ  
 最詳密なるは、日佛條約第二條なり。曰く。

兩締盟國ノ一方ノ國民ハ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ良心ニ關シ完全ナル自由ヲ享有シ法令及規則ニ從テ堂宇ヲ建設及所有シ且公私ノ禮拜ヲ行フヲ得ヘシ該國民ハ同様ノ條件ニ從ヒ其ノ宗教上ノ習慣ニ依リ適當便宜ノ墓地ニ埋葬セラル、ノ權利ヲ享有スヘシ若シ未タ埋葬ノ爲ニ設置セラレタル墓地ナキトキハ更ニ之ヲ設置シテ鄭重ニ維持スヘキモノトス

信教禮拜の自由に關する新條約の約定は、此を舊條約に比するに、一般の改正に伴うて面目を一新したるの外は、大なる出入なきを知る可し。

〔明治己亥八月中洗稿〕

五歳に達し既に僧侶の分限を有する者は此限にあらず  
 第三十七條 刑法第三百六十條の規定並に刑訴訴訟法第二百二十五條第一項第二號及民事訴訟法第二百九十八條第一項第二號に掲げたる者の職責に關する規定は之を教師及教弟に準用す  
 民事訴訟法第五百七十條第一項第五號及第六號の規定は之を教師及教弟に準用す

第三十八條 教師、教弟、及僧侶宗教上の結社若しくは財團法人の事務擔當者若しくは管理者其他宗教上の營造物の役員は公に政治上の意見を述べ、又は政治上の運動を爲すことを得ず  
 本條の規定は宗教に關する政治に就ても亦之を適用す

第七章 免租及其他の特權  
 第三十九條 寺院、佛堂、祠堂、公共の禮拜堂、其敷地及び境内並に境内に於ける附屬の建物其他専ら制規を認可したる宗教の儀式を執行するの用に供する物件には公費を賦課することを得ず但其種類及範圍等は命令の定むる所に依るものとす  
 前項の特權を享有せんとする者は其建物及境内地の廣狹等を詳記して主務官廳の畫帳に記入を請求すべし

第四十條 制規を認可したる宗教に於て専ら公共の禮拜の用に供する物件は之を差押ふることを得ず

第八章 監督強制手續及罰則

第四十一條 宗教に關する事項は主務大臣之を監督す但主務大臣は其職權の一部を部下の官吏若しくは長老に委任することを得ず  
 第四十二條 結社、寺院、教會、教區、教派、宗派、教區、教會長、住職、管長、長老其他諸營造物の機關社團法人の管理者並に教師、教弟及僧侶等の宗教上の行為は監督官廳に對して之を監視することを得ず

第四十三條 本法に於て制規を以て規定すべしと定めたる事項にして制規を設くることを要せざる場合に依り又は宗派教派等に於て其制規中に規定すべし事項を規定せざる場合に於ては命令を以て必要なる規程を設くることを得但本法中特に規定したるもの、外尙ほ制規中に規定することを得ず

監督官廳に於て必要と認むるときは制規の改正を命ずることを得  
 第四十四條 監督官廳に於て必要と認むるときは行政處分を執行する手續に依りて制規の執行を強制することを得  
 第四十五條 法令及制規の規定を強制の爲めに必要なるときは又は公の安寧管長其の風俗若しくは宗内の體面を維持する爲め必要なるときは監督官廳は制規の全部若しくは一部の効力を停止し管長、長老、教會長、住職、教院長、事務擔當者若しくは教師の職を停止し已むを得ざる場合に於ては特に事務取扱を任命して教派、宗派、教區、寺院、教院、結社及び宗教上の營造物の事務の全部若しくは一部を執行せしめ又は臨時の處分を爲さしむることを得

教師、教弟、僧侶及び信徒の懲戒若しくは懲罰にして臣民の自由、健康、若しくは名譽に係るものと認むるものに關しては命令の定むる所に從ひ之を執行するに先ち監督官廳の認可を受けしむべし

第四十六條 宗教に關する争議は主務大臣若しくは宗教委員會最終に之を判決若しくは裁決す但専ら教旨に關する争議は制規に依りて定まりたる機關に於て裁決するものとす

宗教委員會に出席することを得べき場合其他宗教委員會の職務權限は勅令を以て之を定む  
 第四十七條 宗教委員會の判決は關係行政廳並に宗派、教派、教區、教會、寺院等を拘束するものとす

審問、争議、判決及其執行等に關する事項は勅令を以て之を定む

第四十八條 宗教委員會は大審院列事、高等行政官、及終身官たる專任委員を以て之を組織し專任委員の中より委員長を親補するものとす

其他組織の詳細各委員の職權、職務並に資格、任免、懲戒、待遇等は勅令を以て之を定む

第四十九條 本法に規定したる事項に關しては他の法律中特別の規定あるものを除くの外命令を以て罰則を設くることを得

第九節 附則

第五十條 初めて本法を施行するに當り本法の條項に從はしむる爲めに必要なる處分は適宜監督官廳の命する處に依るへし本法施行後始めて

本法の拘束を受くるに至る場合に於ても亦同し

第五十一條 本法施行前より存在する事實に於て本法の規定に抵觸するものは本法施行後一年以内にて本法の規定に從はしむへし本法施行前

民法又は民法施行法に依り法人の資格を得たるもの亦同し

第五十二條 沖繩縣の寺に關しては別に勅令を以て規定を設くるまで従前の例に依る

第五十三條 民法第三十四條中宗教に關する規定並に民法施行法第二十八條は神社に關するものを除くの外之を削除す

第五十四條 本法を施行する爲めに必要なる規定は命令を以て之を定む

第五十五條 本法は明治三十三年七月一日より之を施行す

質問 修正案についての質問は、政府案の初めて日程に上りたる當時の如く、甚だ盛なりき、否寧ろ却て此に優るものありき、一問繰に去つて一問亦現はれ、其聲は有爵、勅選、長者の各階級より發しぬ、殊に修正者の増補に對し、密かに得意の色ある、教師となり得べき人に關はる規定(第二十八條)は、不幸にも質疑の標的となり、飛來る矢は悉く命中して、蜂集狀を呈するに至れるぞ是非なき、是れ政府案質問當時の其第三十四條などの場合と同じく、外國宗教に對する其規定の効力如何を問ふことに係れり

報告演説に次いで質問あり、質問終局の動議可決して茲に討論に入りぬ

第一席 反對論

子爵 曾 我 祐 準 氏

あたり出来ましたが、確か此院に實行されたのは始めてでございます、是は誠に質問終結に諸君が御賛成なされたのは御尤だと思ひます、到底質問位では分らないと思ひます、分らぬと云つては失禮ではございませぬ、皆々の中でも分る者、一人もないとは思はせぬ、私は此案に附きましては絶對的の反對ではないのであります、宗教法案と云ふものを作ることに附いては絶對的に反對ではないのであります、宗教の取締も随分あらうと云ふことも感して居ります、さりながら今此に提出された如き案に附いては反對を致すのであります、今村田君も申された通り重大なる問題であります、且つ宗教上のことは古くは千年以上我が日本に據つて以來の歴史を経て變遷をして來て居ります、それを一朝法律の中に入れてやうと云ふのはまた案の新しい三五年或は十年二十年の間に來て居る所の法律と古いものと新しい所のものと一緒に規則に入れやうと云ふことではあります、尤も先刻政府委員が辯せられた如く、此法律は宗教ではない、宗教の修正を爲したものでない、宗規である、即ち宗教の取締法である、宗教の取締法であるから一つの規則に入れて入れられぬことばない、云ふ御議論でありました、中々さう巧くは入れられぬと思ふのであります、且つ宗教と云ふものは人の精神を支配する所のものである、非常にも人の感情に片寄るものである、斯の如きものを倉卒の間に決めることば餘程むづかしい問題であらうと思ひます、依つて宗教の取締と云ふものを國家の上で一つの法律として決めることには賛成でありませぬ、此處に提出された所の案並に修正案にして居る所の案には賛成を致さぬのであります、先づ第一此案を御覽下さいませ、政府から初出された所の案は如何でありませう、私は委員の一人でありますから普通の諸君よりはよく此案を見て居ります、第一條に「公」と云ふ字があります、公と云ふ字の說明が政府に出來ぬ、第一條に「公」と云ふ字がある、其公と云ふ文字が何や説明が出來ぬのであります、云やうな譯で、殆ど徹頭徹尾十分な説明を得なかつたのであります、斯の如くむづかしい案と云ふものは貴族院...帝國議會初つてから悉く出たことばなからうと思ひます、段々購讀を聞きませう、どうが斯うが、政府の憲旨のある所が我々は聞得ました、從て修正案になりました所の即ち委員が調べられた所のものは文字に附いては諸君も御分りになりませう、文字で讀む所はなからうと思ひます、是は偏に松岡委員の御盡力でありませう、さりながら主旨に於て諸君の御了解の出來ぬのは御尤なことを存して居ります、而して其日も長い會であつて、主意に至ては甚だ明瞭を缺いて居るのみならず政府が非常にも自信を缺いて居る、何と云へば連記録を御覽下さいませ、是非常に此案と云ふものは徹頭徹尾原案でなくてはならぬことば主張された、此處が惡い、つた此處は誤つたと云ふやうなことは質問の間は一言も言れなかつた、然るに之を作り代りになつたものに全然形勢の變つたものに全部賛成であることばあるが、初は脱兎の如く終は處女の如くして孫子の兵法とは全然逆になりませう、政府は非常にも何故に此案を急がれますか、其急がれますのは何や國家の政治上首の難い點があつて急がれるのであるかと思つて、秘密會を要求して今日、會を秘密に致して承りました、さりながら一つは秘密らしきものも殆ど得ることばございませぬ、其秘密會は殆ど無効に歸しました、して見るに急ぐ主意は表面に言れぬことばあるが、我々が思つたのは我々の御目であつたと云ふことが明になりました、本案に於ては不満足な點は澤山ありませう、私にも澤山箇條はありますが、今亦々しく之を擧げて論ずる必要もありません、茲に最も不滿意と云ふ點を特に擧げて一々御話を致したいと思ひます、それは十三條です、十三條の免租と云ふことに附いては私は絶對的の反對を以て居ります、今日日本に於て寺、寺院若し堂宇即ち佛に屬する所の寺、佛堂のやうなもの、凡て敷地はどれ位であるかと思ふことを政府委員に調査をして貰ひました所、一万四千三百五十七町ばかりでありませぬ、之を石に直しますと十萬石ばかりに大凡ならうと思ひます、此中の過半は無論官地になつて免税であります、今日此法律が行れては概して免租になりませぬ、今新に政府が失ふものは此一部分であります、一万四千七百五十七町と云ふ中の小部分であります、さりながら是より先き幾らと云ふことは誰も豫期せられぬことばあります、そののみならず神道並に外教に對して教會及此宗教に用ひる所の地面の廣さと云ふものは政府では御明が出來ぬと云ふ御答であります、大凡どの位あるかと思ひました所、それも分らぬ、此半分位あらう、半分よりすつと少からうと云ふことで、それ

に附いては調がないさうであります、何と云へば教會の如きは府縣に任かしてありますから中央政府に頼めて居らぬに依つて今日直に調べることは出来ぬと云ふことでありまして、今此の法律の精神で見ますと悉く佛に屬する所のものを免租にする云ふ主意でもなし、今日尖ふ所のものは澤山ありませぬ、さりながら先段々開けて行く所の……進んで行く所の即ち多く出来て行く所の如何なる宗教でも、佛でも神でも那蘇でも總てそれに對して免租と云ふ譯でありますから、それは幾何あるか、是は測られぬことであり、さりながら今日よりして免租と云ふことを特別に許すと云ふことに附いては私は非常に好まないことであり、甚來からある所の佛等の官有地になつて居るものを引上げやうと云ふ論ではない、既得權であるものはそれを存して置いて宜い、然しや今日私有地の佛等なり、それ等の如きは免租をしたくない、況や是から新に開けて来るものは免租したくない、其理由に附いては色々考もあり、之をなくして申すのは諸君も御好にならぬと思ひます、教師早買問結さへ出た位でありますから、それを推察してそれより多くは申します、それからもう一つ最も附いのは第四條であります、教師の制限、即ち先刻谷君の御問に對して政府委員から答へられました……答へられませぬかつたと言なければならぬ、答へんと言つた所、答へない、即ち斯の如き體裁で教師と云ふものに於ては實に曖昧たるもので政府委員の答も得られないと云ふやうな譯であります、法律があつて或る七條の如きは實行の出来ぬことであらうと思ひます、實行の出来ぬことを強て實行せんと欲すれば種々の障を惹起すのである、法律があつて或る有力な所に對しては法律の一部を曲げて置くことと云ふことは甚だ殘念なことである、行れぬやうな法律を作ると云ふことは御互の罪である、即ち法律を作る者の罪である、又法律を決めた以上はそれが行れぬと云ふことは國家の耻辱であらうと思ひます、第四條です、教師と云ふ如きは甚だ私は賛成が出来ぬのであります、先刻も申しました通買問も盛に起りました、是はなかつた此議會中、餘日もありません、御分りの十分目諸君が御問なされても逆も御分りになりません、先刻も申しました通買問も盛に起りました、是はなかつた此議會中、餘日もありません、御分りの十分過ぎても若し後悔を來すやうなことがあつては其責は諸君と我々と御一緒に持たなければならぬ譯になる、是が何故にさう急ぐか、今明日に決まなければならぬと云ふことは一向見出し得られぬ、來年でも再来年でも宜い、能く時間を與へられた以上は諸君の御勘考もあるだらう、世間の輿論もあるだらう、其決まる所を以て時勢相當の法律が出来ぬか、若し可御決しなれば中の理窟も能く分らうと法文の主意も十分に分らうと譯されて是が法律と云ふれば其責は諸君が持たなければならぬ、斯の如き場合は十分了解が出来ぬと云ふことは是は延期の主意を以て否決したのであります、さうぞ願はくは諸君も延期の主意を以て此否決に御賛成あらんことを萬々希ふのであります、又さう急ぐんならぬと云ふ理由を一つも見出しぬ以上は重大な事件を重大に處するのために延期の主意を以て此際否決して置くが頗る相當の決議であらうと本日は考へます、願はくは諸君、否決に御賛成あらんことを希ふのであります

第二席 賀成論

博士 穂積 八 東 氏

氏は國家法制の不備を補ふと、國家の對宗教策を確立するとの兩點より、速に法律とならんことを希望して曰

私は特別委員の一人でございまして、此大切な法案に附まきしては随分勉強を致しまして鄭重に審査致しました、其審査の結果、私は委員の修正に賛成を致しまして之を此議場を通して成るべく速に法律とならんことを希望する者の一人でございまして、其理由を少しく辯明致したうござい

ます、申上げたいことは種々の點が多くありますけれども、既に今朝來の此長い議場でございまして成るべく簡短に申上げる積りでございまして、併ながら何分私熱心に申上げることでありますから、人を見て其言を捨てず能くさうか公平に御聽取を願ひたいと思ひます、私は此宗教法律が成立することは特に必要がある、會我子母は之を急ぐ必要はないと思はれますが、之を急ぐ必要があると思ふのであります、先づ第一には立法制度上から特別に之を必要とする理由があります、それから之に應きましては國家の政策上大層之を必要とし是非斯の如き法律を作らなければならぬと云ふ必要があることを申上げたのであります、政策上申しますと何か普通の所謂政治家の言ふ政略と云ふ意味に御解しなつては困ります、私は人を綏約つて一時の勝敗を決するやうなことを意味を以て政略と云ふのであります、國家前途の大計と云ふ意味を以て政略と申すのであります、其所以は是より一應述べますのであります、何が故に立法の制度上、宗教法律が必要であるか云ふことは能くさう御勘考を願ひたい、我憲法は既に實施されて十箇年を越えて居ります、其二十八條に「日本臣民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す」と云ふことが、宣言してあります、憲法が第二章に於て臣民權利を保障することに附きましては例へば言論の自由であれ、出版の自由であれ、所有權は侵すべからざることである、總て臣民の自由權利を保障することに附きましてはそれ／＼法律が出来て憲法の宣言を執行する手續になつて居ります、然るに最も此精神界に於て大切である所の信教の自由については憲法に其宣言あるのみにして未だ我々が依つて以て我々の自由を保障して貰はうと思ふ所の憲法施行の法律が、まだ出来て居らぬと云ふことを諸君は考へて下さらなければならぬと云ふ、憲法に於ては「信教の自由を有す」とありまますけれども我々は今日の如く又從來今まであつた如き政府ならば宜しうございませうけれども、是から先き如何なる政府が出来て來て如何なる信教の自由を妨げるやうなことをするかも知れないのである、其時には唯憲法に書いてあるからさう云ふだけでは議論になつてしまつて、手續が足りないのであります、此自由を擔保する所の法律が一つあれば其法律に依つて裁判の手續もありませう、之を断つて實行する手續もありませう、我々が我々の貴重なる所の信教の自由を擔保する一つの場として、堤防として宗教法を一つ設けて貰はなければ不安心でございまして、それから制度上、矢張之を必要とする所以は我々が外國に對して近く締結になりたる所の各國條約の明文でございまして、其各國條約の明文に於きましては日英條約第一條を始めとして各種の條約に悉く皆明に公私の禮拜信教の自由が宣言してございまして、而して其條約の文面に何とありまますか、相互の國民は各々法律勅令規則の定むる所に依りて信教の自由を有すと云ふことが書いてあります、外國に向つては恰も我國に於て宗教に關する法律なり勅令なり規則なりがあるが如くにして條約を結んであります、諸君今まで宗教に關して何と云ふ法律が出来て居るかと言ひますれば成る程大政府の御趣と云ふやうなものばかりませう、其以下のものに至りましては薄弱なる内務大臣の中心で指圖をする所の訓令省令以下のもので此大切なことが規定されてあると云ふことは如何にも條約の文面に對しても薄弱極まる根據ではないかと云ふお恐ろしいと思はれます、それが故に外國に對しては斯の如く對等の條約を結び、信教の自由を宣言したる以上は内に於ても適當に信教の自由を保障する所の法律及勅令が定つて居る備へなせざれば外國に對しても私は不面目なことではないか、是は一日も忽にするべからざるものであると思ひます、それから又々少し細かい必要なる理由があります、此事も大切でありますから細かいことでありまます、御注意を願ひたい、それは民法施行の結果でございまして、此議場に於て諸君が御議定になりました所の民法千幾條の中に宗教團體のことが、實に規定してあるものでありますけれども、それを施行法に於て取除きましたのであります、民法の三十四條を見ますと宗教に關する團體は法人たるを得ると明言してあるにも拘らず其施行法の二十八條に於きまして當分の内……當分の内……と云ふ、諸君當分の内、神社、寺院、廟宇及び佛堂には之を適用せしむと云ふことを諸君が御議定になりました、それ故に如何なる有様であるか、商賣の組合でありましても學問の組合でありましても技藝の組合でありましては公益に關するものはさつ

さき法人の組織を以て行われる世の中になりましたるにも拘らず宗教に關する社團、財團は諸君の「當分の内」を云ふて押へて御座きになりまし  
 たから法人権を得ることが出来ないものであります、我々世上の者は當分の内であるから今に此蓋を取つて息をさせて下さるだらうと思つて待  
 つて居る所である、それを斯の如く唯一のこのこととしてありませうからして此法律を出さなければいけません、實際の上の必要は益々起るのであり  
 ます、當分の内としてあるから何分にも今日此法律を作つて、さうして民法の三十四條を復活して宗教に附いては斯く々の條件は斯く々の種  
 類のものに附いては法人権を興へることを出来ぬと云ふ途を開いてやることを、施行法に於て世上に約束をした所のものを履行するに同下こと  
 あつて之を一日も忽にすべからざる理由と言はざれば、外にどうも急ぐと云ふやうなことは甚だ少いものであらう、最も急ぐと云つて宜しいも  
 のであらうと思ひます、且つ又少くも法律めいた語で御座りませう、尙ほ此大切な國家の議事でありませうから辛抱して聽いて下さ  
 いませい、そのみならず今日の如き有様では外にも一つ不都合があります、民法の施行法に於て何を取除けたか、云ふと神社と寺院と廟宇、  
 佛堂を取除けたのであります、それが故に其結果は何であるか、今日耶穌教の教會が法人になりたうと思つて内務省に願出れば民法の三十四條  
 に依つて許さなければならぬのである、佛敎の寺が法人になりたうと思つて來ると云ふと内務省は施行法の二十八條があるから尙前共は當分は  
 いけないと言つて押へるのである、耶穌教の方は今日施行法の取除の中に含んで居りませぬから、是は民法の三十四條に依つて直接に法人権が得  
 らるべき有様になつて居ります、甚だ是は不公平であります、耶穌教と言ひ佛敎と言ひ共に公益に關する所の宗教でありますから同等の地  
 位に置かねばならないのに、今日の立法の不備なるがために耶穌教の如き教會は法人権を得られ得べき地位であるのに佛敎の寺は法人権を  
 得ることが出来ない云ふ有様にあると云ふことは是は甚だ異例のことであつて、是は一日も早く除いて平等にしなければならぬと云ふ理由が  
 ありますから、此法律を以て總てのものを平等に法人権を興へる所の仕組をしようと思ひます、其外申上げたことはまだあります、  
 どうぞ諸君、其處の所は言葉で以て意を害せしめ得るは御座りませう、尙ほ過て國家全體の上から考へて見ますと、宗教と國家との關係程  
 唯今までは専ら法律制度の不備を補ふ緊急の必要があると思ひました、尙ほ過て國家全體の上から考へて見ますと、宗教と國家との關係程  
 世の中に於て大切なものは少いのであります、内外の歴史を見ましたと宗教と國家との軋轢程恐ろしい結果を見たることは言はずして諸君の皆  
 御承知のことと云ひませう、何であるか、其所以は何であるかと云ふと……

「分つて居る」と呼ぶ者あり  
 是は御分りでありませう、或る國に於ては宗教と云ふ主義を執る國もありませう、一の宗教を我國の唯一の宗教として他を排斥する國もあ  
 りませう、或は自耳義の如き國家と宗教とは兩々相對峙するもの致しまして國家にも法律があり、國家にも裁判所があり宗教にも裁判所があ  
 ると云ふやうな場合に宗教を一の大権力大團體と認めまして國家に必要なる一の團體と看做したる制度もありませう、又は所謂政治主義  
 の立法でございまして宗教の團體を國家の法律を以て支配する云ふ主義もありませう、凡そ近世に至りまして佛蘭西革命前後以來、此三つの制  
 度の外には出て居らぬのであります、然るに我國は如何なる態度を取ると云ふことを永遠の策として今日に於て決定せざるに於ては先きに  
 如何なる不都合を見るかと思つて其事を甚だ危険に思ふのであります、それで我輩の見る所に依りますれば既に國教主義の時代は過去  
 つて居ると思ひます、而して外國の例を見ましても宗教を一の權力團體と認めてそれに統治の權力の一部を割いて國家と對峙せしむる云ふ邦  
 國もありませう、是は國家の中に小國家を造るのであるから斯の如きことは今日に於て許さるべきことではありません、其二つの主義を執るこ  
 とが出来ませうれば法律即ち國憲を以て宗教團體を支配して平等に信敎の自由を保護する云ふことを企てる方針を執らなければならぬのであ  
 ります、此方針を執つて行くことが即ち此修正案の主意であります、修正案は大體に於て唯字句のこのみの規定を見て我輩は賛成するのでは  
 ありません、修正案中往々にして私は大不同意を唱へた條條が澤山あります、ありますけれども抑々字句のこのまは本職場にて如何やうに  
 も御研究になりませう、併ながら今日日本が將來に於て或る宗教を國教とするか、或は宗教にも權力を興へて國家の權力と相軋るが如き有様を持た  
 せるか、或は法律を以て宗教團體を支配し得る所の状態にあらしむることを必要とするか、云ふ問題を決するには今日此法律を作つて決して置  
 かなければ不安心であります、今日の有様はさうであります、先刻申す通り内務大臣の監督の權力にのみ許して居るのであります、故に内務大臣  
 が幸にして我々と同様な感覺の人でありましたならば諸宗を公平に取扱ふてありませう、併ながら若し不幸にして我々と反對の主義を持つ人で  
 ありまして特に佛敎を保護したいと特に神道に保護したいと、或は特に耶穌教を保護したいと云ふやうな人であつて不公平なる取扱をする  
 人であつたときは法律上之を抑へて置く簡便はないのであります、何となれば總て宗教のことは内務大臣の行政權に任せてあるのであるから、  
 それで將來を慮つて見るに如何なる人が内務大臣になつて之を處置するかと云ふことは實に不安心であるから、之を法律を以て根本の主義を定  
 めて置かなければ將來に於て内務大臣が今日の主義を改めて或る特別なる宗教を特に保護したいと、或る特別なる宗教を特に排斥したいと、  
 云ふ心持が起つたときは、自分獨りの手心でさうも出来るのである、所が法律として其主義を定めて置けば若し其主義を改めようとするれば、法  
 律修正案として諸君の意見を聞いた上でなければならぬと云ふ保障が残るのであります、それ故に國家が宗教に對する方針を法律にして置く、  
 即ち將來に於て之を變更するときは再び我々の意見を聞けと云ふのと同下ことで、將來を束縛し政府の權力濫用を取締る云ふことに附いて  
 は諸君が我々の意見に御同意下さつて此案に賛成なさられなければならぬと云ふことを存じます、尙ほ是から申上げたことは澤山あります、併ながら今ま  
 で反對の諸君の御議論を十分に聞きますと、出来ぬのであります、唯我々さんの御議論ではまだ急ぐにも及ばぬ、絶對的反対ではないけ  
 れども云ふ、失禮は知りませぬが、曖昧たる御反對のみであつて……

「子爵谷干城君」の御質問に於ては、此處に鞏固なる反對がある」と述ぶ  
 是は尤である云ふ所の鞏固なる反對を承つて、それから後に演説に登れば甚だ宜かつたのであります、先きに致したのは甚だ残念でありま  
 すが、併し先刻來谷子爵の御質問になりまして所の趣旨を承つて見ると云ふと大に外教が導入つて來て外教を取締る規定が此宗教法案にないの  
 を御慨歎になつて……

「子爵谷干城君」大間遼大間遼、大隈解大隈解」と述ぶ  
 それならば私は長くは申しません、後にまだ同志の人も澤山ありますから簡短に述べざるを得ませんでした、然心の餘長くなりました、併なが  
 ら前に申上げた所の憲法及條約の體面のことと御考になり、且つ又民法及施行法の關係に附きまして今日に於て宗教法案を作らずして置く  
 ときは佛敎及神道の二つは内務大臣の干渉受けつゝあるにも拘らず耶穌教は大手を振つて何の監督を受けないと云ふことを能く腦底に置かれ  
 て……

「子爵谷干城君」法律が出来ても同じことと述ぶ  
 此法律が出来たらば總ての宗教を同様に取扱ひますから、それで耶穌教は法人と爲ること出来る、佛敎は法人と爲ること出来ないこと  
 ふやうな不公平はなくなる、併ながら今日の狀態で大政官の邊以來、内務大臣が宗教を監督致し來つたのは神佛二道に限つたことでありまして耶  
 蘇教に對しては監督を致しませぬから却つて耶穌教は自由になつて居ります、此三つのものを各々公平に取扱つて公平なる監督公平なる保護を  
 與へたいと云ふのが此修正案の趣意であります、是は此趣意を賛成してさうして夜明けまでも此處で辯じたいと思ひますけれども、それで却つ  
 て諸君の御煩でありませうから残念ながら演説を退きますが、さういふ人を見て辭を懸置せずに能く私申すことを御勘考なさつて此案の必要を  
 認めて之に御賛成あらんやうに願ひますことでありませう……

第三席 反對論

都筑 密六氏

文辭不明瞭なる事、結構前後不揃なる事、謂れなく宗教界の秩序を紊すの虞ある事、殊には元來性質經歷を異にする各宗教に對して十把一束的の拘束を立るは、是れ鶴脛鳥脚長短相均しうして以て公平を得たりとなすに類すとなし、最も鞏固なる反對を試みて曰く

諸君、私は此案には反對の一人であり、先刻から段々御質問も出ましたし、又議事も餘程長引きますことをごらんすから、成るべく簡短に申述べやうと思ふて居ります、さうなほ餘り簡短に失して悉く云ふことがあつても困りますから出来得るだけ簡短にやります、此案に反對しますに附きましては、先づ第一に賛成する理由を見るに苦しみ、唯今賛成者の御一人は曰く民法施行法の中に法人に關する規定は當分の内神社佛堂等には適用せぬと云ふことが書いてある、然るに耶蘇教のことに附いては何等規定はないから、佛敎神道の方に法人の資格を得られないのに耶蘇教は其資格を得るのは不公平である、宜しい、不公平ならば民法施行法二十八條の中へ敎會と云ふ二字を入れる案を御出しなつたら是程やましい議論は出ない、さうして今賛成者の述べられるやうな目的は十分に達せられると思ふ、又宗教に關して神佛兩敎に關して規定がないと云ふことはまさか仰つしやるまい、是等のことに附いては御維新以後習慣に習慣を積み、規定に規定を積み或は布告と云ふ或は布達と云ふ種々な規定が今日澤山出来て居る、是等に附いては十分規定がある、耶蘇教に附いてのみ規定がない、宜しい、それならば耶蘇教に附ての規定を御散になつたら宜からう、併ながら此耶蘇教と云ふものは昨年七月我が法權の下に立つたのである、さう云ふ組織の下にさう云ふ活動を爲しつゝあるや、従つて如何なる點が取締るべき點であるか云ふ事實が政府だからと云つて十一月までに分りやう答がない、凡そ拘束すべき事實を知らずして、尙ほ拘束すべき規定を設けること云ふことは恰も泥棒が何處に居るかを知らずして繩を振回すと同様である、能く其事實を調査して御出しになること云ふことは決して不同意を唱へることぢやない、それから又神佛兩敎に附いては今日色々其缺點があること云ふやうな御話である、併ながら如何なる點に附いて缺點があるか云ふこと唯今の賛成者からの御話ぢやない、それは委員會に於て政府の理由としてさう云ふことを述べられたが、如何なる點に附いて十分でないことがあり如何なる點に附いて直さなければならぬと云ふ理由は承らなかつた、それから又賛成する者の中には、成る程此案は或は少し早かつたかも知れぬ、併ながら一旦出て社會が是程に騒立つた以上は之を此儘に延べて置けば來年までには忘れだけ難か、今押附けてしまはう、其方が國家のためになること云ふ御論もあるやうに見受ける、併ながら他の一方には斯の如き論がある、斯く激昂して居るもので無理に押へれば益、激昂しはしない、餘り嵐に逆つて進行するときは遂に帆柱を折る、寧ろ嵐をやり過ぎて平穩無事の海を乗切つた方が宜いこと云ふ論もある、私の見ました所ではさうぢやない、論が正直の所、分らない、無理に通して益、激昂するやう、或は之を通さないで騒動が激しくなるやう、其邊の所は中々人間の職力を以て未來を測つて判斷すること云ふことはむづかしい、分らぬこと云ふのが一番正直であらうと思ふ、斯の如く騒いで居る者が、敎育を受けて居る者が騒いで居りますれば理窟や證據で十分押へ附けますが、中以下、中以下何も分らぬ理窟も分らぬ證據も分らぬ眼前の事實を解するの能力のない中以下の人間が騒いで居るのでありますから、通常の原則を以て推測することは出来ぬ、私は分らぬこと云ふのが一番正直であらうと思ふ、だから餘り賛成すべき理由の強いものはないけれども今應の賛成も言れた通、早晚、宗教法と云ふものは必要であるに違ないから此處に出て來た修正案が宜いものならば私も賛成するに躊躇しないのである、然るに先刻から段々御質問もあつて諸君も略々御推察もありませう、此修正案と云ふものは随分缺點の多いものである、それで時々ありますれば一條から三十六條までの間、三四箇條を除くの外は疑を挾むべき餘地のあること云ふことを申上げて宜しいのであります、けれ

ども其處は無論略しまして大体に於きまして其二の缺點を認むべき點を申しませう、第一先刻曾我君も仰せられた通り不明瞭である、非常に不明瞭な法案である、我々立法者に於て斯の如き不明瞭なるものを、之に拘束される坊主等は如何に之を解し得るや否や、例へば一條で、是れ殆ど諸宗教の死活に關する箇條である、其同下敎を奉つて居つて一つの宗派と云ふものが、幾つもの宗派に別れるや否や、又一つの宗派と云ふものが例へば東本願寺なら東本願寺が全國を五つ六つの區劃にして各が宗派になるか分らぬ、一つの宗派と云ふものが日本國中に五六箇の宗派に分れて來るや否や、同じ宗派であつてさう云ふやうな五六箇の宗派になり得るや否や、さう云ふやうに佛敎なら佛敎の死活に關する問題に對して政府委員の解釋が前後矛盾して居つたのでございませう、それは確な事實である、初は出來ると云ふ御答辯であつたが、後にはそれを取消された、而して今度は出來ると云ふ案に政府は再び御同意になつて居る、それから宗制と云ふもの、民法上の契約であるか、公法上の命令であるか、宗教規程と云ふものは宗教に取つては憲法と申すべきものである、其性質が分らない、修正案の立案者の一人は契約の如きものであると云ひ、又唯今釋尊博士の御論から考へて見ると契約であるとして居られはしないか、權力團體と認めぬと云ふ御答なら、さうしても私法上の規定と見て居らるゝに違ない、然るに今一人の提出者の御論は私法上のものもある、さうでないものもあると云ふ御答辯で、政府の說明員も御所を聞けば敎規宗制と云ふものは命令である命令と云ふ以上は公法上の規定と見て居られるのであらうと思ふ、斯の如く宗教團體の憲法と申すべき敎規宗制に附いては私法上の規定と云ふ公法上の規定と云ふ大問題に附いては或は政府委員の間、特別委員の間に於て絶對的の反對の解釋を許すやうな不明瞭な規定である、又諸君は案を御持てございませうが、六條二項の規則と云ふもの、二十條でありましたに書いてある寺規則と云ふものは全く性質を異にして居るものだからございませう、一方の六條の方は寺の規則と云ふもの、ひませう、一方は寺規則と云ふもの以外、區別の立てやうはない、さう違ふかと言へば六條二項の方は全く民法上の、第七條に依つて御覽になれば分りますが、民法上の定款の如きものを指したものである、それから二十條の方に、寺規則と云ふものは色々住職の任免と、寺の色々なものを、何をなすべしと云ふことに書いてある、全く性質の違つたものだからございませう、同下名前で、それから又其他にも不明瞭な所は文字の上にも澤山あるのです、併ながらそれを一々此處で擧げますことは煩しうございませう、宜い加減に切上げます、次に此修正案と云ふものは實に前後不揃で、支離滅裂と云ふのは少し過激かも知れませぬが、不揃さまでは言へる、例へば地城を區劃して認可を受けること云ふことがある、所が結社の方は地城を區劃せんでも認可を受けること、出來る、大きくても結社ならば宜い、小さくても敎會ならば認可を受けること云ふので、結局敎會と云ふ方を全くする積であつたに違ない、然るに、結社の認可を経ぬときは、敎會の認可を経ぬときは、則則の規定が忘れてある、又此敎派宗派敎會等の認可を取消された、其取消されたに拘らず寺の實を擧げ敎會の實を擧げる者に附いての規定がない、是は忘れたのだ、是が一方の結社の方には規定があつて則則の中にちやんせ取つて居る、それから又結社は小さいもの、御教であつたかも知れぬ、又結社と云ふものは法人の御教でなかつたらうと思ひます、然るに、後の方の箇條に於て宗派を維持するもの、又寺を維持する團體は法人になれること云ふことがある、でありませう、それから宗派敎派には法人と爲るの資格がない、宗派を有する結社ならば法人になれることがある、や、で一の團體として宗派敎派に屬して居る例へば一万人の信徒があれば、其信徒が宗派に屬して居る人であつて結社をしたならば、其結社が此宗派を維持し敎派を維持する結社であるから同一万人であつても法人と爲るの資格を持てること云ふやうな前後不揃ひなことがある、さうも合體と云ふものは一體修正案を作つたり又合體と云ふものは物を作つたりすることば下手なものである、人のした事な批評することは上手だけれども、それから又其他にも大分前後揃はぬ點があるけれども、それともう委しくは申しませぬ、それから第三に此法案を、此修正案を此修正通に行つて往つたらば今日の宗教界の秩序と云ふものを國家の必要な之を紊すこと云ふ虞があること云ふことを斷言するに私は憚らぬのである、それは何ぞ、云ふと譬へば一の佛敎で例を擧げて申しますれば宗派の分合に附いては何も規定がない、第一條に

依りますれば此教會を包含して居りしをすれば宗派である、であるに第十四條に依りますれば何人とも雖も此宗派なることを願ふこと、出来る、是までは法に寺の分合は許さぬ宗派の分合と云ふことは許さぬと云ふ規定があつたので、勿論分合をする時分には管長の手を経て来るのであるが、管長が正當の理由なくして拒んだときは直ちに出来るけれども、要するに正當の理由があることは、理由がある以上は管長の手を経て出なければならぬから、一方には分合と云ふことは法に出来ることであつた、即ち一方にはさう云ふ手續と云ふものがあるから分合と云ふことは出来るのであつたのであるが、今度のは其規定がなくなつた、即ち此法律が其代りになつて来ることと云ふことは免れぬ、で、第十四條に依つて何處でも出来ることになり、其分合と云ふものが、宗教團體の解體上に餘程の影響を及ぼさうと云ふことは免れぬ、で、宗教團體と云ふものは餘程激しくなつて来て、曹洞宗の騒ぎがあつたのは諸君が御承知の通りであるが、是から先きにはさう云ふ騒ぎが段々出来て來やうと思はれる、もう一つ申しますれば此宗派と云ふものは寺又は教會を包含する宗教團體を謂ふことと云ふことは、包摂と云ふことは二個以上の寺さう二個以上の教會さう又は寺さう教會さう、何の二個なければ包摂と云ふ字は出て來やうに思ひます、又は政府の原案から考へて來つたのでありませうから多分さうであらうと思はれる、一宗一山の宗派と云ふものがあり、又前より一宗一山で宗派であつたものもある、即ち教會と云ふものはなくなつても一宗一山で宗派である、第一條に依りますれば此宗派と云ふものは七十教會がなくなつたら宗派たるの資格を失ふのである、それも今日の宗派は十四條の第二項でありました、此法律施行前に許可を得たる教派又は宗派は本法に依れる教派又は宗派と云ふことがあり、其未來永劫宗派と認めざるを得ない、即ち宗派の條件を備へて居る間は別段の手續を要せずして此法律施行後も其資格を持つて居るに申すだけで、此法律施行後に爲すべき手續をなかつたら矢張其資格と云ふものはなくなつた、即ち宗派の資格を失ふと思ひます、で何の必要があつてさう云ふこととするか、今までは一宗一山で宗派であつた、それからもう一つ今までの寺の中には二つの宗派に同時に屬して居る寺がある、それはさうも此包摂と云ふ字を遣ふと一つに屬せぬならぬかの感起すのであります、善光寺を御覽になつたら分りませう、漸く品川子爵の勢力を以て二つの宗派に屬し、同時に二つの宗派に屬する云ふことに内務大臣の裁決があつて漸く治つたので、若しあれをさう一つに屬する云ふことにしたらは又大騒動が起つて來るのである、獨り善光寺ばかりでない、嵯峨の大覺寺でも矢張其通りである、それをさう一つに包摂と云ふことで極めたら餘程騒ぎを起すことと云ふことを免れぬと思ひます、又神教を御覽なさい、今日神教と云ふものは斯う云ふ組織を取つて居るので、町村毎に神社を立て、居る、其神社を總轄するのは府縣の教會であつて、さうして府縣の教會を總轄するのは教派であるさうして神社と云ふものは矢張宗教を宣布して居るのであります、所がこんだは宗教は宣布して居るけれども、暗り來會所を持つて居ない、隨て第二條に依る所の教會と云ふものにはなれない、さう云ふことと云ふて宣布して居るから神社も出來ない、暗り來會所の組織を解かなければならぬと云ふことになり、假に此神社教會を一つ備へた所が之を總轄する所の宗教團體は教派であるから、結局府縣に今日在る……全國の教派の組織を廢めるか否かは府縣の教會の組織を廢めて全國の教派に屬する、さう云ふことと云ふ一つに一つを取らなければならぬのである、耶穌教でも此規定を推して及したらは迷惑なしやせぬかと思ふ、迷惑をするせぬに拘らず、耶穌教には羅馬教の如きは「ビシヨツプリツ」云ふものを設けて居る、それを認めて何の利益があるか、却て全國を通過して代表を許すよりは「ビシヨツプリツ」を認めた方が國家の自衛上には都合が宜し、耶穌教の方にも都合が宜し、それを其十把一からげに大人も子供も男も女も同様にゆきかけた著物で縛らうとするのだから、出來た著物はちやんちやんやら羽織やら著物やら分らぬと云ふことになるので、それでさうしても其内部の組織が非常に迷ひ、活動のやり方が非常に迷ひ、又國家既往の關係も迷ひ、又今日の勢力も迷ひ、將來國家に及すべき影響も迷ひ、其三つの迷ひを一つにまとめて縛らうと云ふのは餘程是は無理なことであつて、公平のやうであつて却つて大人には小さく子供には大きいと云ふ如く却つて不公平を來すであらうと思ひます。

らうと思はれるので、それで其纏るべき物々に對つて規定を設けなければならぬと思ひます、それからもう餘り長くは述べませんが今一つ世だ懸念すべき疑がある、さう云ふことと云ふは此宗教法の第六條の二項の規則と云ふものは七條に依つて見ます、民法三十七條に列記してあるやうなことを書かなければならぬ、斯う云ふことと云ふてあらうと思ふ、然るに此案の方で見ますと寺規則或は宗制の方に矢張同様のことを書かなければならぬ、併し理事の任免と云ふ代りに教會所の位置と云ふことと云ふ、それで三十七條に教會の位置と云ふことと云ふ、民法三十七條及宗教法第七條に依つて宗教法第六條の二項の規則中に書かなければならぬ事項と云ふものは宗教法第四條に依り宗制の内にも書かなければならぬものが澤山ある、而して是等の事項に關する争ひは何處へ行くことと云ふことと云ふ六條の規則の方に書いてあるのは七條に依つて定款と同効力を持つから、まかり間違へば民事裁判所に行かなければならぬものである、然るに宗制に書いてある分はさうである、同様の事項が書いてあるけれども、唯一方は理事の任免と書いてあり一方は住職の任免と書いてある事項は同上である、宗教委員會ではさう云ふのをやると云へば更に懲戒のことをやる、懲戒の……であらうと思ひます、宗教委員會へ行かうと思ひます、さうすると同様の事項であつて宗制の方に書いてあれば勅令の規定する所に従つて是が宗教委員會に行く、それから規則なり寺規則なりに書いてあれば同様の事項であつて民事裁判所に行くことと云ふは私法上の契約とする如き規定である、そこで私法のことは民事裁判所へ行く命令に書いてあることは宗教委員會へ行くことと云ふやうな主意が、それが根本であつたと思へる、それで其結果はさうなることと云ふと事柄で民事であるに拘らず……民事に近く……事柄と同様の性質の事柄であるから、命令に書いてあらうが法律に書いてあらうが性質上、民事たるの性質を失はない、それで民事たる性質のものであるけれども宗制に書いてあるから宗教委員會に行くことと云ふことになる、而も尙ほ勅令で之を宗教委員會の権限に付するから宗教委員會へ行く斯うなつて居る、さうすると憲法六十條に云ふ所の特別裁判所と云ふことと云ふと違ふ、憲法六十條と云ふものは特別裁判所は民事裁判所とするべき仕事を分けて特別の裁判所にやらせることと云ふのが六十條に云ふ特別裁判所であると思ふ、例へば外國で設けてある商業に關する民事裁判所と云ふものが即ち特別裁判所と思ふ、其特別裁判所に於て管轄すべき事項は法律を以て之を定むる、夫を今度宗教と勅令でやらうと云ふのである、それから此五十何條でありました、民事裁判所の権限を規定して居る所の五十七條の二項であり、憲法の五十七條の二項に曰く「裁判所の構成は法律を以て之を定む」此裁判所の構成と云ふ内には無論裁判所の権限は道入つて居る、其権限を勅令と宗制で伸縮することと云ふことと云ふことになる結果があるのは法律で以て普通裁判所の権限は民事をやるは極つて居る、それを勅令と宗制で伸縮することと云ふことと云ふは五十七條六十條に明に規定してあるのを如何にして背かざるを得るやと云ふ疑を私は起す、無論斯う云ふ御論もあるかも知れぬ、行政裁判所の権限でさう勅令でやるぢやないか、それは大變違ふ、憲法六十一條に書いてありますが、其方はまるで脅方が違ふ、別に法律を以て定めたる裁判所と云ふてあるのみならず此事と云ふのは行政裁判所に行きはしない、法律の規定が無ければ民事は皆民事裁判所へ行つて行政事件の内勅令で裁判所に裁判権を付與したる者だけが行くのであるから、如何に勅令で定めてあると云ふても民事裁判所の権限には少し影響を及ぼさぬ、然るに今度のはさうは行かない、就中政府提出の原案を御覽になりませう「前項に依り宗教委員會に於て裁決すべき争議は民事裁判所に於て受理するの限に在らず」と云ふことと云ふて書いてある、而して之を消した理由を問へば決して精神が變つたのではなく先刻も言つたやうに權限争議の規定が出來たならば自ら權限の争は宗教委員會に勅令で付與した事件は權限以内の事柄として權限裁判所が裁決することと云ふのは疑ない、それで外のことは死も角も苟も憲法の正條に或は觸ればさう云ふやうな大なる疑があるならば當然此憲法は止めて十分に練りに練つた曉に通した方が宜くはあまい



か、甚だ是は懸念に堪へないので、無論私も政府が熱心此案の通過せんを希望せられて居るのを知つて居る、而して政府の意思に反對するのは甚だ好まぬ、私の立場から申しても甚だ遺憾に思ふのであります、併ながら斯の如き法案を通過させて今日まで大なる過なき政府をして斯の如き案の公布の責任を取らせること云ふのは決して政府に對して親切なる所以ではない、却つて議員の引倒しに過ぎぬと思ひますから、私は正直に私の信する所を述べて此案の通過に反對の意を表して置きます

第四席 賛成論

松岡康毅氏

氏は最後にいひ、諄々修正案の維持説を演ぶ、其大要に曰く  
 宗派の分合の事に付ては從來の通りにして、此法律の施行によりて其以前と其以後との區別はなし、分合の出来ざる規則も法律もなし、明治十七年の布達第十九號は妄に喧嘩すべからずと規定しあり、分合すべき道理あれば分合しても強て差支なからむ、併し妄に分合をなさざる事は適當の事にして、此修正案も政府原案通りにして敢て分合をなさしむるものにあらず、此案の發表以來世間動搖し來り、各宗僧徒狂奔し、其權信徒の集合すること夥し、是れ何に由りて然るか、第一政府の原案不明瞭も一の責任を免れざるべく、其次には法文を解釋する知識に乏しきと、今一つは故らに法文を曲解して信徒や俗人を誘導し其勢力を利用して一の目的を達せんとしたるとなり、其曲解の一二を擧げん、曰く寺を單位とすることは不可なり、曰く宗派を公法人とせざると、曰く本山末寺の關係を打破すると、曰く新來の宗教に制裁を加へざると等に於て、多くの人を惑はせり、此等の人は此修正に總て満足を得るならむ云々

法案の否決

松岡氏の壇を降るや、早くも討論終局の動議いで、採決の結果多數と宣告せられ、いよく本案の運命を決すべき生死の境ひに入りぬ、勇に採決法について記名無記名の兩説ありしが、十三票の多數を以て記名説勝つ、乃ち本案を第二議會に移すべきや否やを記名投票に問ひたるに、左の結果を得たり

出席總數 二二一人  
 可とする者 一〇〇人  
 否とする者 一二一人

即ち本案は否決せられぬ、左に其賛否の氏名を録し後の紀念となさむ

反對者 (百二十一名)

二條基弘	長谷信篤	久我通久	黒田長成	大原重朝	勤修寺顯允
清樓家教	立花寛治	大村純雄	徳川遠孝	谷干城	鍋島直彬
曾我祐準	立花種恭	平松時厚	伏原宜足	前田利徳	堤功長
山本實庸	錦織教久	松平忠恕	京極高厚	細川興貫	仙石政固
竹内惟忠	久世通章	唐橋在正	野宮定毅	京極高典	大河内正實
戸田忠行	一柳末徳	内田正學	松平乘承	青山幸宣	山口弘逸
大久保忠順	太田原一清	鍋島直虎	板倉勝逸	山内豊誠	鍋島直柔
島非忠文	京極高徳	内藤政共	小笠原藤長	本莊壽巨	松平康民
新莊直陳	久留島通簡	黒田和忠	戸田忠義	舟橋達賢	梅小路定行
稻垣太祥	千種有梁	入江爲守	山井兼文	松平直平	青木信光
丹羽長保	高野宗順	牧野忠篤	永井尙敏	尼崎三真	伊丹重賢
神山郡原	野村素介	宮本小一	中島錫胤	金子堅太郎	小澤武雄
柴原和行	名村泰蔵	村田保一	伊達宗教	四五辻文伸	金子有彌
安藤直行	玉松眞幸	木多副元	中御門經隆	菊池武臣	島津珍彦
杉溪百長	南光利	新田忠純	南岩倉具成	酒井忠弘	平野長祥
高崎安彦	辻健介	紀俊秀	生駒親忠	眞田幸世	西村亮吉
久保田讓	谷森眞男	何禮之	中島永元	富田鐵之助	森山茂
馬屋原彰	山藤玄	石井忠恭	都筑馨六	兒玉淳一郎	熱海孫十郎
佐藤國彦	最上廣胖	廣瀬和首	高橋喜忠治	米谷半平	角田林兵衛
荒野山次郎	飯尾麒太郎	橋本吉兵衛	早川周造	岡田太平治	島山貞敏
大宮以季					

賛成者 (百一名)

德川家	王生基修	正親町實正	切城俊章	吉井幸藏	廣澤金次郎
長岡美	伊東祐磨	岡部長職	堀田正養	久松定弘	相其頼相
三好新次	榊取素彦	岡内重俊	本田親雄	波邊清	清浦登吾
千家尊福	松岡康毅	松平正直	北垣國道	赤松則其	伊藤尙吉
調所廣丈	波邊千秋	中村元雄	鍋島安賢	小牧昌業	船越尙衛
田尻稻次郎	時任爲基	平山成信	有地品之允	長松幹	鈴木大亮
寺島秋介	吉川重吉	小早川四郎	利那	高木兼寛	木梨精一
兒玉少介	波正元	湯地定基	南那茂光	松木兼	石井省一
内海忠勝	平田東助	沖守固	武井守正	松島武之助	小原重哉
折田平内	菊池武夫	堀中綱常	大澤謙二	水田廣次	川崎祐吉
磯邊包儀	兒玉利國	住友吉左衛門	三田昇馬	宮島誠一	高橋新吉
秋月新太郎	穂積八東	非狩彌左衛門	下田幸三郎	中西光三郎	三崎龜之助
三木興吉郎	小幡篤次郎	海江田平治	色部義太夫	五十嵐甚蔵	山田卓介
野村恒造	赤澤伊太郎	野口 塾	菅野傳右衛門	菊池長四郎	白井儀兵衛
田中源太郎	八坂甚八	野口 塾	關 隆臣	松永安彦	松本彦右衛門
中山文樹	山本忠秀	斯波典七郎			鎌田勝太郎

爾後政府は明治卅三年四月廿六日勅令第百六十三號を以て、内務省官制中に改正を加へ、從來の社寺局を、其管掌事務の性質に由りて、新に神社局宗教局を別立して、之を分掌せしむ、是に於て宗教上の官職は、一方に於ては國家の典禮に關する事項を他へ移し、一方に於ては從來の神佛二教の外更に他の諸宗教を其支配中に置くこととなり、又政府は明治卅三年八月一日内務省令第三十九號を以て、宗教の宣布又は宗教上の儀式執行を目的とする法人の設立等に関する規定を示せり、因て民法施行法第二十八條の取除外にある諸種の宗教團體は、此手續に由りて、何時にても法人と爲ることを得べきなり(庚子九月附記)

日用百科全書 第四十七編 世界宗教一斑終

日用百科全書

**家庭日用**  
必須にし  
て知了せ  
ざるべか  
らざる哉  
術事項を  
網羅し以  
て齊家處  
世の指針  
に充てん  
とする者  
家長主婦  
たるもの  
座右に不  
可缺の書  
冊なり

**科全書 定價**

● 登冊金貳拾錢 ● 六冊前金壹圓拾錢 ● 拾貳冊前金貳圓拾五錢 ● 參拾冊前金五圓參拾錢 ● 全部五拾冊前金八圓五拾錢 ● 郵税一冊六錢

● 全部五拾冊  
紙數判別登冊  
貳百三拾頁餘

御注文は總て前金の事 ● 郵便爲換は『東京郵便本局』宛振込の事 ● 郵券代用は○判増の事

不許複製

明治三十三年十月七日印刷  
明治三十三年十月十日發行

定價金貳拾錢

著者 内山正如  
瑜伽理圓

發行者 大橋新太郎  
東京日本橋區本町三丁目八番地

印刷者 石川金太郎  
東京市京橋區四新屋町廿六七番地

印刷所 株式會社 秀英舎第一工場  
東京市市ヶ谷加賀町二丁目十二番地

發行所 東京日本橋區本町三丁目 博文館

文科大學長文學博士井上哲次郎先生序文  
在大學院文學士加藤玄智先生著

新版 宗教新論

全壹冊 洋裝上製總クロース  
金文字入美本紙數四百五十頁  
正價金壹圓  
郵税金拾貳錢

熱誠なる信仰は眞摯なる宗教の智識に待ち鞏固なる道義の大本は清健なる信念の根柢を要す然るに現今信念界の動搖は職として健全なる宗教的智識の缺乏に基す著者此に慨するあり夙に大學に在りて公平無私東西の宗教を科學的に比較研究し哲學科學の批評的新光明に照して宗教の本性を明にし然も深く宗教の實際方面に同情して信念の新基礎を確立せんと擬す是れ本書特色の存する所也宗教家は元より宗教學を研究せんとする人は必ず一讀して智界を啓發あらんことを希望す

發兌元

東京日本橋區本町三丁目

博

文

館

文學士 姉崎正治君著

上世印度宗教史

全壹冊洋裝  
菊判紙數  
二百九拾頁

總クローース金文字入美本  
正價金七拾錢 郵稅拾錢

著者羅に一般の印度宗教史を著して江湖に歡迎せられしが今特に太古より印度佛教の消滅に至る上世印度の宗教史につきて斬新の研究豊富の材料を鍛鍊して此新著作を公にせり、エダの神話が唯心論の哲學となり、婆羅門教より佛教の宇宙的宗教を生じ、大乘教印度教の雲湧き龍躍る變化を経て、終に佛教の衰滅に轉ずるの跡歴々掌に指すべし、最も多趣にして、又佛教の源泉たる上世印度の思想宗教につきて東洋西洋最新の結果を見んと欲する讀者は請ふ此書に就け。

發兌元

東京本町三丁目

博

文

館

文學士 姉崎正治君譯

四版 宗教哲學

全壹冊洋裝  
菊判紙數  
三百二拾頁

▲正價 上製金五拾錢 郵稅拾錢  
並製金卅五錢 郵稅八錢

宗教の問題は、世間羅々たるも宗教の何者にして、如何なる成立を有すべきやに至りては、世人呆として力を之が考察に費さず、宗教哲學は此根本問題を明にする者也、宗教の實際問題も學術的研究も宗教哲學を経て始めて其方針を決するを得べし本編はカント、ヘーゲル、シェリングの宗教哲學を統合し、シタイエルマッヘル、ヒードルマンの基督敎宗義學を批評し、吠檀多の無宇宙論佛教の涅槃論を精査して、東西宗教の粹を纏め、古今哲學の結果に依りて、宗教哲學の一大系統を組織したるものなり。苟も人生の大問題たる宗教に懸念する人は、此書を以て、指針と爲さば、理論に實際に鞏固なる基本を得ん。

發兌元

東京本町三丁目

博

文

館

獨逸フオン、キルヒマン氏著  
文學士藤井健治郎君譯

### 哲學汎論

全壹冊洋裝  
菊判紙數  
三百二拾頁

▲正價 上製 金五拾錢 郵稅拾錢  
並製 金卅五錢 郵稅八錢

高崇なる學術深遠なる理義をして平易に初學者をして了解せしむるは最も至難の業たり、本書は獨逸の碩學フオン、キルヒマン氏が普通了解の便を與へんと欲し、種々推究の未實在論的系統を採擇し好著を完ふせしもの其系統は特殊の科學に近逼し從つて初學者をして他の哲學系統をも完全に悟了し公平に其長所短所を發見せしむる至便あり、今や藤井學士能く原書を譯補して一層の光彩を添へ初學者をして幽玄深遠の理義を明了ならしむ眞に斯學者の爲め良階梯と謂ふべきなり。

發兌元

東京本町三丁目博文館

獨逸柏林大學教授ハッルセン氏著  
日本文學士蟹江義丸君譯

### 倫理學

全壹冊洋裝  
菊判紙數  
三百二拾頁

▲正價 上製 金五拾錢 郵稅拾錢  
並製 金卅五錢 郵稅八錢

現今倫理學研鑽の隆盛なる、斯學を論ずるの書饒多なりと雖も、要するに近世の學派は、之を動機論派功利論派の二に分岐すべし。動機論者は重きを主觀に置き、道德律の先天的なることを唱道し功利論者は重きを客觀に置き、其後天的なることを主張す、然りと雖も其弊たる、前者は陳腐に流れ後者は淺薄に失し、共に正鵠を得たりと云ふ可からず、譯者此に見るあり、斯る兩學派を調和し、兼て英國倫理學界の最近思想を代表せるグリーン一派の所説と適合せるハッルセン氏が著者を執つて是を譯述す、蓋し氏が書は最も公平中を得たるものなればなり。若し夫れ譯文に至つては、明快透徹、嚴にして一系を亂さず、以て大中至正の公論を窺ふべく、以て歐洲倫理學の趨勢を卜知すべし。

發兌元

東京本町三丁目博文館

文學士藤井健治郎君著

### 法律道德進化之理

〔再版〕

全壹冊洋裝菊判美本

本書は加藤博士が多年の研鑽に成れるものなり、道德法律の講究は古來の問題にして、未だ斬新なる解釋を下したるものなし博士は功利説と進化主義とに論據を置きて一新地を拓きたり、哲理の陳述に乏しき我學界は本書に依りて一光彩を放つ、博士が思想を精緻に視はむとする者は、此一書に依りて満足するを得べし。

〔再版〕

正價金參拾錢郵稅六錢

發兌元

東京本町三丁目

博文館

文學士 姉崎正治君著

### 宗教學概論

全壹冊洋裝  
總クローリス  
紙數六百頁

▲正價金壹圓五拾錢 郵稅拾六錢

本書の特色は從來の比較宗教學或は宗教史より一步を進め廣く事實を蒐集し材料を包括し、心理、倫理、社會の諸方面に關する統一的説明を施したるにあり宗教の科學的及人文的研究に一系統を創始したるは實に本書の抱負とする所なり著者は斯學專攻の學士、今般歐洲留學の門出に際し本書を遺して以て講學者の參考に供す吾人々生に最切の關係を有する宗教的意識、宗教の行動、教會の性質及宗教の社會的勢力等に關する研究に進まんと欲するの士は須らく一本を座右に備へらるべし。

發兌元

東京日本橋區本町三丁目博文館

文學士 蟹江義丸君著

# 西洋哲學史

全壹冊洋裝  
菊判紙數  
三百二十拾頁

▲正價 上製 金五拾錢 郵稅拾錢  
並製 金卅五錢 郵稅八錢

哲學の研鑽は完全なる哲學史に據りて其基礎を鞏固ならしむるに非ずんば到底企て及ぶべからざる所なり。然るに我國の學界に於て未だ適當なる哲學史なし、偶々之れありとするも或は列傳體に傾き、或は學說の羅列に偏して毫も一貫したる哲學的思想を解説する無し、是れ著者が遺憾とせる所に於て本書は即ち其缺を補はんとする者也、古今哲士の列傳を紹介するに非ず、復各學說を象徴せる者に非ず。內在的批評を以てターレスあり近代に至る大思想を究め其生起變遷の原因を闡明して餘蘊なし。哲學史本來の面目茲に存す蓋し本書は吾哲學界に於ける最も完全なる思想の歴史なりと云ふべし。

文學博士 井上哲次郎君校閱  
文科大學卒業 木村鷹太郎君著

# 東洋倫理學史

全壹冊洋裝  
菊判紙數  
三百二十拾頁

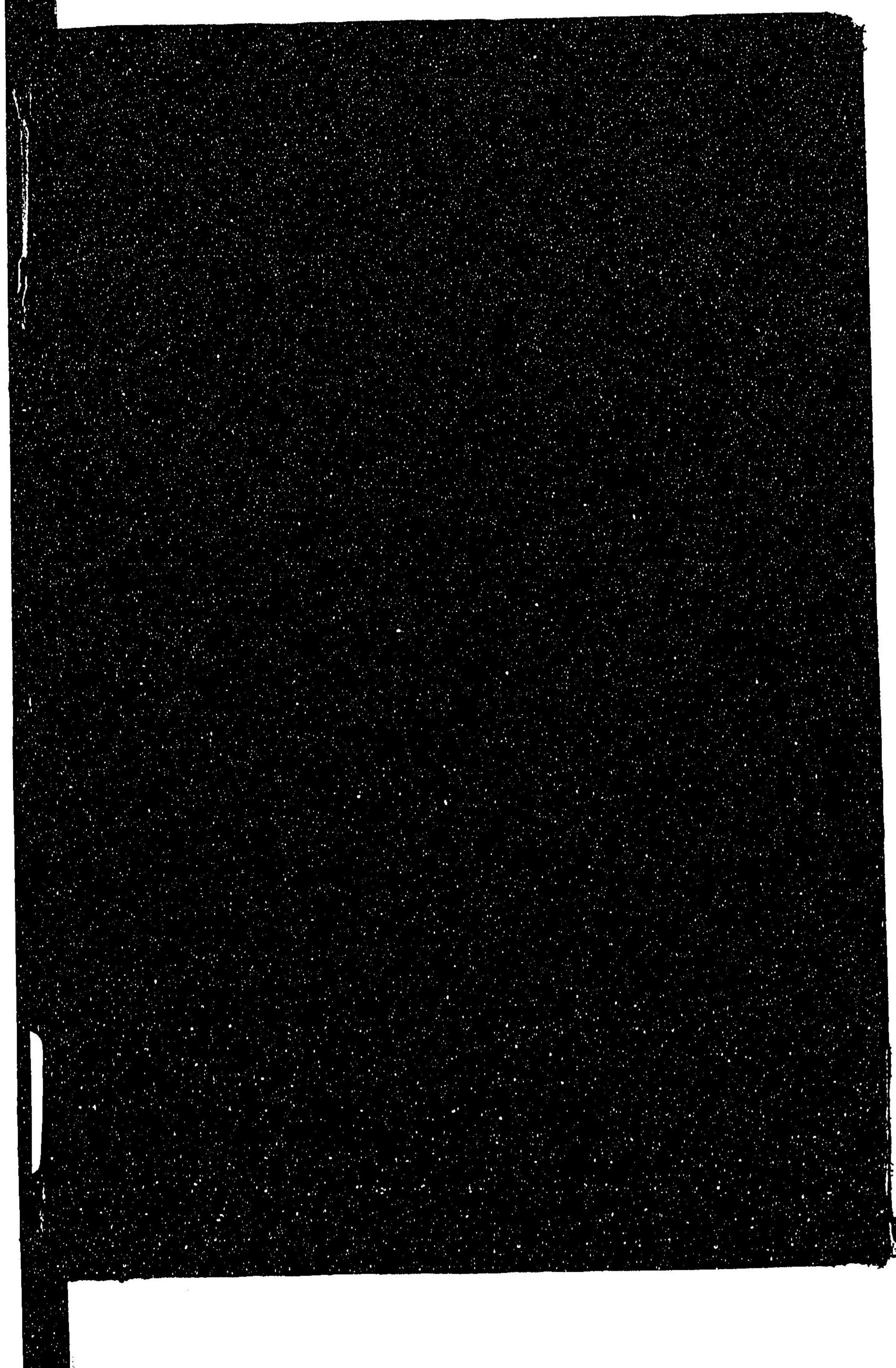
▲正價 上製 金五拾錢 郵稅拾錢  
並製 金卅五錢 郵稅八錢

道徳は人間の重大なる現象なりとせば、之を研究説明する所の倫理學は又重要なる學科ならざるべからず、木村鷹太郎先生倫理學を專攻せらるゝと數年茲に東洋西洋倫理學史を著さる文章敘述共に明晰其第一章たる東洋倫理學史の如きは東西古今未だ曾て此種の著書なき所にして、殊に文學博士井上哲次郎先生の校閱を経たれば本書の重き以て知るべき也。

發兌元

東京日本橋區本町三丁目  
博文館

45
181



45  
184

013694-000-4

45-184

世界宗教一斑

内山 正如(幻堂) / 著

M33

ABA-0165





